

ドイチェ・ライフ・プラン 30/50/70

追加型株式投資信託/バランス型/自動けいぞく投資可能



この冊子は、前から順に「ドイチェ・ライフ・プラン 30」、「ドイチェ・ライフ・プラン 50」、「ドイチェ・ライフ・プラン 70」の目論見書により構成されており、巻末の（参考情報）は、上記3ファンドの目論見書の共通部分です。

ドイチェ・ライフ・プラン 30

追加型株式投資信託/バランス型/自動けいぞく投資可能



1. ドイツ・ライフ・プラン 30 の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 16 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 16 年 2 月 14 日にその効力が発生しております。
2. ドイツ・ライフ・プラン 30 の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. ドイツ・ライフ・プラン 30 は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
4. 登録金融機関で購入された投資信託は、投資家保護基金による支払いの対象にはなりません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ドイツ・ライフ・プラン 30 は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。ドイツ・ライフ・プラン 30 の基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

ドイチェ・ライフ・プラン30 目論見書

目次

1 . ファンドの特色	1
(1) ファンドの名称・目的・基本的性格	1
(2) 運用方法	1
(3) 主な投資対象	3
(4) 主な投資制限	3
(5) 運用体制	3
(6) 運営の仕組み	4
(参考情報) マザーファンドの概要	5
(参考情報) マザーファンドに投資するファンドおよび信託報酬率	7
2 . 投資リスク	8
(1) ファンドの主なリスク要因および留意点	8
(2) 投資リスクに対する管理体制	9
3 . ご投資の手引き	11
(1) お申込み取扱い場所等	11
(2) お買付	11
(3) ご換金(解約請求)	12
(4) 分配金	12
(5) 受益証券の保管	13
(6) ファンドに関する情報の照会先等	13
4 . 手数料及び税金	15
(1) 申込手数料	15
(2) 換金(解約)手数料	15
(3) 信託報酬等	15
(4) その他の手数料等	15
(5) 課税上の取扱い	16
5 . ファンドの形態、法定手続き、受益者の権利等	18
(1) 内国投資信託受益証券の形態等	18
(2) ファンドの沿革	18
(3) 申込期間	18
(4) 発行価額の総額及び発行数	18
(5) 信託金の限度額	18
(6) 振替機関に関する事項	18
(7) 信託期間	18
(8) 計算期間	18
(9) 信託の終了	19
(10) 信託約款の変更	19
(11) 委託会社の営業の譲渡及び承継に伴う取扱い	20
(12) 受益者の権利等	20
(13) 内国投資信託受益証券事務の概要	21

6 . 目論見書及び要約目論見書の記載事項等	2 2
7 . 委託会社の概要等	2 4
(1) 委託会社の概要	2 4
(2) 委託会社と関係法人との契約の更改等	2 4
(3) ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要	2 5
8 . 運用状況	2 6
(1) 投資状況	2 6
(参考情報) マザーファンドの投資状況	2 6
(2) 運用実績	2 8
(3) 設定及び解約の実績	2 9
9 . ファンドの経理状況	3 0
(1) 財務諸表	3 3
(2) ファンドの現況	3 7
1 0 . 信託約款	4 8
1 1 . 用語の解説	4 9

(参考情報)

マザーファンドの状況

マザーファンドの現況

マザーファンドの信託約款

「マザーファンドの状況」、「マザーファンドの現況」、「マザーファンドの信託約款」については、巻末の(参考情報)をご参照下さい。

1. ファンドの特色

(1) ファンドの名称・目的・基本的性格

ファンドの名称

ドイチェ・ライフ・プラン 30 (以下「当ファンド」といいます。)

ファンドの目的

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

基本的性格

当ファンドの基本的性格は追加型株式投資信託・バランス型 です。

「バランス型」とは、社団法人 投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度 70% 未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドをいいます。

(2) 運用方法

国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資により、リスクを低減しつつ中長期的な安定収益の獲得を目指します。

・各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。付加価値の源泉に関しては、資産配分で 1/3 程度、ポートフォリオ運用で 2/3 程度を目処とします。

資産配分の中立的配分となる「基本アセット・ミックス」を決定し、一定の範囲内で資産配分の調整を行います。

1. 各々のマザー受益証券への中立的な投資配分(基本アセット・ミックス)を以下の要領で決定します。

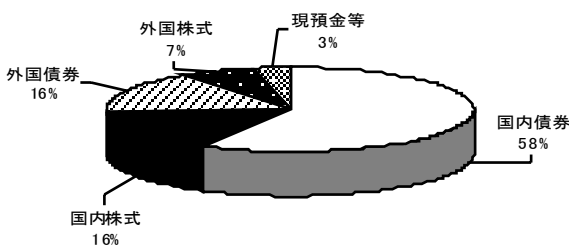
-) 3年～5年の中期的観点で、一定の収益目標を定めます。
-) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
-) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
-) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化すると判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。

2. この基本アセット・ミックスを中立的配分として、一定の変更限度内で四半期毎に資産配分(各々のマザー受益証券への投資配分)の変更を行います。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の変更を決定します。

3. また、各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、月次で資産配分の調整を行います。

<基本アセット・ミックス>

(平成 15 年 12 月末現在)



	中立配分 (%)	変更限度枠 (%)
国内債券	58	±10
国内株式	16	±5
外国債券	16	±5
外国株式	7	±5
現預金等	3	0-8
合計	100	

注1) 国内株式と外国株式の合計は30%以下とし、外国株式と外国債券の合計は30%以下とします。

注2) 基本アセット・ミックスは変更される場合があります。

各資産の運用にはベンチマーク（運用を評価するための指標）を定め、アクティブ運用によって、ベンチマークを上回る収益を追求します。

・ベンチマーク

項目	ベンチマーク
資産配分	基本アセット・ミックスを中立的資産配分とします。
国内債券	NOMURA - B P I 総合
国内株式	TOPIX（東証株価指数：配当込み）
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本）
外国株式	M S C I - コクサイ指数（配当込み）

*1 NOMURA - B P I は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA - B P I を用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

*2 東証株価指数（TOPIX）は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

*3 M S C I - コクサイ指数は、M S C I が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はM S C I に帰属します。また、M S C I は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

・投資対象

項目	投資対象
国内債券	ベンチマーク採用銘柄のうちシングルA格相当以上
国内株式	わが国証券取引所上場株式および店頭株
外国債券	ベンチマーク対象国のシングルA格相当以上の国債
外国株式	ベンチマーク採用国の上場株式中心

・為替政策

原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますが、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるると判断した場合は、為替ヘッジを行います。

ドイツ銀行グループのグローバル・ネットワーク、年金運用のノウハウを活用したファンドです。

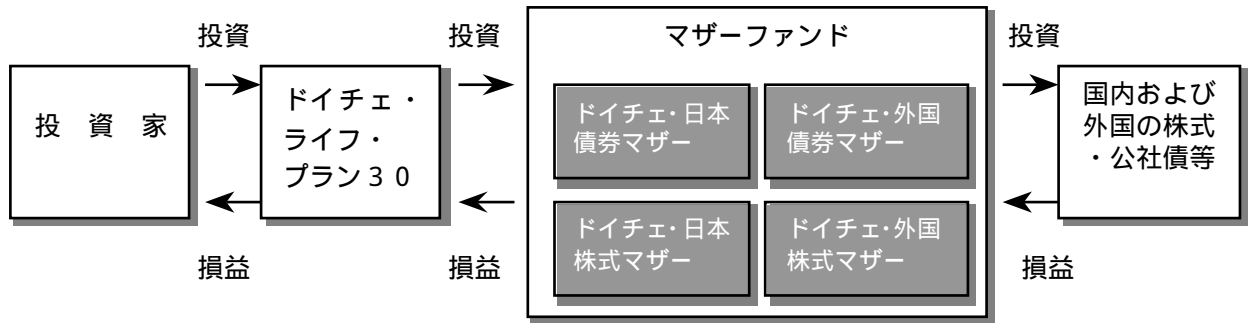
・ドイツ銀行グループの世界各国拠点のエコノミスト及びアナリスト情報を積極的に運用に活用します。

・基本アセット・ミックスの決定、資産配分の調整、および各資産毎の運用において、年金運用のアプローチを採用し、安定した収益の獲得を目指します。

当ファンドの運用にあたっては、「ドイチェ信託銀行」から投資助言を受けます。

・「ドイチェ信託銀行」はドイツ銀行グループの一員として、主に年金資金を対象としたバランス運用の経験を持っており、マクロ調査および産業調査等のトップ・ダウン・アプローチと個別の企業調査・株価評価等のボトム・アップ・アプローチの両面からバランス運用を行っております。

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンド（ドイチェ・日本債券マザー、ドイチェ・日本株式マザー、ドイチェ・外国債券マザー、ドイチェ・外国株式マザー）の受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



(3) 主な投資対象（詳細については、信託約款をご参照下さい。）

ドイツ・日本株式マザー受益証券、ドイツ・日本債券マザー受益証券、ドイツ・外国株式マザー受益証券、ドイツ・外国債券マザー受益証券を主要投資対象とします。

(4) 主な投資制限（詳細については、信託約款をご参照下さい。）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

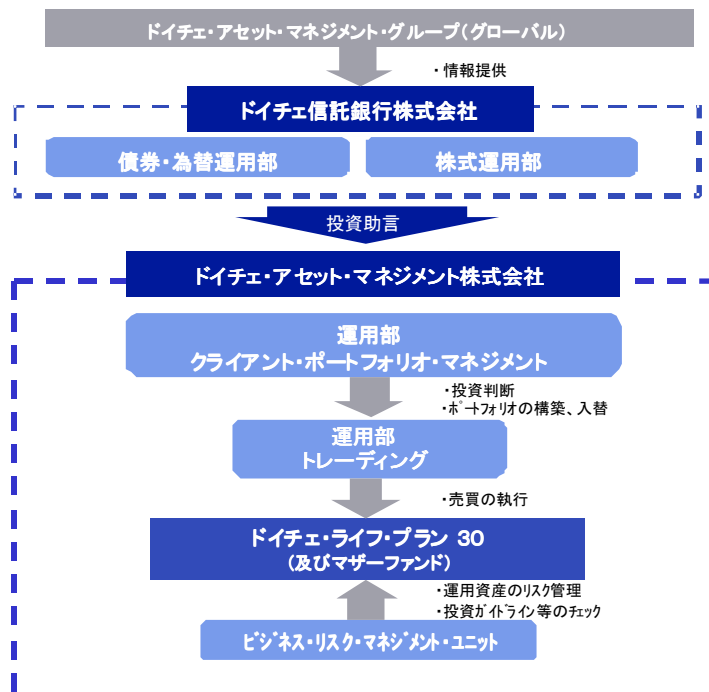
(5) 運用体制

ファンドの運用体制

当ファンドは、ドイツ信託銀行株式会社の投資助言に基づき、委託会社が、各ファンドのマザーファンド組入比率の調整を行ないます。

また、各マザーファンドの運用にあたっては、ドイツ信託銀行株式会社からの投資助言のもと、委託会社が投資判断及び売買の執行を行ないます。

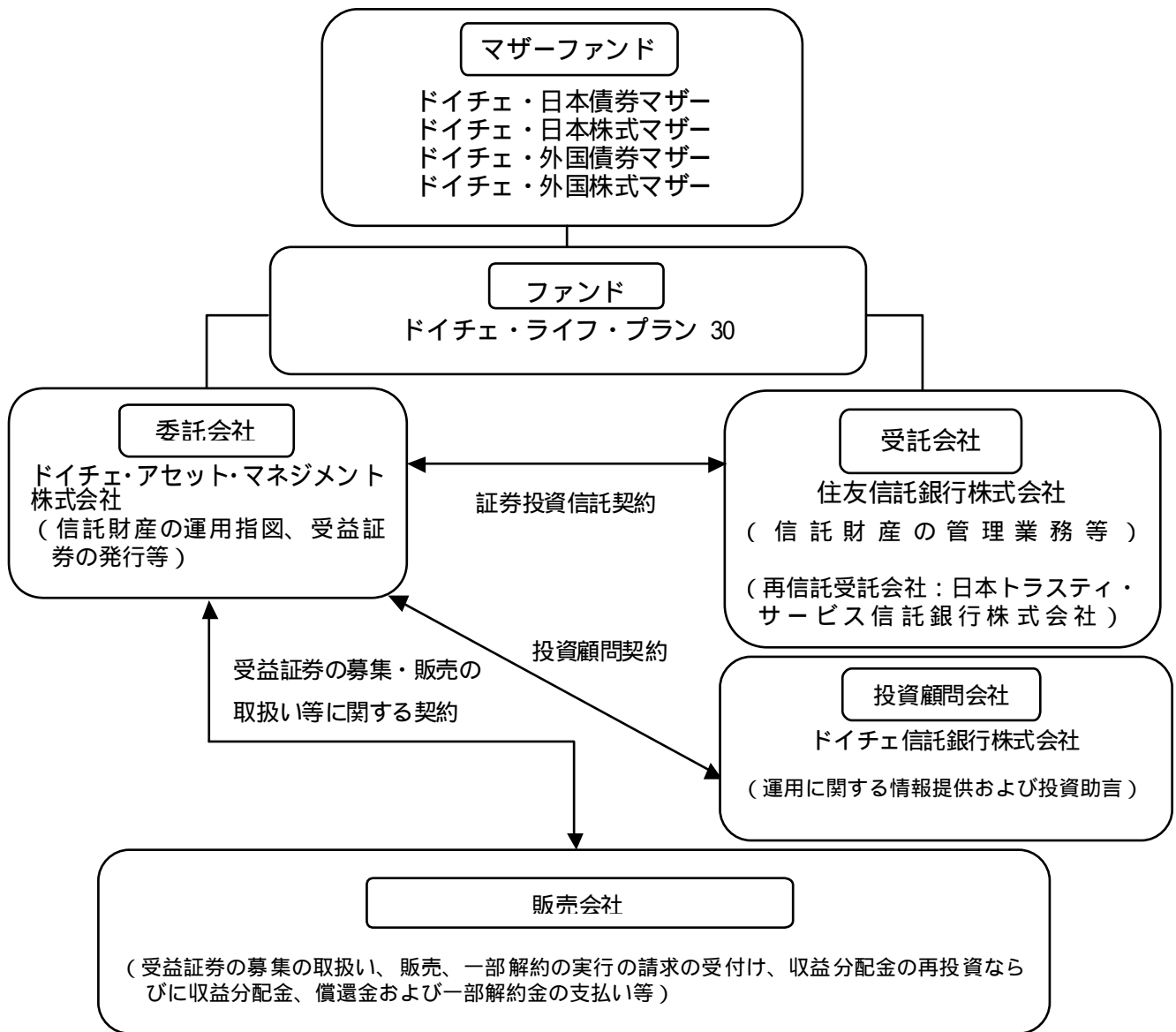
(平成15年12月末現在)



社内規則

委託会社の運用に関する社内規則のうち、ファンドの運用に関する規則は、運用業務管理規定、ファンドのマネージャーの業務規定、市場及び市場外取引に関する規程、トレーダーによらない取引に関する規程、約定業務手続きに関する規定、クロス取引規程が有ります。

(6) 運営の仕組み



当ファンドの関係法人は下記の通りです。

- a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、受益証券の発行、目論見書の作成等を行います。
- b. 住友信託銀行株式会社（「受託会社」）
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
- c. 「販売会社」
委託会社との間で「受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付け、受益証券の買取りならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。
- d. ドイチェ信託銀行株式会社（「投資顧問会社」）
委託会社との間で、「投資顧問契約」を締結し、これに基づき、当ファンドおよびマザーファンドの運用に関する投資助言を行ないます。

(参考情報)

マザーファンドの概要(詳細については、各マザーファンドの信託約款をご参照下さい。)

・ドイチェ・日本株式マザー

1. 基本方針

この投資信託は、主にわが国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

1) 主にわが国の上場株式および店頭登録株式に積極的に投資を行い、東証株価指数(配当込)を年率で3%程度上回る投資成果を目指します。

2) 付加価値を高めるために、トップ・ダウンおよびボトムアップの両方を活用した運用を行います。業種配分に関しては、マクロ経済・産業分析等によるトップダウン・アプローチで決定します。銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズ分析、定性分析、バリュエーション分析等によるボトムアップ・アプローチで決定します。付加価値の源泉に関しては、業種配分で1/3程度、銘柄選択で2/3程度を目処としますが、市況動向等により見直されることがあります。

3) 業種および銘柄の分散化を図り、過度なリスクを避けます。組入銘柄数は、原則として、40~80銘柄程度とします。

3. 投資制限

1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。

2) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

・ドイチェ・日本債券マザー

1. 基本方針

この投資信託は、主にわが国の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

1) 主に NOMURA-BPI 総合に採用されている銘柄で格付けがシングルA格相当以上の格付(S&P、ムーディーズ、日本格付投資情報センター、日本格付研究所のうちいずれかから取得)の公社債に投資を行い、同指数を年率で1%程度上回る投資成果を目指します。NOMURA-BPI 総合は、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

2) マクロ分析に基づく市場予測から判断するトップダウン・アプローチでアクティブ運用を行います。付加価値の源泉に関しては、デュレーション・コントロールで50%、イールド・カーブの形状予測で25%、債券の種別配分で15%、個別債券の割高割安入替で10%を目処としますが、市況動向等によっては見直されることがあります。

3) デュレーションの調整は、原則として NOMURA-BPI 総合のデュレーション \pm 1年の範囲で行います。ただし、市況動向等によりデュレーションの調整範囲は見直されることがあります。

3. 投資制限

1) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

・ドイチェ・外国株式マザー

1. 基本方針

この投資信託は、主に外国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

- 1) 主にモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数(以下、「MSCI コクサイ指数」という。)に採用されている国の株式に積極的に投資を行い、同指数を年率で3%程度上回る投資成果を目指します。MSCI コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く22カ国(平成15年12月末現在)を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(MSCI)が開発した株価指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行われますので変動することがあります。
 - 2) 市況動向などによっては、MSCI コクサイ指数に採用されていない国の株式に信託財産の最大10%まで組入れることがあります。
 - 3) 国別配分に関しては、グローバルな景気サイクル、金融政策、企業収益などをベースとするトップダウンにより決定します。
 - 4) 業種別配分に関しては、グローバルおよび地域レベルでの投資テーマに合った業種を中心にセミ・トップダウンにより決定します。
 - 5) 銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズおよびバリュエーションを考慮したボトムアップにより決定します。
 - 6) 付加価値の源泉に関しては、国別配分で20%程度、業種別配分および個別銘柄選択で80%程度の目処としますが、市況動向等によっては見直されることがあります。
3. 投資制限
- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
 - 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

・ドイチェ・外国債券マザー

1. 基本方針
この投資信託は、主に外国の公社債に投資し、安定収益の獲得を目指して運用を行います。
2. 運用方法
 - 1) 主にシティグループ世界国債インデックス(除く日本)(以下「WGBI」という。)に採用されている銘柄で格付けがシングルA格相当以上の格付(S&P、ムーディーズのうちいずれかから取得)の国債に投資を行い、同インデックスを年率で3%程度上回る投資成果を目指します。WGBIとは、世界各国の日本を除く21カ国(平成15年12月末現在)を投資対象国として、投資家が各国の市場で売買可能な国債の総合投資利回りを指数化したものです。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行われますので変動することがあります。
 - 2) マクロ分析に基づく市場予測から判断するトップダウン・アプローチでアクティブ運用を行います。付加価値の源泉に関しては、国別配分で50%、デュレーション・コントロールで30%、イールド・カーブの形状予測・債券の種別配分・個別債券の割高割安入替で20%を目処としますが、市況動向等により見直されることがあります。
 - 3) デュレーションの調整は、原則としてWGBIのデュレーション±1年の範囲で行います。ただし、市況動向等によりデュレーションの調整範囲は見直されることがあります。
3. 投資制限
 - 1) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(参考情報) マザーファンドに投資するファンドおよび信託報酬率

有価証券届出書提出日現在、当ファンド以外で「ドイチェ・日本株式マザー」、「ドイチェ・日本債券マザー」、「ドイチェ・外国株式マザー」、「ドイチェ・外国債券マザー」に投資しているファンドおよびその信託報酬率は以下のとおりです。

ファンド名	信託報酬率
ドイチェ・ライフ・プラン50	年率 1.5015% (税抜 1.43%)
ドイチェ・ライフ・プラン70	年率 1.7115% (税抜 1.63%)
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	年率 0.7665% (税抜 0.73%)
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	年率 0.9240% (税抜 0.88%)
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	年率 1.0815% (税抜 1.03%)
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	年率 1.2915% (税抜 1.23%)
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	年率 1.5015% (税抜 1.43%)
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	年率 1.7115% (税抜 1.63%)
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	年率 0.7665% (税抜 0.73%)
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	年率 0.9240% (税抜 0.88%)
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	年率 1.0815% (税抜 1.03%)
ドイチェ・日本債券ファンド	年率 0.6300% (税抜 0.60%)

今後も「ドイチェ・日本株式マザー」、「ドイチェ・日本債券マザー」、「ドイチェ・外国株式マザー」、「ドイチェ・外国債券マザー」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

2. 投資リスク

(1) ファンドの主なリスク要因および留意点

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて株式及び公社債など値動きのある証券（また、外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は全て受益者に帰属する事となります。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。なお、以下の記載は、ファンドに関するすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅していないことにつき、ご注意ください。

株価変動リスク

保有する株式の価格変動により、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式の価格は、国内及び国際的な政治・経済情勢などの影響をうけ、大きく変動します。

債券の価格変動リスク

保有する債券の価格変動により、当ファンドの基準価額は変動します。一般に金利が低下した場合、債券の価格は上昇傾向となりますが、逆に金利が上昇した場合には、債券価格は下落傾向となります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因のひとつとなります。

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化により大きく変動します。また、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

為替変動リスク

外国通貨建証券は、現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の下落度合によっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

各資産への投資配分に関するリスク

各資産への投資配分（各々のマザー受益証券への投資配分）は、「基本アセット・ミックス」を中立的配分とし、一定の変更限度内で調整を行ないますが、相対的に収益率の劣る資産への投資配分を増やす事により中立的な投資配分をした場合より基準価額のパフォーマンスが劣る場合があります。

一部解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

一部解約代金の支払い資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

また、マザーファンドに投資を行っている他のベビーファンドにおける一部解約による資金の流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。

法令・税制・会計等の変更可能性に関するリスク

法令・税制・会計等は今度変更される可能性もあります。

その他

- 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、追加設定・解約の申込みを中止することがあります。この場合、既にお申込みの追加設定・解約であっても取消しさせていただくこともあります。
- 当ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベン

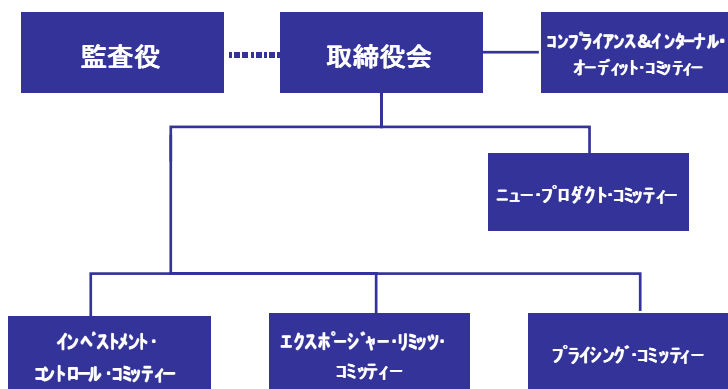
チマークは一定の投資成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。

- ・ 予測不可能な事態（天変地異等）が起きた時など、急激な市況変動が起こる可能性があり、基準価額が変動する場合があります。
- ・ 資金動向、市況動向その他の要因により、前記の運用方法にしたがった運用ができない場合があります。
- ・ ファンドは、受益証券の総口数が10億口を下回った場合等に必要な手続等を経て繰上償還されることがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

リスク管理体制について



各コミッティー等の概要

- インベストメント・コントロール・コミッティー
 - 資産運用管理に関する内部管理の維持並びに運用状況のモニタリングを目的とします。
 - 毎月実施
- エクスポージャー・リミッツ・コミッティー
 - カウンター・パーティーのクレジット・リスクをモニタリング並びに取引限度額を設定し、取引の安全を図ることを目的とします。
 - 3ヶ月毎に実施
- プライシング・コミッティー
 - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が運用する有価証券等の時価評価方法を定め、顧客資産の運用評価の公正な維持管理を目的とします。
 - 3ヵ月毎に実施
- コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー
 - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が営む業務に影響を与えるコンプライアンスに関する問題、リスク管理体制及び内部監査の指摘事項等を検討し、望ましい対応を勧告するとともに、指摘事項の改善状況やその他の問題解決状況のモニタリングを行います。
 - 2ヵ月毎に実施
- ニュー・プロダクト・コミッティー
 - 新商品、既存商品に関する重大な変更、および新規サービス等を検討、承認することを目的とします。
 - 適宜実施
- コンプライアンス部
 - 法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
 - 違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
 - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が営む業務に適用される諸規則・受託者責

任に関する基準等についての方針、手続き及びガイドラインの策定を行います。

◇ 取引の妥当性のチェック

◇ 利益相反取引のチェック

●本店監査部

➤ 本店監査部が定期的に内部監査を実施し、内部ルールの遵守状況や管理体制をチェックします。

●ビジネス・リスク・マネジメント・ユニット

➤ リスク管理のための方針を策定、内部管理体制が有効に機能しているかどうかのモニタリングを行います。

➤ 資産運用は、運用部による内部管理のほかに、ビジネス・リスク・マネジメント・ユニットが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目を常時チェックします。

◇ 運用ガイドラインのモニター

3. ご投資の手引き

(1) お申込み取扱い場所等

お申込み取扱い場所

お申込みは、販売会社の本・支店等において取扱います。

なお、販売会社によっては、一部の支店等でお申込みの取扱いを行わない場合があります。また、販売会社と販売会社以外の証券会社または登録金融機関が取次契約を締結することにより、当該証券会社または当該登録金融機関がファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

販売会社の詳細については、下記の照会先にお問合わせください。

- ・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- ・電話番号 03-5156-5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

一般コース及び自動けいぞく投資コース

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。受益証券の取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

受付時間

お買付及び解約の申込みの取扱いは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、午後3時（年末年始などの本邦証券取引所が半休日の場合は午前11時）までに、申込みが行なわれかつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

(2) お買付

お申込み単位

お申込み単位は、販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。詳細については、後記「3. ご投資の手引き（6）ファンドに関する情報の照会先等」の照会先にお問合せ下さい。

1万口以上1万口単位

1円以上1円単位

1万円以上1円単位

10万円以上1円単位

上記にかかわらず、収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みの場合は、1口単位で取得することができます。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

取得価額

取得申込受付日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資

産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

お申込みの際に申込手数料が課されます。詳しくは「4.手数料及び税金」をご参照下さい。

お申込み代金の払込み

ファンドの受益証券の取得申込者は、取得申込受付日から起算して5営業日目までにお支払いいただくものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

お申込みにあたっての留意点

a. 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消し等

- ・追加信託は、原則として毎営業日に行なうものとしますが、信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込の受付を制限または停止することができます。
- ・証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。

b. 申込証拠金はありません。また、お申込み代金に利息はつきません。

(3) ご換金(解約請求)

解約単位

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に1万口単位(自動けいぞく投資契約にかかる受益証券については1口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

解約価額

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額(以下「解約価額」といいます。)とします。

解約代金のお支払い

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の営業所にて支払われます。

解約にあたっての留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記による一部解約の実行請求の受付を中止することができます。

これにより、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した解約価額とします。

換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

(4) 分配金

分配方針

年1回の毎決算時(11月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行います。

a. 分配対象額の範囲は、経費削除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。

b. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金のお支払い

収益分配金は、決算日から起算して 5 営業日目から受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社において行います。

なお、自動けいぞく投資コースの場合は、課税後に、決算日の基準価額で無手数料で再投資されます。

(5) 受益証券の保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されません。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されません。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。なお、「自動けいぞく投資契約」に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、受益証券の引出しを請求することはできません。

受益証券は原則として無記名式ですが、「一般コース」を選択した受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券はすべて無記名式とし、記名式の受益証券とすることはできません。無記名式の受益証券は、それを所持している人が受益者として扱われます。

1) 記名式の受益証券の所持人は、委託会社が定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

2) 前記 1)の規定による名義書換の手続きは、当ファンドの毎計算期間の末日の翌営業日から 15 日間停止します。

受益証券を喪失、毀損・汚損した受益者に対する受益証券の再交付の手続は以下の通りです。

1) 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続により再交付を申請したときは、委託会社は無記名式の受益証券を再交付します。

2) 記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続により再交付を申請したときは、委託会社は、記名式の受益証券を再交付します。

3) 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続により再交付を申請したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記 1)、2)の規定を準用するものとします。

4) 受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

(6) ファンドに関する情報の照会先等

基準価額及び解約価額

a. 委託会社

ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

電話番号 03 - 5156 - 5247（受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

b. 販売会社

販売会社の本支店の窓口で問い合わせることができます。

c. 日本経済新聞

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：LP30）。

申込手数料及びお申込み単位について

上記 「a. 委託会社」および「b. 販売会社」にてご照会下さい。

運用報告書等

委託会社は、ファンドの計算期間終了後及び償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。また、当ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了毎に、半期報告書の提出が計算期間の最初の6ヵ月終了毎になされます。

受益者へのお知らせ

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4. 手数料及び税金

(1) 申込手数料

申込み手数料は、2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の基準価額に乗じて得た額とします。詳細については、前記「3. ご投資の手引き（6）ファンドに関する情報の照会先等」の照会先にお問合せ下さい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

当ファンドは、償還乗換え¹および償還前乗換え²等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、各販売会社にお問い合わせください。

1「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払を行った販売会社でファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

2「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った当該販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドに係る受益証券の取得申込を行う場合をいいます。

(2) 換金(解約)手数料

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から信託財産留保額^{*1}（当該基準 価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額（以下「解約価額^{*2}」といいます。）とします。

*1)「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

*2) 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)

(3) 信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.2915%（税抜 1.23%）を乗じて得た額とします。

その支払先および配分は、委託会社が年率 0.6090%（税抜 0.58%）、販売会社が年率 0.5775%（税抜 0.55%）および受託会社が年率 0.1050%（税抜 0.10%）です。

前記の信託報酬額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

当ファンドへ投資助言を行うドイチェ信託銀行株式会社への投資顧問報酬（年率 0.21%以内）は、委託会社の信託報酬の中に含まれています。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されません。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) その他の手数料等

(a) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(b) 委託会社は、前記(a)に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社

は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けとる際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

(c)前記(b)において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

(d)前記(b)において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支弁します。

なお、本書提出日現在、前記(b)により定める上限は、信託財産の純資産総額に年0.10%の率を乗じて得た金額とします。

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税相当額及び外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容は変更される事があります。

個別元本方式について

a. 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記「c. 収益分配金の課税について」を参照下さい。）

b. 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

また、一部解約または償還により損失が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等の譲渡益との損益通算が可能になります。

税率は平成 20 年 4 月 1 日から 20%（所得税 15%および地方税 5%）となる予定です。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税 7%）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不参入制度は適用されません。

税率は平成 20 年 4 月 1 日から 15%（所得税 15%）となる予定です。

5. ファンドの形態、法定手続き、受益者の権利等

(1) 内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型無記名式受益証券（以下「受益証券」といいます。）

ただし、受益者の請求により無記名式から記名式への変更、また記名式から無記名式への変更をすることができます。

受益証券の当初元本は1口当り1円です。

格付けは取得していません。

日本以外の地域での発行はありません。

(2) ファンドの沿革

平成10年11月26日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成12年12月1日 ファンド名称の変更（「ＢＴライフ・プラン30」より「ドイチェ・ライフ・プラン30」へ変更）

(3) 申込期間

委託会社は平成16年2月13日に有価証券届出書を関東財務局に提出しており、これに基づくお申込み期間は次のとおりです。

平成16年2月14日から平成17年2月13日まで

なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

委託会社の本店以外に有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所はありません。

(4) 発行価額の総額及び発行数

上記申込期間における発行価額の総額及び発行数は以下のとおりです。

発行価額の総額は2,000億円を上限とします。

受益証券1口当りの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額です。

発行数は2,000億円相当口を上限とします。

(5) 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(6) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(7) 信託期間

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日(平成10年11月26日)から無期限とします。

ただし、下記「(9)信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(8) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は、当該日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(9) 信託の終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより10億口を下回る事となった場合および信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記の信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記からまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が、監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、以下の(10)の に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(10) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記の信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(11) 委託会社の営業の譲渡及び承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(12) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- (a) 受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- (b) 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、毎計算期間終了日（計算期間終了が休業日の場合には翌営業日））から起算して 5 営業日目）から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社において行います。
- (c) 前記(b)の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了後の翌日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付を行います。ただし、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記(b)の規定に準じて受益者に支払います。
- (d) 受益者が収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に関する請求権

- (a) 受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- (b) 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して 5 営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社において行います。
- (c) 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

受益証券の一部解約請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社を通じて、1 万口単位（自動けいぞく投資契約に係る受益証券については 1 口の整数倍）をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、5 営業日目から受益者に支払われます。

記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の支払の請求の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の支払の請求の場合には受益証券に、記名し届出印を押印するものとします。委託会社は、押印された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払をしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

反対者の買取請求権

前記 (9) および(10) に規定する信託契約の解約または信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第 30 条の 2 の規定に基づき、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前期 (9) および(10) に規定する公告または書面に付記します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払いに関する受託会社の免責
受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(13) 内国投資信託受益証券事務の概要

名義書換について

記名式受益証券の所持人は、委託会社の定める手続に従い、販売会社経由で委託会社に名義書換を請求することができます。

名義書換手数料は、徴収しません。

名義書換の手続きは、各計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

受益者名簿について

作成しません。

受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

受益者に対する特典

該当するものではありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者から自己の有する受益証券について返還請求があった場合、販売会社は「自動けいぞく投資契約」に基づき、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取り扱います。

6. 目論見書及び要約目論見書の記載事項等

目論見書の表紙および裏表紙に、(i)委託会社の名称、本店の所在地およびロゴマーク、()申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、()ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。

目論見書に、当ファンドの信託約款及び用語の解説を添付することがあります。

届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。

要約目論見書を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条1項1号口に規定する書類として、以下の記載にしたがい、本件届出の効力発生後にその効力発生日を記載して使用することがあります。

- (1) 当要約目論見書は、チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール（ハガキ・封書用）として使用されるほか、新聞、雑誌および書籍等に記載されることがあります。
- (2) 当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラストおよびキャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、社名ロゴマーク、あいさつ文を付加して使用されることがあります。
- (3) 投資対象の資産別構成比をグラフにして示すことがあります。（データは適時更新されません。）
- (4) ファンドの運用実績に関する下記の情報を、日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、過去の運用実績であり、今後の運用成果を示唆するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されません。
 - a) 基準価額（収益分配金修正後のものを含みます。以下同じ。）、純資産総額、収益分配金実績およびこれらの推移
 - b) 累積投資額（ファンド設定時に10,000円または100万円を投資したと仮定した場合の、収益分配金を再投資した実績評価額。ただし、申込手数料および収益分配金に係る税金は考慮していません。）の推移
 - c) ファンドの直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、5年、設定来などの各期間別の騰落率および各期間別の累積リターン（累積投資額の騰落率）。なお、各期間別や月中等の始値、高値、安値、終値の全てまたは一部を併せて記載する場合があります。
 - d) ファンドの投資対象の資産別構成比、市場別構成比、業種別構成比、組入銘柄名（全部または一部）および当該銘柄の属する業種名、組入比率、組入銘柄数、外貨建資産に対する為替予約の状況
- (5) 上記（4）に関連して、ファンドのベンチマークに係る情報ならびにそれらとの差異を併せて記載することがあります。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (7) ファンドに関連する情報として、運用担当者に関する情報（写真を含む）ならびにファンドの運用実績および運用実績に関するコメントを記載することがあります。また、ファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、国別、資産の種類別、市場別、業種別、銘柄ごとの組入比率、組入額および組入銘柄数（組入上位の資産、業種および銘柄など）の一部を日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。なお、これらの情報および説明は適宜、更新されます。

以下の趣旨の事項の全部または一部を目論見書の表紙裏または要約目論見書に記載することがあります。

- (1) 投資信託は、預金保険の対象とはなりません。
- (2) 投資信託は、保険契約ではありませんので、保険契約者保護機構の対象にはなりません。
- (3) 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。

- (4) 投資信託は、保険契約における保険金額と異なり、受取金額の保証はありません。
- (5) 投資信託は、値動きのある証券に投資しますので購入された方は投資した資金の減少を含むリスクを負うことになります。
- (6) 投資信託の購入者は、投資した資産の減少を含むリスク（元本割れリスク）を負います。
- (7) 投資信託の設定・運用は、販売会社ではなく、当該投資信託委託会社が行います。
- (8) 証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。
- (9) この投資信託は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入れた株式や債券の発行者の経営・財務状態の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

7. 委託会社の概要等

(1) 委託会社の概要

- ・ 名称 : ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
- ・ 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 ティム・ハドソン
- ・ 本店の所在の場所 : 東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号山王パークタワー
- ・ 資本の額 : 金 1,248 百万円(平成 15 年 12 月末現在)
- ・ 事業の内容 : ・ 証券投資信託における委託会社としての業務
・ 有価証券に係る投資顧問業務
・ 上記に付随する業務または付帯する業務
- ・ 沿革
 - 昭和 60 年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント株式会社設立
 - 昭和 62 年 投資顧問業登録、投資一任業認可
 - 平成 2 年 ドイツ銀投資顧問株式会社と合併、社名をディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント株式会社に改称
 - 平成 7 年 投信業務兼営のため、社名をディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
 - 平成 7 年 証券投資信託委託会社免許取得
 - 平成 8 年 社名をドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
 - 平成 11 年 バンカース・トラスト投信投資顧問株式会社と合併、社名をドイチェ・アセット・マネジメント株式会社に改称
 - 平成 14 年 チューリッヒ・スカダー投資顧問株式会社と合併
- ・ 大株主の状況
 - 平成 15 年 12 月末現在の大株主の状況
 - 名 称 : ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
 - 住 所 : シンガポール 038985 サンテックタワーファイブ #12-08 テマセックブルーバード 5
 - 所有株式 : 24,960 株
 - 所有比率 : 100%

(2) 委託会社と関係法人との契約の更改等

受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書

当初の契約の有効期間は、1 年間とします。ただし、期間満了 3 ヶ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を 3 ヶ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

投資顧問契約

- 1) 投資顧問契約の期間は、1 年間とし、以下の規定に従って終了しない限り、更に 1 年間自動的に更新されるものとします。
- 2) 30 日以上書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。
- 3) 終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで助言を続けるものとします。

(3) ドイツェ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツェ・アセット・マネジメント・グループは、世界70ヶ国以上に支店を構えグローバルな金融サービスを提供するドイツ銀行グループの一員です。

また、世界20都市にわたり運用及び営業拠点を有しており、グループの運用資産総額は平成15年6月末時点で約82兆円(11-0 = 137.16円で換算)です。



2003年4月末現在

8. 運用状況

(1) 投資状況

(平成15年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券(ドイチェ・日本株式マザー)	日本	5,174,260,611	18.96
親投資信託受益証券(ドイチェ・日本債券マザー)	日本	15,280,744,785	56.00
親投資信託受益証券(ドイチェ・外国株式マザー)	日本	2,332,054,893	8.54
親投資信託受益証券(ドイチェ・外国債券マザー)	日本	3,788,888,736	13.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	706,631,630	2.59
合計(純資産総額)	-	27,282,580,655	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報) マザーファンドの投資状況

・「ドイチェ・日本株式マザー」の投資状況

(平成15年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	日本	17,322,261,000	99.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	55,716,875	0.32
合計(純資産総額)	-	17,377,977,875	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

・「ドイチェ・日本債券マザー」の投資状況

(平成15年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	23,042,427,200	68.18
社債券	日本	2,580,803,000	7.63
特殊債券	日本	7,265,438,000	21.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	907,006,745	2.68
合計(純資産総額)	-	33,795,674,945	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

・「ドイチェ・外国株式マザー」の投資状況

(平成15年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	アメリカ	5,670,543,359	57.21
	カナダ	182,974,126	1.84
	ドイツ	290,068,330	2.92
	イタリア	119,890,051	1.20
	フランス	537,048,507	5.41
	オーストラリア	251,363,918	2.53
	イギリス	923,705,311	9.31
	スイス	815,620,102	8.22
	パミューダ	207,103,716	2.08
	オランダ	131,974,067	1.33
	スペイン	246,967,237	2.49
	フィンランド	130,599,188	1.31
	小 計	9,507,857,912	95.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	403,550,267	4.07
合計(純資産総額)	-	9,911,408,179	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

・「ドイチェ・外国債券マザー」の投資状況

(平成15年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国 債 証 券	アメリカ	2,560,897,487	26.23
	カナダ	269,484,075	2.76
	ドイツ	3,403,289,328	34.86
	イタリア	644,455,076	6.60
	フランス	1,174,723,778	12.03
	イギリス	190,194,646	1.94
	オランダ	115,016,400	1.17
	スペイン	147,220,992	1.50
	ベルギー	312,182,728	3.19
	ギリシャ	144,832,140	1.48
	小 計	8,962,296,650	91.82
特 殊 債 券	アメリカ	73,192,822	0.74
	国際機関	135,986,832	1.39
	小 計	209,179,654	2.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	589,025,554	6.03
合計(純資産総額)	-	9,760,501,858	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成15年12月末日及び同日1年以内における各月末ならびに直近計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円) (分配落)	純資産総額(百万円) (分配付)	1口当たり純資産額(円) (分配落)	1口当たり純資産額(円) (分配付)
第1期 (平成11年11月15日)	4,279	4,364	1.0089	1.0289
第2期 (平成12年11月15日)	21,341	21,341	0.9781	0.9781
第3期 (平成13年11月15日)	31,372	31,372	0.9602	0.9602
第4期 (平成14年11月15日)	32,169	32,169	0.9153	0.9153
第5期 (平成15年11月17日)	28,067	28,067	0.9364	0.9364
平成14年12月末日	31,846	-	0.9173	-
平成15年1月末日	31,320	-	0.9139	-
平成15年2月末日	30,750	-	0.9105	-
平成15年3月末日	30,154	-	0.9106	-
平成15年4月末日	30,109	-	0.9188	-
平成15年5月末日	30,120	-	0.9362	-
平成15年6月末日	29,802	-	0.9404	-
平成15年7月末日	29,564	-	0.9453	-
平成15年8月末日	29,104	-	0.9383	-
平成15年9月末日	28,695	-	0.9396	-
平成15年10月末日	28,514	-	0.9458	-
平成15年11月末日	28,363	-	0.9469	-
平成15年12月末日	27,282	-	0.9607	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

分配の推移

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第1期	平成11年11月15日	0.2000
第2期	平成12年11月15日	0.0000
第3期	平成13年11月15日	0.0000
第4期	平成14年11月15日	0.0000
第5期	平成15年11月17日	0.0000

収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期 (平成10年11月26日～平成11年11月15日)	2.9
第2期 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	3.1
第3期 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	1.8
第4期 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	4.7
第5期 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	2.3

(注1)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配額の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して算出しています。

(注2)収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

(3) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び一部解約の実績は次のとおりです。

計算期間	設定数量(口)	一部解約数量(口)
第1期 (平成10年11月26日～平成11年11月15日)	4,619,168,642	377,483,359
第2期 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	18,388,296,852	810,664,399
第3期 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	16,047,893,656	5,195,391,978
第4期 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	8,146,122,077	5,672,269,996
第5期 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	2,364,324,684	7,535,811,820

(注) 設定数量には当初募集期間中の設定数量を含みます。

9 . ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成14年3月28日付内閣府令第17号及び平成15年3月28日付内閣府令第18号により改正されておりますが、第4期計算期間(平成13年11月16日から平成14年11月15日まで)については、両改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しており、第5期計算期間(平成14年11月16日から平成15年11月17日まで)については両改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第4期計算期間(平成13年11月16日から平成14年11月15日まで)の財務諸表については、新日本監査法人による監査を受けており、第5期計算期間(平成14年11月16日から平成15年11月17日まで)の財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受けております。

それらの監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

監査報告書


平成15年1月17日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長 ティム・ハドソン 殿

新日本監査法人


代表社員
関与社員

公認会計士

林 秀行 

代表社員
関与社員

公認会計士

高橋 勉 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 30」（以下「ファンド」という。）の平成13年11月16日から平成14年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、直前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表がドイチェ・ライフ・プラン 30の平成14年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 16 年 1 月 16 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員 公認会計士
関与社員

林 秀行 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 30」の平成 14 年 11 月 16 日から平成 15 年 11 月 17 日までの第 5 期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ドイチェ・ライフ・プラン 30」の平成 15 年 11 月 17 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 財務諸表

ドイチェ・ライフ・プラン30

(1)貸借対照表

(単位：円)

科目	期別	第4期	第5期
		[平成14年11月15日現在]	[平成15年11月17日現在]
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コ－ル・ロ－ン		1,502,019,562	1,122,377,425
親投資信託受益証券		30,982,713,893	27,217,835,640
未収利息		82	61
流動資産合計		32,484,733,537	28,340,213,126
資産合計		32,484,733,537	28,340,213,126
負債の部			
流動負債			
未払解約金		81,572,298	73,382,960
未払受託者報酬		17,797,723	15,710,929
未払委託者報酬		201,114,223	177,533,397
その他未払費用		14,689,386	5,985,053
流動負債合計		315,173,630	272,612,339
負債合計		315,173,630	272,612,339
純資産の部			
元本			
元本		35,145,671,495	29,974,184,359
剰余金又は欠損金			
期末欠損金		2,976,111,588	1,906,583,572
(分配準備積立金)		(366,649,138)	(646,884,446)
(当期損失)		(1,638,411,607)	-
剰余金又は欠損金合計		2,976,111,588	1,906,583,572
純資産合計		32,169,559,907	28,067,600,787
負債・純資産合計		32,484,733,537	28,340,213,126

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

期 別 科 目	第4期 〔自平成13年11月16日〕 〔至平成14年11月15日〕	第5期 〔自平成14年11月16日〕 〔至平成15年11月17日〕
	金 額	金 額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受 取 利 息	34,498	25,884
有 価 証 券 売 買 等 損 益	1,174,550,373	1,086,121,747
営 業 収 益 合 計	1,174,515,875	1,086,147,631
営業費用		
受 託 者 報 酬	35,175,317	31,917,768
委 託 者 報 酬	397,480,996	360,670,631
そ の 他 費 用	31,239,419	12,159,028
営 業 費 用 合 計	463,895,732	404,747,427
営業利益又は営業損失(△)	1,638,411,607	681,400,204
経常利益又は経常損失(△)	1,638,411,607	681,400,204
当期純利益又は当期損失(△)	1,638,411,607	681,400,204
一部解約に伴う当期純利益又は当期損失()分配額	92,270,434	86,235,962
期首欠損金	1,299,149,139	2,976,111,588
欠損金減少額	232,770,243	645,055,163
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(232,770,243)	(645,055,163)
欠損金増加額	363,591,519	170,691,389
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(363,591,519)	(170,691,389)
分配金	-	-
期末欠損金	2,976,111,588	1,906,583,572

重要な会計方針

第4期 〔自平成13年11月16日 至平成14年11月15日〕	第5期 〔自平成14年11月16日 至平成15年11月17日〕
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 同左 2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 同左

追加情報

第4期 〔自平成13年11月16日 至平成14年11月15日〕	第5期 〔自平成14年11月16日 至平成15年11月17日〕
	従来の「欠損金」の部については、投資信託財産計算規則の改正により、当期から「剰余金」の部として表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

	第4期 〔平成14年11月15日現在〕	第5期 〔平成15年11月17日現在〕
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額、期中一部解約元本額		
期首元本額	32,671,819,414円	35,145,671,495円
期中追加設定元本額	8,146,122,077円	2,364,324,684円
期中一部解約元本額	5,672,269,996円	7,535,811,820円
2. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定する額	-	元本の欠損 1,906,583,572円

(損益及び剰余金計算書関係)

	第4期 〔自平成13年11月16日 至平成14年11月15日〕	第5期 〔自平成14年11月16日 至平成15年11月17日〕
1. 分配金の計算方法		平成14年11月16日から平成15年11月17日まで当該期末における分配金はございません。
2. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)	35,175,317円	31,917,768円

(有価証券関係)

第4期(平成14年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	30,982,713,893	983,521,174
合 計	30,982,713,893	983,521,174

第5期（平成15年11月17日現在）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	27,217,835,640	709,961,078
合 計	27,217,835,640	709,961,078

（デリバティブ取引関係）

第4期（平成14年11月15日現在）

該当事項はありません。

第5期（平成15年11月17日現在）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第4期 〔平成14年11月15日現在〕	第5期 〔平成15年11月17日現在〕
1口当たり純資産額	0.9153円	0.9364円
（1万口当たり純資産額）	（9,153円）	（9,364円）

(3) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口 数	評 価 額	備 考
親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	6,522,611,385	5,070,025,829	-
親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	14,286,241,278	15,713,436,781	-
親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	3,363,181,959	2,606,802,336	-
親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	3,375,282,799	3,827,570,694	-
計		27,547,317,421	27,217,835,640	-

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(2) ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

(平成15年12月30日現在)

資産総額	27,383,031,306 円
負債総額	100,450,651 円
純資産総額 (-)	27,282,580,655 円
発行済数量	28,398,039,661 口
1 単位当たり純資産額 (/)	0.9607 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

(平成15年12月30日現在)

区分	種類	銘柄名称	数量(口)	簿面単価 (円)	簿面金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資 信託	ド仔・ 日本株式ザ-	6,006,803,589	0.7773	4,669,088,430	0.8614	5,174,260,611	18.96
日本	親投資 信託	ド仔・ 日本債券ザ-	13,896,639,492	1.0998	15,283,524,114	1.0996	15,280,744,785	56.00
日本	親投資 信託	ド仔・ 外国株式ザ-	2,873,758,341	0.7751	2,227,450,091	0.8115	2,332,054,893	8.54
日本	親投資 信託	ド仔・ 外国債券ザ-	3,240,027,994	1.1340	3,674,191,746	1.1694	3,788,888,736	13.88

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

追加型証券投資信託
ドイチェ・ライフ・プラン 30
約 款

追加型証券投資信託 ドイチェ・ライフ・プラン 30

運用の基本方針

約款 19 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式および債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の 30%を、かつ外国株式と外国債券などの外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の 30%を超えない範囲で運用を行います。

各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。付加価値の源泉に関しては、資産配分で 1/3 程度、ポートフォリオ運用で 2/3 程度を目処とします。

各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。

1. 各々の親投資信託受益証券への中立的な投資配分(基本アセット・ミックス)を以下の要領で決定します。
 - i) 3年～5年の中長期的観点で、一定の収益目標を定めます。
 - ii) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
 - iii) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
 - iv) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化したと判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。
2. この基本アセット・ミックスを中立的な配分として、一定の変更限度内で四半期毎に資産配分(各々の親投資信託受益証券への投資配分)の変更を行います。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の変更を決定します。
3. また、各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、月次で資産配分の調整を行います。

す。

各親投資信託受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。

実質組入れ外貨建資産については、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるかと判断した場合は、為替ヘッジを行います。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れおよび資金の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

収益分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 ドイチェ・ライフ・プラン 30 約款

〔委託者および受託者〕

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的および金額〕

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行った時は、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から無期限とします。

〔募集の方法〕

第4条 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。

〔受益権の分割および再分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権につい

ては、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

〔当初の受益者〕

第6条 この信託契約締結当初の受益者および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、前条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとし、

〔追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法〕

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第31条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔追加日時異なる受益権の内容〕

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第9条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。

別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は第2項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔受益証券の申込単位、価額および手数料〕

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口単位をもって売却することができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。

前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めるものとします。

第2項の規定にかかわらず、受益者が第49条の第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

〔受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義変更手続〕

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止し

ます。

〔記名式受益証券譲渡の対抗要件〕

第 13 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

〔無記名式の受益証券の再交付〕

第 14 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

〔記名式の受益証券の再交付〕

第 15 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

〔毀損した場合等の再交付〕

第 16 条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

〔受益証券の再交付の費用〕

第 17 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

〔運用の指図範囲〕

第 18 条 委託者は、信託金を、主として第 1 号から第 4 号までのドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託の受益証券および第 5 号から第 19 号までの有価証券に投資することを指図します。

1. ドイチェ・日本株式マザー受益証券
2. ドイチェ・日本債券マザー受益証券
3. ドイチェ・外国株式マザー受益証券
4. ドイチェ・外国債券マザー受益証券
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第 5 号から第 11 号までの証券の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第 5 号の証券または証書および第 12 号ならびに第 17 号の証券および証書のうち第 5 号の性質を有するものおよび第 14 号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第 6 号から第 9 号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 6 号から第 9 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図

することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることになった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔運用の基本方針〕

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔投資する株式等の範囲〕

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

〔同一銘柄の株式等への投資制限〕

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔信用取引の指図範囲〕

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行

うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をすることをします。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をすることをします。

〔公社債の借入れ〕

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をすることをします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔外貨建有価証券への投資制限〕

第 29 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託に属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第 32 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第 33 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第 34 条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

〔一括登録〕

第 35 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては、日本銀行名義で一括登録することがあります。

〔信託財産の表示および記載の省略〕

第 36 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

〔一部解約の請求および有価証券売却等の指図〕

第 37 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第 38 条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができ

ます。

〔資金の借入れ〕

第 39 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

〔損益の帰属〕

第 40 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第 41 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔信託の計算期間〕

第 42 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 16 日から翌年 11 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期は平成 10 年 11 月 26 日から平成 11 年 11 月 15 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第 44 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支弁します。

〔信託報酬等の総額および支弁の方法〕

第 45 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 123 の率を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

〔収益分配〕

第 46 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 47 条 （削除）

〔収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第 48 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 49 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 49 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔収益分配金、償還金および一部解約金の支払い〕

第 49 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。ただし、第 50 条第 3 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金は、原則として、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

〔収益分配金および償還金の時効〕

第 50 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求し

ないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

〔信託の一部解約〕

第51条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益証券については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行を請求するときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の規定により、信託契約を終了させる場合には、第52条の規定にしたがいます。

〔信託契約の解約〕

第52条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

〔委託者の認可取消等に伴う取扱い〕

第54条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

〔委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第55条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を

譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任に伴う取扱い〕

第 56 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 57 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第 57 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第 58 条 第 52 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 52 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔公告〕

第 59 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第 1 条 第 49 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 10 年 11 月 26 日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

11. 用語の解説

基準価額	ファンドの「基準価額」は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日*における受益権口数で除した額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。
ベンチマーク	投資信託等の運用成果を見る際に比較の基準とするもので、投資する資産の一部または全部の銘柄の値動きを指数化した指標(インデックス)が使用されます。
基本アセット・ミックス	当ファンドにおける、「基本アセット・ミックス」とは、各資産毎(日本株式、日本債券・外国株式・外国債券)の期待収益率等をもとに決定された、投資配分比率のことをいいます。この基本アセット・ミックスを中立的配分とし、一定の範囲内で投資配分の変更が行われます。
ボトム・アップ・アプローチ	個別銘柄に対する調査・分析に基づいて投資銘柄を選別する運用手法をいいます。
トップ・ダウン・アプローチ	経済情勢や産業動向などマクロ的な投資環境の予測・分析などにより、投資の資産配分や業種配分を決定する運用手法です。
イールドカーブ	満期が異なる債券の利回りがどのような関係になっているか(金利の期間構造)を表す曲線のことです。 横軸に債券の残存年数、縦軸に利回りを取り、各債券の利回りを結んだ曲線で表されます。
デュレーション	債券の平均残存期間のことで、金利の一定の変化に対する債券価格の変動の割合を表しています。 一般的に満期までの期間が長いほどデュレーションが大きくなり、金利の変化に対する債券価格の変動の割合が大きくなります。
信託財産留保額	解約者と引続き受益証券を保有する受益者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。当ファンドの信託財産留保額は0.3%です。
解約価額	基準価額から信託財産留保額を差し引いた額をいいます。
個別元本	受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

ドイツェ・ライフ・プラン 50

追加型株式投資信託/バランス型/自動けいぞく投資可能



1. ドイツ・ライフ・プラン 50 の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 16 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 16 年 2 月 14 日にその効力が発生しております。
2. ドイツ・ライフ・プラン 50 の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. ドイツ・ライフ・プラン 50 は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
4. 登録金融機関で購入された投資信託は、投資家保護基金による支払いの対象にはなりません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ドイツ・ライフ・プラン 50 は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。ドイツ・ライフ・プラン 50 の基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

ドイチェ・ライフ・プラン50 目論見書

目次

1 . ファンドの特色	1
(1) ファンドの名称・目的・基本的性格	1
(2) 運用方法	1
(3) 主な投資対象	3
(4) 主な投資制限	3
(5) 運用体制	3
(6) 運営の仕組み	4
(参考情報) マザーファンドの概要	5
(参考情報) マザーファンドに投資するファンドおよび信託報酬率	7
2 . 投資リスク	8
(1) ファンドの主なリスク要因および留意点	8
(2) 投資リスクに対する管理体制	9
3 . ご投資の手引き	11
(1) お申込み取扱い場所等	11
(2) お買付	11
(3) ご換金(解約請求)	12
(4) 分配金	12
(5) 受益証券の保管	13
(6) ファンドに関する情報の照会先等	13
4 . 手数料及び税金	15
(1) 申込手数料	15
(2) 換金(解約)手数料	15
(3) 信託報酬等	15
(4) その他の手数料等	15
(5) 課税上の取扱い	16
5 . ファンドの形態、法定手続き、受益者の権利等	18
(1) 内国投資信託受益証券の形態等	18
(2) ファンドの沿革	18
(3) 申込期間	18
(4) 発行価額の総額及び発行数	18
(5) 信託金の限度額	18
(6) 振替機関に関する事項	18
(7) 信託期間	18
(8) 計算期間	18
(9) 信託の終了	19
(10) 信託約款の変更	19
(11) 委託会社の営業の譲渡及び承継に伴う取扱い	20
(12) 受益者の権利等	20
(13) 内国投資信託受益証券事務の概要	21

6 . 目論見書及び要約目論見書の記載事項等	2 2
7 . 委託会社の概要等	2 4
(1) 委託会社の概要	2 4
(2) 委託会社と関係法人との契約の更改等	2 4
(3) ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要	2 5
8 . 運用状況	2 6
(1) 投資状況	2 6
(参考情報) マザーファンドの投資状況	2 6
(2) 運用実績	2 8
(3) 設定及び解約の実績	2 9
9 . ファンドの経理状況	3 0
(1) 財務諸表	3 3
(2) ファンドの現況	3 7
1 0 . 信託約款	4 8
1 1 . 用語の解説	4 9

(参考情報)

マザーファンドの状況

マザーファンドの現況

マザーファンドの信託約款

「マザーファンドの状況」、「マザーファンドの現況」、「マザーファンドの信託約款」については、巻末の(参考情報)をご参照下さい。

1. ファンドの特色

(1) ファンドの名称・目的・基本的性格

ファンドの名称

ドイチェ・ライフ・プラン 50 (以下「当ファンド」といいます。)

ファンドの目的

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

基本的性格

当ファンドの基本的性格は追加型株式投資信託・バランス型 です。

「バランス型」とは、社団法人 投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドをいいます。

(2) 運用方法

国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資により、リスクを低減しつつ中長期的な安定収益の獲得を目指します。

・各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。付加価値の源泉に関しては、資産配分で1/3程度、ポートフォリオ運用で2/3程度を目処とします。

資産配分の中立的配分となる「基本アセット・ミックス」を決定し、一定の範囲内で資産配分の調整を行います。

1. 各々のマザー受益証券への中立的な投資配分(基本アセット・ミックス)を以下の要領で決定します。

) 3年～5年の中期的観点で、一定の収益目標を定めます。

) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。

) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。

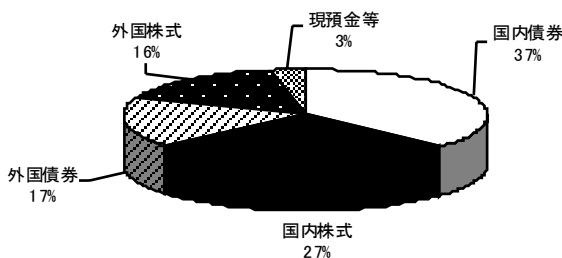
) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化したと判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。

2. この基本アセット・ミックスを中立的配分として、一定の変更限度内で四半期毎に資産配分(各々のマザー受益証券への投資配分)の変更を行います。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の変更を決定します。

3. また、各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、月次で資産配分の調整を行います。

<基本アセット・ミックス>

(平成15年12月末現在)



	中立配分 (%)	変更限度枠 (%)
国内債券	37	±10
国内株式	27	±5
外国債券	17	±5
外国株式	16	±5
現預金等	3	0.8
合計	100	

注1) 国内株式と外国株式の合計は50%以下とし、外国株式と外国債券の合計は40%以下とします。

注2) 基本アセット・ミックスは変更される場合があります。

各資産の運用にはベンチマーク（運用を評価するための指標）を定め、アクティブ運用によって、ベンチマークを上回る収益を追求します。

・ベンチマーク

項目	ベンチマーク
資産配分	基本アセット・ミックスを中立的資産配分とします。
国内債券	NOMURA - B P I 総合
国内株式	T O P I X（東証株価指数：配当込み）
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本）
外国株式	M S C I - コクサイ指数（配当込み）

* NOMURA - B P I は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は NOMURA - B P I を用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関して一切の責任を負いません。

* 東証株価指数（T O P I X）は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、T O P I X の算出もしくは公表の方法の変更、T O P I X の算出もしくは公表の停止または T O P I X の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

* M S C I - コクサイ指数は、M S C I が開発した株価指数であります。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は M S C I に帰属します。また、M S C I は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

・投資対象

項目	投資対象
国内債券	ベンチマーク採用銘柄のうちシングル A 格相当以上
国内株式	わが国証券取引所上場株式および店頭株
外国債券	ベンチマーク対象国のシングル A 格相当以上の国債
外国株式	ベンチマーク採用国の上場株式中心

・為替政策

原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますが、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるると判断した場合は、為替ヘッジを行います。

ドイツ銀行グループのグローバル・ネットワーク、年金運用のノウハウを活用したファンドです。

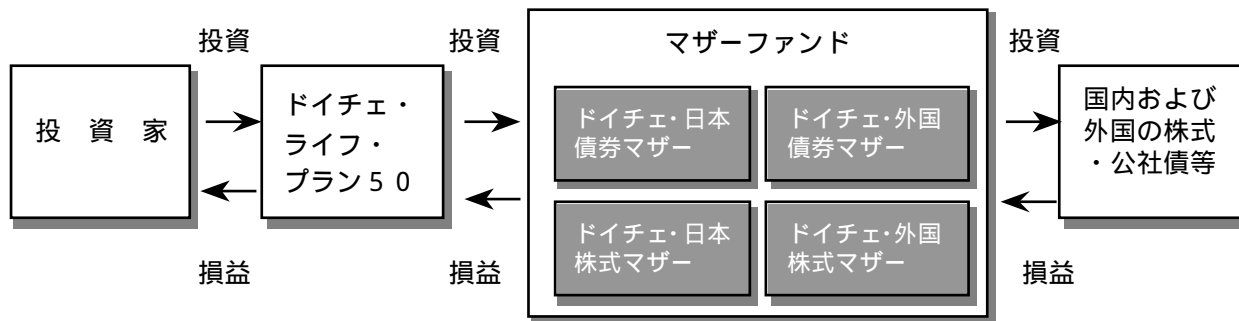
・ドイツ銀行グループの世界各国拠点のエコノミスト及びアナリスト情報を積極的に運用に活用します。

・基本アセット・ミックスの決定、資産配分の調整、および各資産毎の運用において、年金運用のアプローチを採用し、安定した収益の獲得を目指します。

当ファンドの運用にあたっては、「ドイチェ信託銀行」から投資助言を受けます。

・「ドイチェ信託銀行」はドイツ銀行グループの一員として、主に年金資金を対象としたバランス運用の経験を持っており、マクロ調査および産業調査等のトップ・ダウン・アプローチと個別の企業調査・株価評価等のボトム・アップ・アプローチの両面からバランス運用を行っております。

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンド（ドイチェ・日本債券マザー、ドイチェ・日本株式マザー、ドイチェ・外国債券マザー、ドイチェ・外国株式マザー）の受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



(3) 主な投資対象（詳細については、信託約款をご参照下さい。）

ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券を主要投資対象とします。

(4) 主な投資制限（詳細については、信託約款をご参照下さい。）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

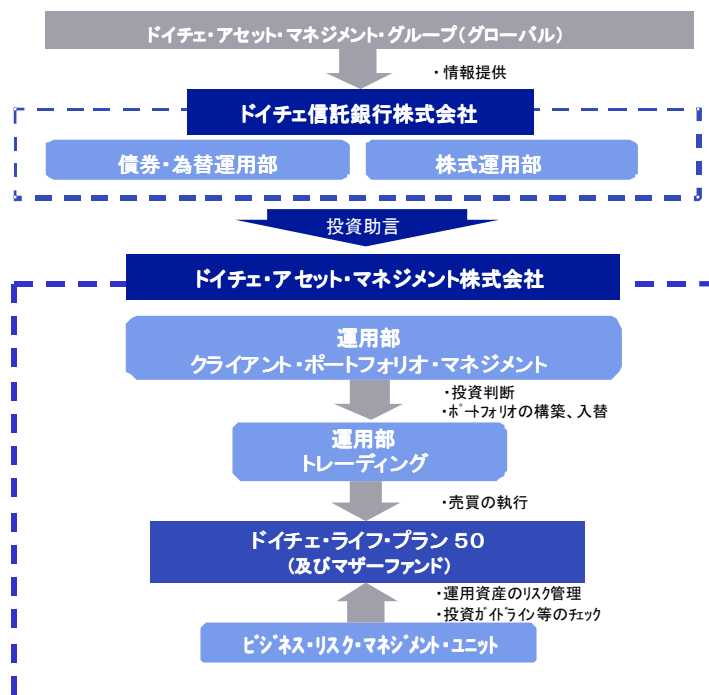
(5) 運用体制

ファンドの運用体制

当ファンドは、ドイチェ信託銀行株式会社の投資助言に基づき、委託会社が、各ファンドのマザーファンド組入比率の調整を行ないます。

また、各マザーファンドの運用にあたっては、ドイチェ信託銀行株式会社からの投資助言のもと、委託会社が投資判断及び売買の執行を行ないます。

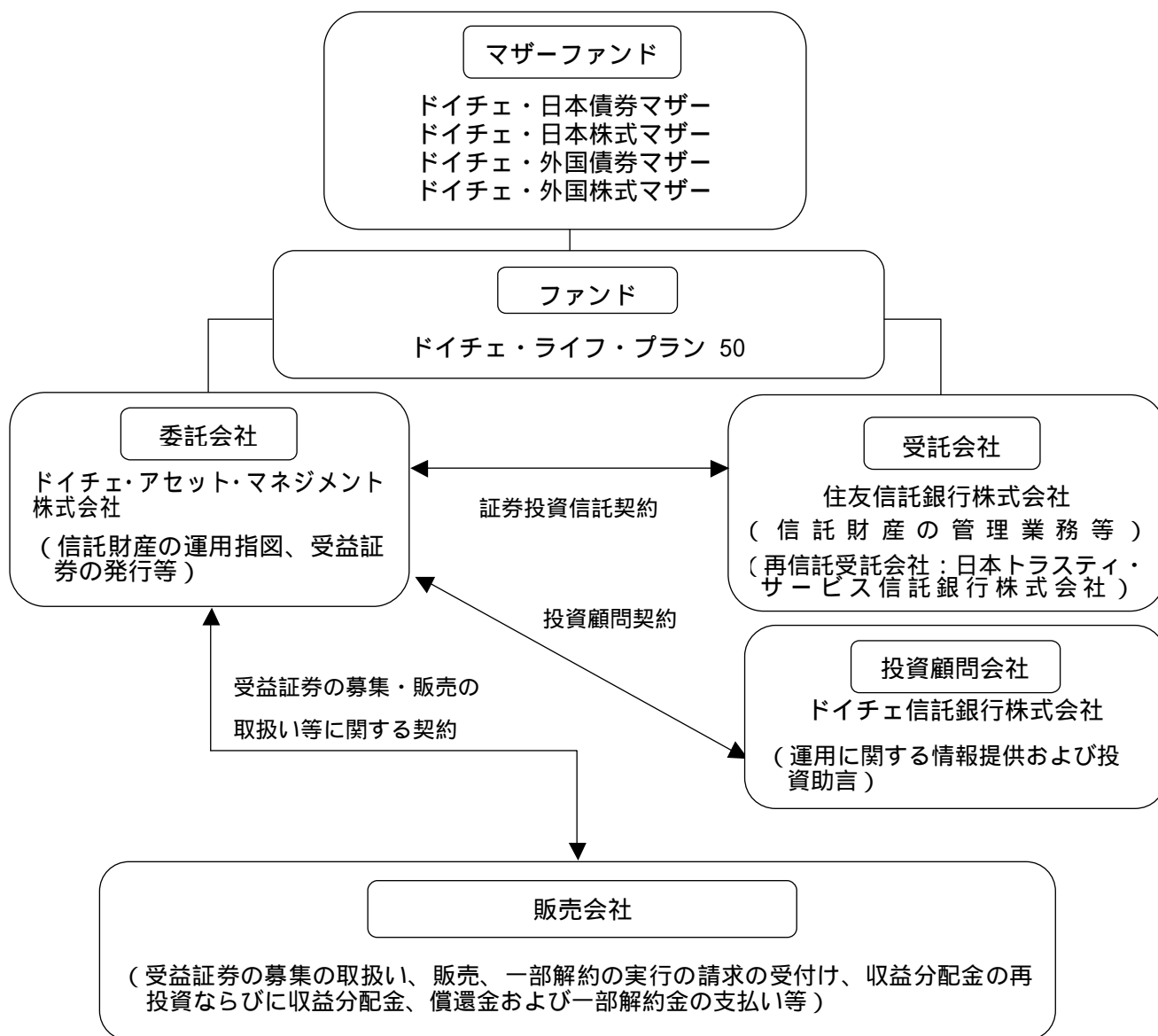
(平成15年12月末現在)



社内規則

委託会社の運用に関する社内規則のうち、ファンドの運用に関する規則は、運用業務管理規定、ファンドのマネージャーの業務規定、市場及び市場外取引に関する規程、トレーダーによらない取引に関する規程、約定業務手続きに関する規定、クロス取引規程が有ります。

(6) 運営の仕組み



当ファンドの関係法人は下記の通りです。

- a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、受益証券の発行、目論見書の作成等を行います。
- b. 住友信託銀行株式会社（「受託会社」）
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
- c. 「販売会社」
委託会社との間で「受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付け、受益証券の買取りならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。
- d. ドイチェ信託銀行株式会社（「投資顧問会社」）
委託会社との間で、「投資顧問契約」を締結し、これに基づき、当ファンドおよびマザーファンドの運用に関する投資助言を行ないます。

(参考情報)

マザーファンドの概要(詳細については、各マザーファンドの信託約款をご参照下さい。)

・ドイチェ・日本株式マザー

1. 基本方針

この投資信託は、主にわが国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

1) 主にわが国の上場株式および店頭登録株式に積極的に投資を行い、東証株価指数(配当込)を年率で3%程度上回る投資成果を目指します。

2) 付加価値を高めるために、トップ・ダウンおよびボトムアップの両方を活用した運用を行います。業種配分に関しては、マクロ経済・産業分析等によるトップダウン・アプローチで決定します。銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズ分析、定性分析、バリュエーション分析等によるボトムアップ・アプローチで決定します。付加価値の源泉に関しては、業種配分で1/3程度、銘柄選択で2/3程度を目処としますが、市況動向等により見直されることがあります。

3) 業種および銘柄の分散化を図り、過度なリスクを避けます。組入銘柄数は、原則として、40~80銘柄程度とします。

3. 投資制限

1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。

2) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

・ドイチェ・日本債券マザー

1. 基本方針

この投資信託は、主にわが国の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

1) 主に NOMURA-BPI 総合に採用されている銘柄で格付けがシングルA格相当以上の格付(S&P、ムーディーズ、日本格付投資情報センター、日本格付研究所のうちいずれかから取得)の公社債に投資を行い、同指数を年率で1%程度上回る投資成果を目指します。NOMURA-BPI 総合は、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

2) マクロ分析に基づく市場予測から判断するトップダウン・アプローチでアクティブ運用を行います。付加価値の源泉に関しては、デュレーション・コントロールで50%、イーールド・カーブの形状予測で25%、債券の種別配分で15%、個別債券の割高割安入替で10%を目処としますが、市況動向等によっては見直されることがあります。

3) デュレーションの調整は、原則として NOMURA-BPI 総合のデュレーション \pm 1年の範囲で行います。ただし、市況動向等によりデュレーションの調整範囲は見直されることがあります。

3. 投資制限

1) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

・ドイチェ・外国株式マザー

1. 基本方針

この投資信託は、主に外国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

- 1) 主にモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数(以下、「MSCI コクサイ指数」という。)に採用されている国の株式に積極的に投資を行い、同指数を年率で3%程度上回る投資成果を目指します。MSCI コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く22カ国(平成15年12月末現在)を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(MSCI)が開発した株価指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行われますので変動することがあります。
 - 2) 市況動向などによっては、MSCI コクサイ指数に採用されていない国の株式に信託財産の最大10%まで組入れることがあります。
 - 3) 国別配分に関しては、グローバルな景気サイクル、金融政策、企業収益などをベースとするトップダウンにより決定します。
 - 4) 業種別配分に関しては、グローバルおよび地域レベルでの投資テーマに合った業種を中心にセミ・トップダウンにより決定します。
 - 5) 銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズおよびバリュエーションを考慮したボトムアップにより決定します。
 - 6) 付加価値の源泉に関しては、国別配分で20%程度、業種別配分および個別銘柄選択で80%程度の目処としますが、市況動向等によっては見直されることがあります。
3. 投資制限
- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
 - 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

・ドイチェ・外国債券マザー

1. 基本方針
この投資信託は、主に外国の公社債に投資し、安定収益の獲得を目指して運用を行います。
2. 運用方法
 - 1) 主にシティグループ世界国債インデックス(除く日本)(以下「WGBI」という。)に採用されている銘柄で格付けがシングルA格相当以上の格付(S&P、ムーディーズのうちいずれかから取得)の国債に投資を行い、同インデックスを年率で3%程度上回る投資成果を目指します。WGBIとは、世界各国の日本を除く21カ国(平成15年12月末現在)を投資対象国として、投資家が各国の市場で売買可能な国債の総合投資利回りを指数化したものです。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行われますので変動することがあります。
 - 2) マクロ分析に基づく市場予測から判断するトップダウン・アプローチでアクティブ運用を行います。付加価値の源泉に関しては、国別配分で50%、デュレーション・コントロールで30%、イールド・カーブの形状予測・債券の種別配分・個別債券の割高割安入替で20%を目処としますが、市況動向等により見直されることがあります。
 - 3) デュレーションの調整は、原則としてWGBIのデュレーション \pm 1年の範囲で行います。ただし、市況動向等によりデュレーションの調整範囲は見直されることがあります。
3. 投資制限
 - 1) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(参考情報) マザーファンドに投資するファンドおよび信託報酬率

有価証券届出書提出日現在、当ファンド以外で「ドイツ・日本株式マザー」、「ドイツ・日本債券マザー」、「ドイツ・外国株式マザー」、「ドイツ・外国債券マザー」に投資しているファンドおよびその信託報酬率は以下のとおりです。

ファンド名	信託報酬率
ドイツ・ライフ・プラン30	年率 1.2915% (税抜 1.23%)
ドイツ・ライフ・プラン70	年率 1.7115% (税抜 1.63%)
ドイツ・ライフ・プラン30VA	年率 0.7665% (税抜 0.73%)
ドイツ・ライフ・プラン50VA	年率 0.9240% (税抜 0.88%)
ドイツ・ライフ・プラン70VA	年率 1.0815% (税抜 1.03%)
ドイツ・グローバル・バランス<安定型>	年率 1.2915% (税抜 1.23%)
ドイツ・グローバル・バランス<成長型>	年率 1.5015% (税抜 1.43%)
ドイツ・グローバル・バランス<積極型>	年率 1.7115% (税抜 1.63%)
ドイツ・グローバル・バランス<安定型>VA	年率 0.7665% (税抜 0.73%)
ドイツ・グローバル・バランス<成長型>VA	年率 0.9240% (税抜 0.88%)
ドイツ・グローバル・バランス<積極型>VA	年率 1.0815% (税抜 1.03%)
ドイツ・日本債券ファンド	年率 0.6300% (税抜 0.60%)

今後も「ドイツ・日本株式マザー」、「ドイツ・日本債券マザー」、「ドイツ・外国株式マザー」、「ドイツ・外国債券マザー」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

2 . 投資リスク

(1) ファンドの主なリスク要因および留意点

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて株式及び公社債など値動きのある証券（また、外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は全て受益者に帰属する事となります。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。なお、以下の記載は、ファンドに関するすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅していないことにつき、ご注意ください。

株価変動リスク

保有する株式の価格変動により、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式の価格は、国内及び国際的な政治・経済情勢などの影響をうけ、大きく変動します。

債券の価格変動リスク

保有する債券の価格変動により、当ファンドの基準価額は変動します。一般に金利が低下した場合、債券の価格は上昇傾向となりますが、逆に金利が上昇した場合には、債券価格は下落傾向となります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因のひとつとなります。

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化により大きく変動します。また、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

為替変動リスク

外国通貨建証券は、現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の変動によっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

各資産への投資配分に関するリスク

各資産への投資配分（各々のマザー受益証券への投資配分）は、「基本アセット・ミックス」を中立的配分とし、一定の変更限度内で調整を行ないますが、相対的に収益率の劣る資産への投資配分を増やす事により中立的な投資配分をした場合より基準価額のパフォーマンスが劣る場合があります。

一部解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

一部解約代金の支払い資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

また、マザーファンドに投資を行っている他のベビーファンドにおける一部解約による資金の流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。

法令・税制・会計等の変更可能性に関するリスク

法令・税制・会計等は今度変更される可能性もあります。

その他

- ・証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、追加設定・解約の申込みを中止することがあります。この場合、既にお申込みの追加設定・解約であっても取消しさせていただくこともあります。
- ・当ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベ

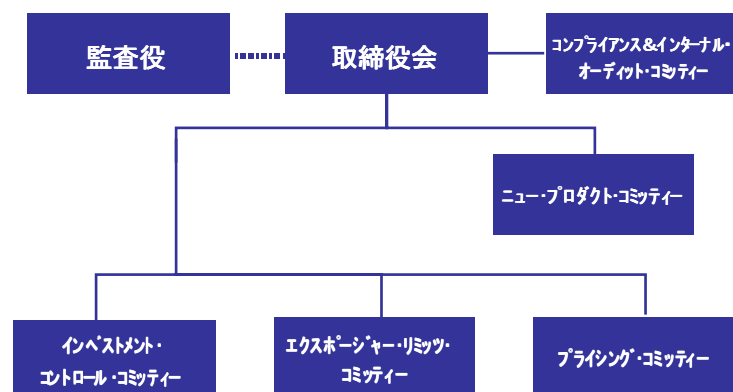
ベンチマークは一定の投資成果を保証するものではありません。また、株式および金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。

- ・ 予測不可能な事態（天変地異等）が起きた時など、急激な市況変動が起こる可能性があり、基準価額が変動する場合があります。
- ・ 資金動向、市況動向その他の要因により、前記の運用方法にしたがった運用ができない場合があります。
- ・ ファンドは、受益証券の総口数が10億口を下回った場合等に必要な手続等を経て繰上償還されることがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

リスク管理体制について



各コミッティー等の概要

- **インベストメント・コントロール・コミッティー**
 - 資産運用管理に関する内部管理の維持並びに運用状況のモニタリングを目的とします。
 - 毎月実施
- **エクスポート・リミッツ・コミッティー**
 - カウンター・パーティーのクレジット・リスクをモニタリング並びに取引限度額を設定し、取引の安全を図ることを目的とします。
 - 3ヶ月毎に実施
- **プライシング・コミッティー**
 - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が運用する有価証券等の時価評価方法を定め、顧客資産の運用評価の公正な維持管理を目的とします。
 - 3ヵ月毎に実施
- **コンプライアンス&インターナル・オーデイト・コミッティー**
 - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が営む業務に影響を与えるコンプライアンスに関する問題、リスク管理体制及び内部監査の指摘事項等を検討し、望ましい対応を勧告するとともに、指摘事項の改善状況やその他の問題解決状況のモニタリングを行います。
 - 2ヵ月毎に実施
- **ニュー・プロダクト・コミッティー**
 - 新商品、既存商品に関する重大な変更、および新規サービス等を検討、承認することを目的とします。
 - 適宜実施
- **コンプライアンス部**
 - 法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
 - 違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
 - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が営む業務に適用される諸規則・受託者責

任に関する基準等についての方針、手続き及びガイドラインの策定を行います。

◇ 取引の妥当性のチェック

◇ 利益相反取引のチェック

●本店監査部

➤ 本店監査部が定期的に内部監査を実施し、内部ルールの遵守状況や管理体制をチェックします。

●ビジネス・リスク・マネジメント・ユニット

➤ リスク管理のための方針を策定、内部管理体制が有効に機能しているかどうかのモニタリングを行います。

➤ 資産運用は、運用部による内部管理のほかに、ビジネス・リスク・マネジメント・ユニットが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目を常時チェックします。

◇ 運用ガイドラインのモニター

3. ご投資の手引き

(1) お申込み取扱い場所等

お申込み取扱い場所

お申込みは、販売会社の本・支店等において取扱います。

なお、販売会社によっては、一部の支店等でお申込みの取扱いを行わない場合があります。また、販売会社と販売会社以外の証券会社または登録金融機関が取次契約を締結することにより、当該証券会社または当該登録金融機関がファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

販売会社の詳細については、下記の照会先にお問合わせください。

- ・ ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- ・ 電話番号 03-5156-5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

一般コース及び自動けいぞく投資コース

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。受益証券の取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

受付時間

お買付及び解約の申込みの取扱いは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、午後3時（年末年始などの本邦証券取引所が半休日の場合は午前11時）までに、申込みが行なわれかつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

(2) お買付

お申込み単位

お申込み単位は、販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。詳細については、後記「3. ご投資の手引き（6）ファンドに関する情報の照会先等」の照会先にお問合せ下さい。

1 万口以上1 万口単位

1 円以上1 円単位

1 万円以上1 円単位

10 万円以上1 円単位

上記にかかわらず、収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みの場合は、1口単位で取得することができます。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

取得価額

取得申込受付日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下

「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

お申込みの際に申込手数料が課されます。詳しくは「4.手数料及び税金」をご参照下さい。

お申込み代金の払込み

ファンドの受益証券の取得申込者は、取得申込受付日から起算して5営業日目までにお支払いいただくものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

お申込みにあたっての留意点

a. 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消し等

- ・追加信託は、原則として毎営業日に行なうものとしますが、信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込の受付を制限または停止することができます。
- ・証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。

b. 申込証拠金はありません。また、お申込み代金に利息はつきません。

(3) ご換金（解約請求）

解約単位

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に1万口単位（自動けいぞく投資契約にかかる受益証券については1口の整数倍）をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

解約価額

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約代金のお支払い

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の営業所にて支払われます。

解約にあたっての留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記による一部解約の実行請求の受付を中止することができます。

これにより、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した解約価額とします。

換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

(4) 分配金

分配方針

年1回の毎決算時(11月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費削除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金のお支払い

収益分配金は、決算日から起算して 5 営業日目から受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社において行います。

なお、自動けいぞく投資コースの場合は、課税後に、決算日の基準価額で無手数料で再投資されます。

(5) 受益証券の保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。なお、「自動けいぞく投資契約」に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、受益証券の引出しを請求することはできません。

受益証券は原則として無記名式ですが、「一般コース」を選択した受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券はすべて無記名式とし、記名式の受益証券とすることはできません。無記名式の受益証券は、それを所持している人が受益者として扱われます。

- 1) 記名式の受益証券の所持人は、委託会社が定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。
- 2) 前記 1) の規定による名義書換の手続きは、当ファンドの毎計算期間の末日の翌営業日から 15 日間停止します。

受益証券を喪失、毀損・汚損した受益者に対する受益証券の再交付の手続は以下の通りです。

- 1) 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続により再交付を申請したときは、委託会社は無記名式の受益証券を再交付します。
- 2) 記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続により再交付を申請したときは、委託会社は、記名式の受益証券を再交付します。
- 3) 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続により再交付を申請したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記 1)、2) の規定を準用するものとします。
- 4) 受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

(6) ファンドに関する情報の照会先等

基準価額及び解約価額

a. 委託会社

ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

電話番号 03 - 5156 - 5247 (受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

b. 販売会社

販売会社の本支店の窓口で問い合わせることができます。

c. 日本経済新聞

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：LP50）。

申込手数料及びお申込み単位について

上記「a. 委託会社」および「b. 販売会社」にてご照会下さい。

運用報告書等

委託会社は、ファンドの計算期間終了後及び償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。また、当ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了毎に、半期報告書の提出が計算期間の最初の6ヵ月終了毎になされます。

受益者へのお知らせ

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4. 手数料及び税金

(1) 申込手数料

申込み手数料は、2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の基準価額に乗じて得た額とします。詳細については、前記「3.ご投資の手引き（6）ファンドに関する情報の照会先等」の照会先にお問合せ下さい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

当ファンドは、償還乗換え¹および償還前乗換え²等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、各販売会社にお問い合わせください。

1「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払を行った販売会社でファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

2「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った当該販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドに係る受益証券の取得申込を行う場合をいいます。

(2) 換金(解約)手数料

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から信託財産留保額^{*1}（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額（以下「解約価額^{*2}」といいます。）とします。

*1)「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%を乗じて得た額）をいし、信託財産に繰り入れられます。

*2) 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)

(3) 信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.5015%（税抜1.43%）を乗じて得た額とします。

その支払先および配分は、委託会社が年率0.7140%（税抜0.68%）、販売会社が年率0.6825%（税抜0.65%）および受託会社が年率0.1050%（税抜0.10%）です。

前記の信託報酬額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

当ファンドへ投資助言を行うドイツ信託銀行株式会社への投資顧問報酬（年率0.24%以内）は、委託会社の信託報酬の中に含まれています。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されず、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されず。

(4) その他の手数料等

(a) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(b)委託会社は、前記(a)に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために払い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けとる際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

(c)前記(b)において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

(d)前記(b)において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支弁します。

なお、本書提出日現在、前記(b)により定める上限は、信託財産の純資産総額に年0.10%の率を乗じて得た金額とします。

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容は変更される事があります。

個別元本方式について

a. 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記「c.収益分配金の課税について」を参照下さい。）

b. 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

また、一部解約または償還により損失が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等の譲渡益との損益通算が可能になります。

税率は平成20年4月1日から20%（所得税 15%および地方税 5%）となる予定です。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税 7%）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不参入制度は適用されません。

税率は平成20年4月1日から15%（所得税 15%）となる予定です。

5. ファンドの形態、法定手続き、受益者の権利等

(1) 内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型無記名式受益証券（以下「受益証券」といいます。）

ただし、受益者の請求により無記名式から記名式への変更、また記名式から無記名式への変更をすることができます。

受益証券の当初元本は1口当たり1円です。

格付けは取得していません。

日本以外の地域での発行はありません。

(2) ファンドの沿革

平成10年11月26日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成12年12月1日 ファンド名称の変更（「BTライフ・プラン50」より「ドイチェ・ライフ・プラン50」へ変更）

(3) 申込期間

委託会社は平成16年2月13日に有価証券届出書を関東財務局に提出しており、これに基づくお申込み期間は次のとおりです。

平成16年2月14日から平成17年2月13日まで

なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

委託会社の本店以外に有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所はありません。

(4) 発行価額の総額及び発行数

上記申込期間における発行価額の総額及び発行数は以下のとおりです。

発行価額の総額は2,000億円を上限とします。

受益証券1口当りの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額です。

発行数は2,000億円相当口を上限とします。

(5) 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(6) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(7) 信託期間

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日(平成10年11月26日)から無期限とします。

ただし、下記「(9)信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(8) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は、当該日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(9) 信託の終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより 10 億口を下回ることとなった場合および信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記 の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前記 の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 の信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記 から までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が、監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、以下の(10)の に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(10) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記 の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前記 の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 の信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(11) 委託会社の営業の譲渡及び承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(12) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- (a) 受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- (b) 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、毎計算期間終了日（計算期間終了が休業日の場合には翌営業日））から起算して 5 営業日目から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社において行います。
- (c) 前記(b)の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了後の翌日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付を行います。ただし、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記(b)の規定に準じて受益者に支払います。
- (d) 受益者が収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に関する請求権

- (a) 受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- (b) 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して 5 営業日目から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社において行います。
- (c) 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

受益証券の一部解約請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社を通じて、1 万口単位（自動けいぞく投資契約に係る受益証券については 1 口の整数倍）をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、5 営業日目から受益者に支払われます。

記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の支払の請求の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の支払の請求の場合には受益証券に、記名し届出印を押印するものとします。委託会社は、押印された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払をしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

反対者の買取請求権

前記 (9) および (10) に規定する信託契約の解約または信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第 30 条の 2 の規定に基づき、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産

をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の
手続に関する事項は、前期 (9)および(10) に規定する公告または書面に付記します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧
または謄写を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払いに関する受託会社の免責
受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については
支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付
します。受託会社は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付し
た後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(13) 内国投資信託受益証券事務の概要

名義書換について

記名式受益証券の所持人は、委託会社の定める手続に従い、販売会社経由で委託会社に名義
書換を請求することができます。

名義書換手数料は、徴収しません。

名義書換の手続きは、各計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

受益者名簿について

作成しません。

受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

受益者に対する特典

該当するものではありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の
定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはでき
ません。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者から自己の有する受益証券に
ついて返還請求があった場合、販売会社は「自動けいぞく投資契約」に基づき、当該受益者
から一部解約の実行の請求があったものとして取り扱います。

6. 目論見書及び要約目論見書の記載事項等

目論見書の表紙および裏表紙に、(i)委託会社の名称、本店の所在地およびロゴマーク、()申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、()ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。

目論見書に、当ファンドの信託約款および用語の解説を添付することがあります。

届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。

要約目論見書を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条1項1号口に規定する書類として、以下の記載にしたがい、本件届出の効力発生後にその効力発生日を記載して使用することがあります。

- (1) 当要約目論見書は、チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール(ハガキ・封書用)として使用されるほか、新聞、雑誌および書籍等に記載されることがあります。
- (2) 当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラストおよびキャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、社名ロゴマーク、あいさつ文を付加して使用されることがあります。
- (3) 投資対象の資産別構成比をグラフにして示すことがあります。(データは適時更新されません。)
- (4) ファンドの運用実績に関する下記の情報を、日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、過去の運用実績であり、今後の運用成果を示唆するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。
 - a) 基準価額(収益分配金修正後のものを含みます。以下同じ。)、純資産総額、収益分配金実績およびこれらの推移
 - b) 累積投資額(ファンド設定時に10,000円または100万円を投資したと仮定した場合の、収益分配金を再投資した実績評価額。ただし、申込手数料および収益分配金に係る税金は考慮していません。)の推移
 - c) ファンドの直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、5年、設定来などの各期間別の騰落率および各期間別の累積リターン(累積投資額の騰落率)。なお、各期間別や月中等の始値、高値、安値、終値の全てまたは一部を併せて記載する場合があります。
 - d) ファンドの投資対象の資産別構成比、市場別構成比、業種別構成比、組入銘柄名(全部または一部)および当該銘柄の属する業種名、組入比率、組入銘柄数、外貨建資産に対する為替予約の状況
- (5) 上記(4)に関連して、ファンドのベンチマークに係る情報ならびにそれらとの差異を併せて記載することがあります。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (7) ファンドに関連する情報として、運用担当者に関する情報(写真を含む)ならびにファンドの運用実績および運用実績に関するコメントを記載することがあります。また、ファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、国別、資産の種類別、市場別、業種別、銘柄ごとの組入比率、組入額および組入銘柄数(組入上位の資産、業種および銘柄など)の一部を日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。なお、これらの情報および説明は適宜、更新されます。

以下の趣旨の事項の全部または一部を目論見書の表紙裏または要約目論見書に記載することがあります。

- (1) 投資信託は、預金保険の対象とはなりません。
- (2) 投資信託は、保険契約ではありませんので、保険契約者保護機構の対象にはなりません。
- (3) 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。

- せん。
- (4) 投資信託は、保険契約における保険金額と異なり、受取金額の保証はありません。
 - (5) 投資信託は、値動きのある証券に投資しますので購入された方は投資した資金の減少を含むリスクを負うこととなります。
 - (6) 投資信託の購入者は、投資した資産の減少を含むリスク（元本割れリスク）を負います。
 - (7) 投資信託の設定・運用は、販売会社ではなく、当該投資信託委託会社が行います。
 - (8) 証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。
 - (9) この投資信託は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入れた株式や債券の発行者の経営・財務状態の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

7. 委託会社の概要等

(1) 委託会社の概要

- ・名称 : ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社
- ・代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 ティム・ハドソン
- ・本店の所在の場所 : 東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号山王パークタワー
- ・資本の額 : 金 1,248 百万円(平成 15 年 12 月末現在)
- ・事業の内容 : ・証券投資信託における委託会社としての業務
・有価証券に係る投資顧問業務
・上記に付随する業務または付帯する業務
- ・沿革
 - 昭和 60 年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント株式会社設立
 - 昭和 62 年 投資顧問業登録、投資一任業認可
 - 平成 2 年 ドイツ銀投資顧問株式会社と合併、社名をディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント株式会社に改称
 - 平成 7 年 投信業務兼営のため、社名をディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
 - 平成 7 年 証券投資信託委託会社免許取得
 - 平成 8 年 社名をドイツェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
 - 平成 11 年 バンカース・トラスト投信投資顧問株式会社と合併、社名をドイツェ・アセット・マネジメント株式会社に改称
 - 平成 14 年 チューリッヒ・スカダー投資顧問株式会社と合併
- ・大株主の状況
 - 平成 15 年 12 月末現在の大株主の状況
 - 名 称 : ドイツェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
 - 住 所 : シンガポール 038985 サンテックタワーファイブ #12-08 テマセックブルーバード 5
 - 所有株式 : 24,960 株株
 - 所有比率 : 100%

(2) 委託会社と関係法人との契約の更改等

受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書

当初の契約の有効期間は、1 年間とします。ただし、期間満了 3 ヶ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を 3 ヶ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

投資顧問契約

- 1) 投資顧問契約の期間は、1 年間とし、以下の規定に従って終了しない限り、更に 1 年間自動的に更新されるものとし、
- 2) 30 日以上書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。
- 3) 終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで助言を続けるものとし、

(3) ドイツ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツ・アセット・マネジメント・グループは、世界70ヶ国以上に支店を構えグローバルな金融サービスを提供するドイツ銀行グループの一員です。

また、世界20都市にわたり運用及び営業拠点を有しており、グループの運用資産総額は平成15年6月末時点で約82兆円(11-0 = 137.16円で換算)です。



8 . 運用状況

(1) 投資状況

(平成 15 年 12 月 30 日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券 (ドイチェ・日本株式マザー)	日本	7,129,203,989	30.24
親投資信託受益証券 (ドイチェ・日本債券マザー)	日本	8,251,882,950	35.00
親投資信託受益証券 (ドイチェ・外国株式マザー)	日本	4,125,473,479	17.50
親投資信託受益証券 (ドイチェ・外国債券マザー)	日本	3,483,883,430	14.77
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	583,141,678	2.47
合計 (純資産総額)	-	23,573,585,526	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報) マザーファンドの投資状況

・「ドイチェ・日本株式マザー」の投資状況

(平成 15 年 12 月 30 日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株 式	日本	17,322,261,000	99.67
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	55,716,875	0.32
合 計 (純資産総額)	-	17,377,977,875	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

・「ドイチェ・日本債券マザー」の投資状況

(平成 15 年 12 月 30 日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国 債 証 券	日本	23,042,427,200	68.18
社 債 券	日本	2,580,803,000	7.63
特 殊 債 券	日本	7,265,438,000	21.49
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	907,006,745	2.68
合 計 (純資産総額)	-	33,795,674,945	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

・「ドイチェ・外国株式マザー」の投資状況

(平成15年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	アメリカ	5,670,543,359	57.21
	カナダ	182,974,126	1.84
	ドイツ	290,068,330	2.92
	イタリア	119,890,051	1.20
	フランス	537,048,507	5.41
	オーストラリア	251,363,918	2.53
	イギリス	923,705,311	9.31
	スイス	815,620,102	8.22
	バミューダ	207,103,716	2.08
	オランダ	131,974,067	1.33
	スペイン	246,967,237	2.49
	フィンランド	130,599,188	1.31
	小 計	9,507,857,912	95.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	403,550,267	4.07
合計(純資産総額)	-	9,911,408,179	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

・「ドイチェ・外国債券マザー」の投資状況

(平成15年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国 債 証 券	アメリカ	2,560,897,487	26.23
	カナダ	269,484,075	2.76
	ドイツ	3,403,289,328	34.86
	イタリア	644,455,076	6.60
	フランス	1,174,723,778	12.03
	イギリス	190,194,646	1.94
	オランダ	115,016,400	1.17
	スペイン	147,220,992	1.50
	ベルギー	312,182,728	3.19
	ギリシャ	144,832,140	1.48
	小 計	8,962,296,650	91.82
特 殊 債 券	アメリカ	73,192,822	0.74
	国際機関	135,986,832	1.39
	小 計	209,179,654	2.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	589,025,554	6.03
合計(純資産総額)	-	9,760,501,858	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成15年12月末日及び同日1年以内における各月末ならびに直近計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円) (分配落)	純資産総額(百万円) (分配付)	1口当たり純資産額(円) (分配落)	1口当たり純資産額(円) (分配付)
第1期 (平成11年11月15日)	318	341	1.0065	1.0765
第2期 (平成12年11月15日)	16,423	16,423	0.9678	0.9678
第3期 (平成13年11月15日)	29,899	29,899	0.8986	0.8986
第4期 (平成14年11月15日)	27,073	27,073	0.8067	0.8067
第5期 (平成15年11月17日)	23,085	23,085	0.8396	0.8396
平成14年12月末日	26,404	-	0.8010	-
平成15年1月末日	25,631	-	0.7894	-
平成15年2月末日	25,012	-	0.7819	-
平成15年3月末日	24,499	-	0.7860	-
平成15年4月末日	24,465	-	0.8002	-
平成15年5月末日	24,412	-	0.8181	-
平成15年6月末日	24,385	-	0.8322	-
平成15年7月末日	24,143	-	0.8423	-
平成15年8月末日	23,956	-	0.8457	-
平成15年9月末日	23,606	-	0.8449	-
平成15年10月末日	23,638	-	0.8560	-
平成15年11月末日	23,447	-	0.8547	-
平成15年12月末日	23,573	-	0.8749	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

分配の推移

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第1期	平成11年11月15日	0.7000
第2期	平成12年11月15日	0.0000
第3期	平成13年11月15日	0.0000
第4期	平成14年11月15日	0.0000
第5期	平成15年11月17日	0.0000

収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期 (平成10年11月26日～平成11年11月15日)	7.7
第2期 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	3.8
第3期 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	7.2
第4期 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	10.2
第5期 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	4.1

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して算出しています。

(注2) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

(3) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び一部解約の実績は次のとおりです。

計算期間	設定数量(口)	一部解約数量(口)
第1期 (平成10年11月26日～平成11年11月15日)	349,772,958	32,824,594
第2期 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	16,859,499,661	206,669,211
第3期 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	17,736,321,464	1,431,514,587
第4期 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	4,114,259,596	3,830,415,233
第5期 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	1,537,382,796	7,598,346,508

(注) 設定数量には当初募集期間中の設定数量を含みます。

9 . ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成14年3月28日付内閣府令第17号及び平成15年3月28日付内閣府令第18号により改正されておりますが、第4期計算期間（平成13年11月16日から平成14年11月15日まで）については、両改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しており、第5期計算期間（平成14年11月16日から平成15年11月17日まで）については両改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第4期計算期間（平成13年11月16日から平成14年11月15日まで）の財務諸表については、新日本監査法人による監査を受けており、第5期計算期間（平成14年11月16日から平成15年11月17日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受けております。

それらの監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。


監査報告書

平成15年1月17日


ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長 ティム・ハドソン 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
関与社員

林 秀行 

代表社員 公認会計士
関与社員

高橋 勉 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 50」（以下「ファンド」という。）の平成13年11月16日から平成14年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、直前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表がドイチェ・ライフ・プラン 50の平成14年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 16 年 1 月 16 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員 公認会計士
関与社員

林 秀行 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 50」の平成 14 年 11 月 16 日から平成 15 年 11 月 17 日までの第 5 期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ドイチェ・ライフ・プラン 50」の平成 15 年 11 月 17 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 財務諸表

ドイチェ・ライフ・プラン50

(1)貸借対照表

(単位：円)

科目	期別	第4期	第5期
		[平成14年11月15日現在]	[平成15年11月17日現在]
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		752,261,829	875,717,805
親投資信託受益証券		26,602,184,195	22,442,968,569
未収利息		41	47
流動資産合計		27,354,446,065	23,318,686,421
資産合計		27,354,446,065	23,318,686,421
負債の部			
流動負債			
未払解約金		53,075,147	42,254,705
未払受託者報酬		15,074,646	12,917,580
未払委託者報酬		200,492,723	171,803,772
その他未払費用		12,783,730	6,151,171
流動負債合計		281,426,246	233,127,228
負債合計		281,426,246	233,127,228
純資産の部			
元本			
元本		33,558,430,054	27,497,466,342
剰余金又は欠損金			
期末欠損金		6,485,410,235	4,411,907,149
(分配準備積立金)		(136,487,634)	(429,737,954)
(当期損失)		(3,154,404,182)	-
剰余金又は欠損金合計		6,485,410,235	4,411,907,149
純資産合計		27,073,019,819	23,085,559,193
負債・純資産合計		27,354,446,065	23,318,686,421

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第4期 〔自平成13年11月16日〕 〔至平成14年11月15日〕	第5期 〔自平成14年11月16日〕 〔至平成15年11月17日〕
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受 取 利 息		16,882	16,219
有 価 証 券 売 買 等 損 益		2,683,087,696	1,321,784,374
営 業 収 益 合 計		2,683,070,814	1,321,800,593
営業費用			
受 託 者 報 酬		31,005,428	26,250,671
委 託 者 報 酬		412,372,092	349,133,751
そ の 他 費 用		27,955,848	12,500,204
営 業 費 用 合 計		471,333,368	387,884,626
営業利益又は営業損失(△)		3,154,404,182	933,915,967
経常利益又は経常損失(△)		3,154,404,182	933,915,967
当期純利益又は当期損失(△)		3,154,404,182	933,915,967
一部解約に伴う当期純利益又は当期損失()分配額		129,045,486	55,962,647
期首欠損金		3,374,726,295	6,485,410,235
欠損金減少額		389,765,846	1,475,660,482
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(389,765,846)	(1,475,660,482)
欠損金増加額		475,091,090	280,110,716
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(475,091,090)	(280,110,716)
分配金		-	-
期末欠損金		6,485,410,235	4,411,907,149

重要な会計方針

第4期 〔自平成13年11月16日 至平成14年11月15日〕	第5期 〔自平成14年11月16日 至平成15年11月17日〕
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 同左 2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 同左

追加情報

第4期 〔自平成13年11月16日 至平成14年11月15日〕	第5期 〔自平成14年11月16日 至平成15年11月17日〕
	従来の「欠損金」の部については、投資信託財産計算規則の改正により、当期から「剰余金」の部として表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

	第4期 〔平成14年11月15日現在〕	第5期 〔平成15年11月17日現在〕
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額、期中一部解約元本額		
期首元本額	33,274,585,691円	33,558,430,054円
期中追加設定元本額	4,114,259,596円	1,537,382,796円
期中一部解約元本額	3,830,415,233円	7,598,346,508円
2. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定する額	-	元本の欠損 4,411,907,149円

(損益及び剰余金計算書関係)

	第4期 〔自平成13年11月16日 至平成14年11月15日〕	第5期 〔自平成14年11月16日 至平成15年11月17日〕
1. 分配金の計算方法		平成14年11月16日から平成15年11月17日まで当該期末における分配金はございません。
2. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)	31,005,428円	26,250,671円

(有価証券関係)

第4期(平成14年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	26,602,184,195	2,483,780,911
合 計	26,602,184,195	2,483,780,911

第5期（平成15年11月17日現在）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	22,442,968,569	963,427,522
合 計	22,442,968,569	963,427,522

（デリバティブ取引関係）

第4期（平成14年11月15日現在）

該当事項はありません。

第5期（平成15年11月17日現在）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第4期 〔平成14年11月15日現在〕	第5期 〔平成15年11月17日現在〕
1口当たり純資産額	0.8067円	0.8396円
（1万口当たり純資産額）	（8,067円）	（8,396円）

(3) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口 数	評 価 額	備 考
親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	8,564,852,185	6,657,459,603	-
親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	7,312,798,882	8,043,347,490	-
親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	5,526,689,552	4,283,737,071	-
親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	3,049,756,971	3,458,424,405	-
計		24,454,097,590	22,442,968,569	-

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(2) ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

(平成15年12月30日現在)

資産総額	23,655,813,405 円
負債総額	82,227,879 円
純資産総額 (-)	23,573,585,526 円
発行済数量	26,944,902,230 口
1 単位当たり純資産額 (/)	0.8749 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

(平成 15 年 12 月 30 日現在)

区分	種類	銘柄名称	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資 信託	ド仔・ 日本株式ザ-	8,276,299,036	0.7774	6,433,994,871	0.8614	7,129,203,989	30.24
日本	親投資 信託	ド仔・ 日本債券ザ-	7,504,440,661	1.0998	8,253,383,839	1.0996	8,251,882,950	35.00
日本	親投資 信託	ド仔・ 外国株式ザ-	5,083,762,760	0.7751	3,940,424,516	0.8115	4,125,473,479	17.50
日本	親投資 信託	ド仔・ 外国債券ザ-	2,979,205,944	1.1345	3,379,762,543	1.1694	3,483,883,430	14.77

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

ドイチェ・ライフ・プラン 50

約 款

追加型証券投資信託 ドイチェ・ライフ・プラン 50

運用の基本方針

約款 19 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式および債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の 50% を、かつ外国株式と外国債券などの外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の 40% を超えない範囲で運用を行います。

各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。付加価値の源泉に関しては、資産配分で 1/3 程度、ポートフォリオ運用で 2/3 程度を目処とします。

各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。

1. 各々の親投資信託受益証券への中立的な投資配分(基本アセット・ミックス)を以下の要領で決定します。
 - i) 3年~5年の中長期的観点で、一定の収益目標を定めます。
 - ii) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
 - iii) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
 - iv) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化すると判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。
2. この基本アセット・ミックスを中立的配分として、一定の変更限度内で四半期毎に資産配分(各々の親投資信託受益証券への投資配分)の変更を行います。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の変更を決定します。
3. また、各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、月次で資産配分の調整を行います。

各親投資信託受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。

実質組入れ外貨建資産については、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるると判断した場合は、為替ヘッジを行います。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れおよび資金の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

収益分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 ドイチェ・ライフ・プラン 50 約款

〔委託者および受託者〕

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的および金額〕

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行った時は、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から無期限とします。

〔募集の方法〕

第4条 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。

〔受益権の分割および再分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

〔当初の受益者〕

第6条 この信託契約締結当初の受益者および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、前条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとし、

〔追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法〕

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とし、

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第31条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔追加日時異なる受益権の内容〕

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第9条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。

別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は第2項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔受益証券の申込単位、価額および手数料〕

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口単位をもって売却することができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。

前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めるものとします。

第2項の規定にかかわらず、受益者が第49条の第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

〔受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義変更手続〕

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止します。

〔記名式受益証券譲渡の対抗要件〕

第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

〔無記名式の受益証券の再交付〕

第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

〔記名式の受益証券の再交付〕

第15条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

〔毀損した場合等の再交付〕

第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

〔受益証券の再交付の費用〕

第17条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

〔運用の指図範囲〕

第18条 委託者は、信託金を、主として第1号から第4号までのドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託の受益証券および第5号から第19号までの有価証券に投資することを指図します。

1. ドイチェ・日本株式マザー受益証券
2. ドイチェ・日本債券マザー受益証券
3. ドイチェ・外国株式マザー受益証券
4. ドイチェ・外国債券マザー受益証券
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第5号から第11号までの証券の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書および第12号ならびに第17号の証券および証書のうち第5号の性質を有するものおよび第14号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第6号から第9号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第6号から第9号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることになった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー信託に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔運用の基本方針〕

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔投資する株式等の範囲〕

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

〔同一銘柄の株式等への投資制限〕

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔信用取引の指図範囲〕

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない

公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行う

ものとしします。

〔外貨建資産への投資制限〕

第 29 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託に属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 40 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 40 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔特別の場合の外貨建資産への投資制限〕

第 30 条 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとしします。

〔保管業務の委任〕

第 32 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第 33 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第 34 条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとしします。

〔一括登録〕

第 35 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては、日本銀行名義で一括登録することができます。

〔信託財産の表示および記載の省略〕

第 36 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

〔一部解約の請求および有価証券売却等の指図〕

第 37 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第 38 条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔資金の借入れ〕

第 39 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額としします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとしします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

〔 損益の帰属 〕

第 40 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔 受託者による資金立替え 〕

第 41 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔 信託の計算期間 〕

第 42 条 この信託の計算期間は、毎 11 月 16 日から翌年 11 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期は平成 10 年 11 月 26 日から平成 11 年 11 月 15 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔 信託財産に関する報告 〕

第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔 信託事務の諸費用 〕

第 44 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けの際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支弁します。

〔 信託報酬等の総額および支弁の方法 〕

第 45 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 143 の率を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

〔 収益分配 〕

第 46 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額

を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 47 条 (削除)

〔収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第 48 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 49 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 49 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔収益分配金、償還金および一部解約金の支払い〕

第 49 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。ただし、第 50 条第 3 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金は、原則として、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

〔収益分配金および償還金の時効〕

第 50 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

〔信託の一部解約〕

第 51 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位（別に定める契約にかかる受益証券については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行を請求するときは、委託者の指定する証券会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算

日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の規定により、信託契約を終了させる場合には、第52条の規定に従います。

〔信託契約の解約〕

第52条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

〔委託者の認可取消等に伴う取扱い〕

第54条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

〔委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第55条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任に伴う取扱い〕

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると

きは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔公告〕

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第1条 第49条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成10年11月26日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

11. 用語の解説

基準価額	ファンドの「基準価額」は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日*における受益権口数で除した額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。
ベンチマーク	投資信託等の運用成果を見る際に比較の基準とするもので、投資する資産の一部または全部の銘柄の値動きを指数化した指標(インデックス)が使用されます。
基本アセット・ミックス	当ファンドにおける、「基本アセット・ミックス」とは、各資産毎(日本株式、日本債券・外国株式・外国債券)の期待収益率等をもとに決定された、投資配分比率のことをいいます。この基本アセット・ミックスを中立的配分とし、一定の範囲内で投資配分の変更が行われます。
ボトム・アップ・アプローチ	個別銘柄に対する調査・分析に基づいて投資銘柄を選別する運用手法をいいます。
トップ・ダウン・アプローチ	経済情勢や産業動向などマクロ的な投資環境の予測・分析などにより、投資の資産配分や業種配分を決定する運用手法です。
イールドカーブ	満期が異なる債券の利回りがどのような関係になっているか(金利の期間構造)を表す曲線のことです。 横軸に債券の残存年数、縦軸に利回りを取り、各債券の利回りを結んだ曲線で表されます。
デュレーション	債券の平均残存期間のことで、金利の一定の変化に対する債券価格の変動の割合を表しています。 一般的に満期までの期間が長いほどデュレーションが大きくなり、金利の変化に対する債券価格の変動の割合が大きくなります。
信託財産留保額	解約者と引続き受益証券を保有する受益者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。当ファンドの信託財産留保額は0.3%です。
解約価額	基準価額から信託財産留保額を差し引いた額をいいます。
個別元本	受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

ドイチェ・ライフ・プラン 70

追加型株式投資信託/バランス型/自動けいぞく投資可能



1. ドイツェ・ライフ・プラン 70 の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 16 年 2 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 16 年 2 月 14 日にその効力が発生しております。
2. ドイツェ・ライフ・プラン 70 の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. ドイツェ・ライフ・プラン 70 は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
4. 登録金融機関で購入された投資信託は、投資家保護基金による支払いの対象にはなりません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ドイツェ・ライフ・プラン 70 は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。ドイツェ・ライフ・プラン 70 の基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

ドイチェ・ライフ・プラン70 目論見書

目次

1 . ファンドの特色	1
(1) ファンドの名称・目的・基本的性格	1
(2) 運用方法	1
(3) 主な投資対象	3
(4) 主な投資制限	3
(5) 運用体制	3
(6) 運営の仕組み	4
(参考情報) マザーファンドの概要	5
(参考情報) マザーファンドに投資するファンドおよび信託報酬率	7
2 . 投資リスク	8
(1) ファンドの主なリスク要因および留意点	8
(2) 投資リスクに対する管理体制	9
3 . ご投資の手引き	11
(1) お申込み取扱い場所等	11
(2) お買付	11
(3) ご換金(解約請求)	12
(4) 分配金	12
(5) 受益証券の保管	13
(6) ファンドに関する情報の照会先等	13
4 . 手数料及び税金	15
(1) 申込手数料	15
(2) 換金(解約)手数料	15
(3) 信託報酬等	15
(4) その他の手数料等	15
(5) 課税上の取扱い	16
5 . ファンドの形態、法定手続き、受益者の権利等	18
(1) 内国投資信託受益証券の形態等	18
(2) ファンドの沿革	18
(3) 申込期間	18
(4) 発行価額の総額及び発行数	18
(5) 信託金の限度額	18
(6) 振替機関に関する事項	18
(7) 信託期間	18
(8) 計算期間	18
(9) 信託の終了	19
(10) 信託約款の変更	19
(11) 委託会社の営業の譲渡及び承継に伴う取扱い	20
(12) 受益者の権利等	20
(13) 内国投資信託受益証券事務の概要	21

6 . 目論見書及び要約目論見書の記載事項等	2 2
7 . 委託会社の概要等	2 4
(1) 委託会社の概要	2 4
(2) 委託会社と関係法人との契約の更改等	2 4
(3) ドイツェ・アセット・マネジメント・グループの概要	2 5
8 . 運用状況	2 6
(1) 投資状況	2 6
(参考情報) マザーファンドの投資状況	2 6
(2) 運用実績	2 8
(3) 設定及び解約の実績	2 9
9 . ファンドの経理状況	3 0
(1) 財務諸表	3 3
(2) ファンドの現況	3 7
1 0 . 信託約款	3 8
1 1 . 用語の解説	4 9

(参考情報)

マザーファンドの状況

マザーファンドの現況

マザーファンドの信託約款

「マザーファンドの状況」、「マザーファンドの現況」、「マザーファンドの信託約款」については、巻末の(参考情報)をご参照下さい。

1. ファンドの特色

(1) ファンドの名称・目的・基本的性格

ファンドの名称

ドイチェ・ライフ・プラン70(以下「当ファンド」といいます。)

ファンドの目的

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

基本的性格

当ファンドの基本的性格は追加型株式投資信託・バランス型です。

「バランス型」とは、社団法人 投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドをいいます。

(2) 運用方法

国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資により、リスクを低減しつつ中長期的な安定収益の獲得を目指します。

・各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。付加価値の源泉に関しては、資産配分で1/3程度、ポートフォリオ運用で2/3程度を目処とします。

資産配分の中立的配分となる「基本アセット・ミックス」を決定し、一定の範囲内で資産配分の調整を行います。

1. 各々のマザー受益証券への中立的な投資配分(基本アセット・ミックス)を以下の要領で決定します。

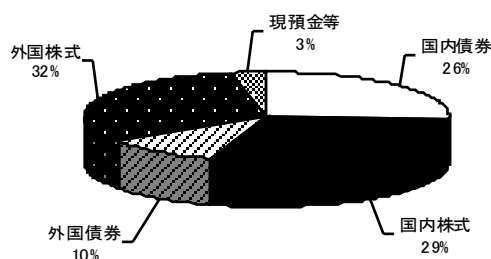
-) 3年～5年の中期的観点で、一定の収益目標を定めます。
-) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
-) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
-) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化したと判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。

2. この基本アセット・ミックスを中立的配分として、一定の変更限度内で四半期毎に資産配分(各々のマザー受益証券への投資配分)の変更を行います。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の変更を決定します。

3. また、各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、月次で資産配分の調整を行います。

<基本アセット・ミックス>

(平成15年12月末現在)



	中立配分(%)	変更限度枠(%)
国内債券	26	±10
国内株式	29	±5
外国債券	10	±5
外国株式	32	±5
現預金等	3	±5
合計	100	

注1) 国内株式と外国株式の合計は70%未満とし、外国株式と外国債券の合計は50%以下とします。

注2) 基本アセット・ミックスは変更される場合があります。

各資産の運用にはベンチマーク（運用を評価するための指標）を定め、アクティブ運用によって、ベンチマークを上回る収益を追求します。

・ベンチマーク

項目	ベンチマーク
資産配分	基本アセット・ミックスを中立的資産配分とします。
国内債券	NOMURA - B P I 総合
国内株式	T O P I X（東証株価指数：配当込み）
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本）
外国株式	M S C I - コクサイ指数（配当込み）

* NOMURA - B P I は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA - B P I を用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関して一切の責任を負いません。

* 東証株価指数（T O P I X）は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、T O P I X の算出もしくは公表の方法の変更、T O P I X の算出もしくは公表の停止またはT O P I X の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

* M S C I - コクサイ指数は、M S C I が開発した株価指数であります。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はM S C I に帰属します。また、M S C I は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

・投資対象

項目	投資対象
国内債券	ベンチマーク採用銘柄のうちシングルA格相当以上
国内株式	わが国証券取引所上場株式および店頭株
外国債券	ベンチマーク対象国のシングルA格相当以上の国債
外国株式	ベンチマーク採用国の上場株式中心

・為替政策

原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますが、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるると判断した場合は、為替ヘッジを行います。

ドイツ銀行グループのグローバル・ネットワーク、年金運用のノウハウを活用したファンドです。

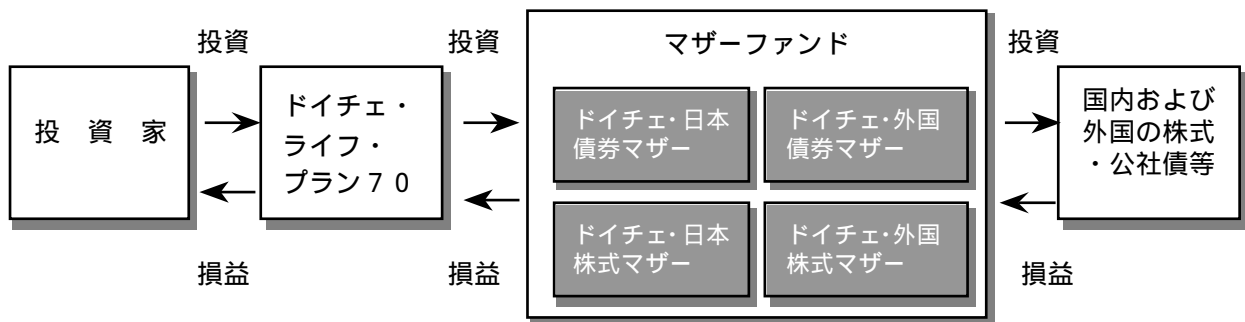
・ドイツ銀行グループの世界各国拠点のエコノミスト及びアナリスト情報を積極的に運用に活用します。

・基本アセット・ミックスの決定、資産配分の調整、および各資産毎の運用において、年金運用のアプローチを採用し、安定した収益の獲得を目指します。

当ファンドの運用にあたっては、「ドイチェ信託銀行」から投資助言を受けます。

・「ドイチェ信託銀行」はドイツ銀行グループの一員として、主に年金資金を対象としたバランス運用の経験を持っており、マクロ調査および産業調査等のトップ・ダウン・アプローチと個別の企業調査・株価評価等のボトム・アップ・アプローチの両面からバランス運用を行っております。

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンド（ドイチェ・日本債券マザー、ドイチェ・日本株式マザー、ドイチェ・外国債券マザー、ドイチェ・外国株式マザー）の受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



(3) 主な投資対象（詳細については、信託約款をご参照下さい。）

ドイツ・日本株式マザー受益証券、ドイツ・日本債券マザー受益証券、ドイツ・外国株式マザー受益証券、ドイツ・外国債券マザー受益証券を主要投資対象とします。

(4) 主な投資制限（詳細については、信託約款をご参照下さい。）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

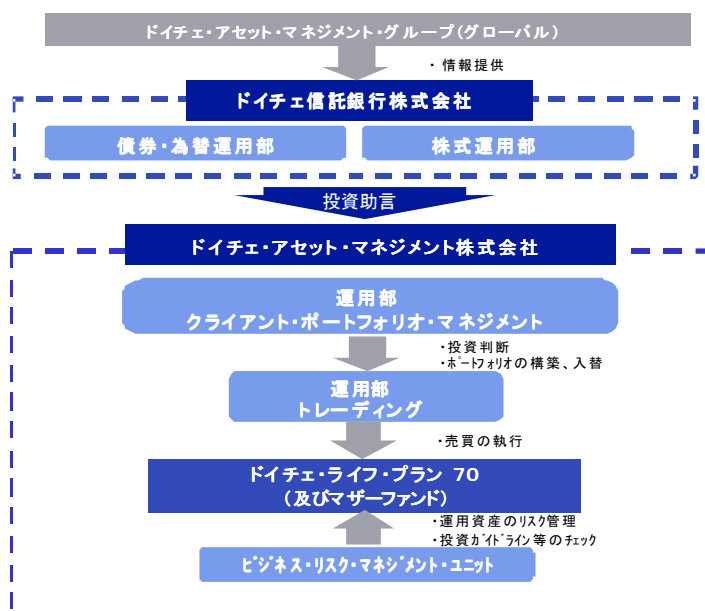
(5) 運用体制

ファンドの運用体制

当ファンドは、ドイツ信託銀行株式会社の投資助言に基づき、委託会社が、各ファンドのマザーファンド組入比率の調整を行ないます。

また、各マザーファンドの運用にあたっては、ドイツ信託銀行株式会社からの投資助言のもと、委託会社が投資判断及び売買の執行を行ないます。

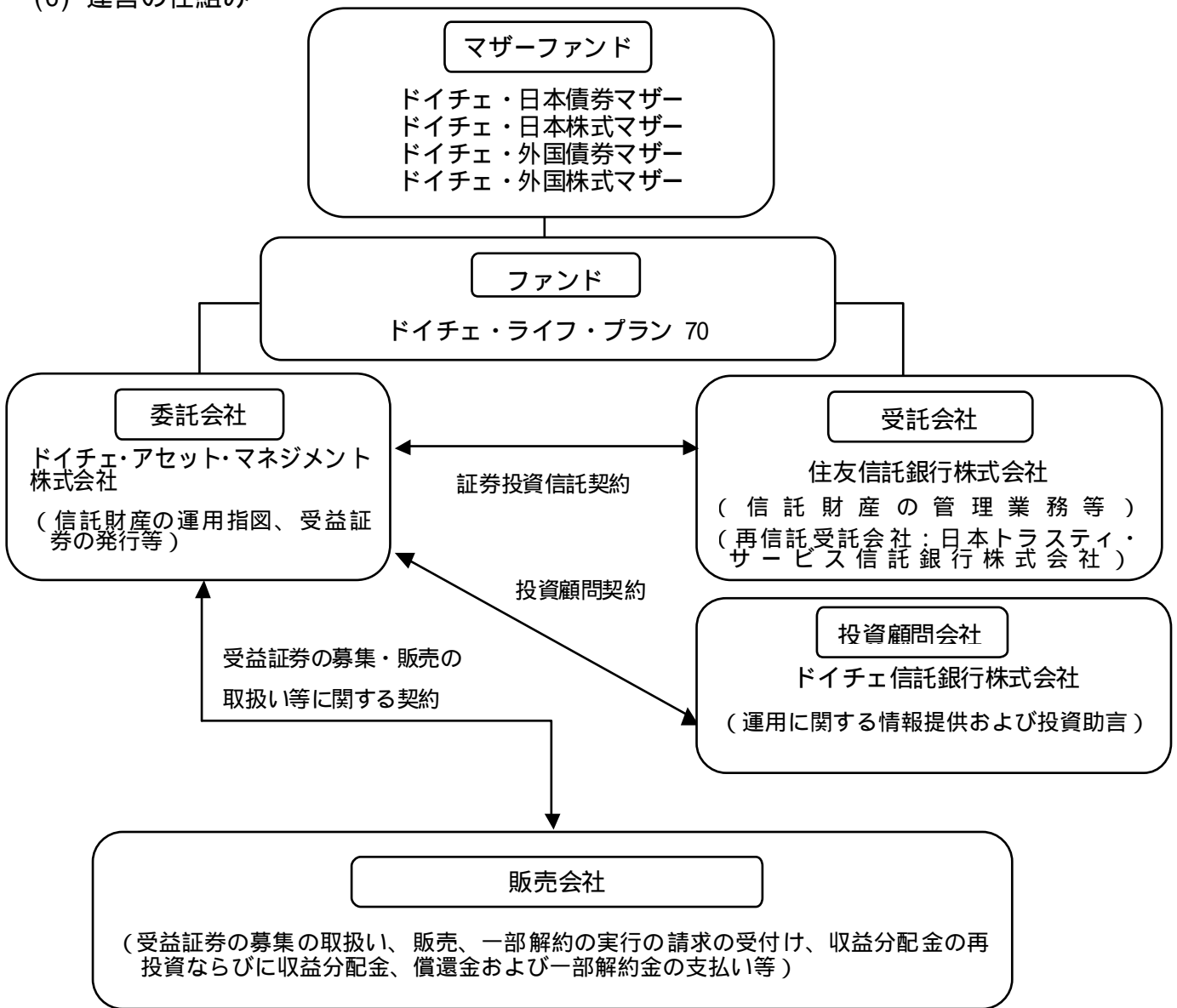
(平成15年12月末現在)



社内規則

委託会社の運用に関する社内規則のうち、ファンドの運用に関する規則は、運用業務管理規定、ファンドのマネージャーの業務規定、市場及び市場外取引に関する規程、トレーダーによらない取引に関する規程、約定業務手続きに関する規定、クロス取引規程が有ります。

(6) 運営の仕組み



当ファンドの関係法人は下記の通りです。

- a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、受益証券の発行、目論見書の作成等を行います。
- b. 住友信託銀行株式会社（「受託会社」）
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
- c. 「販売会社」
委託会社との間で「受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付け、受益証券の買取りならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。
- d. ドイチェ信託銀行株式会社（「投資顧問会社」）
委託会社との間で、「投資顧問契約」を締結し、これに基づき、当ファンドおよびマザーファンドの運用に関する投資助言を行ないます。

(参考情報)

マザーファンドの概要(詳細については、各マザーファンドの信託約款をご参照下さい。)

・ドイチェ・日本株式マザー

1. 基本方針

この投資信託は、主にわが国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

1) 主にわが国の上場株式および店頭登録株式に積極的に投資を行い、東証株価指数(配当込)を年率で3%程度上回る投資成果を目指します。

2) 付加価値を高めるために、トップ・ダウンおよびボトムアップの両方を活用した運用を行います。業種配分に関しては、マクロ経済・産業分析等によるトップダウン・アプローチで決定します。銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズ分析、定性分析、バリュエーション分析等によるボトムアップ・アプローチで決定します。付加価値の源泉に関しては、業種配分で1/3程度、銘柄選択で2/3程度を目処としますが、市況動向等により見直されることがあります。

3) 業種および銘柄の分散化を図り、過度なリスクを避けます。組入銘柄数は、原則として、40~80銘柄程度とします。

3. 投資制限

1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。

2) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

・ドイチェ・日本債券マザー

1. 基本方針

この投資信託は、主にわが国の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

1) 主に NOMURA-BPI 総合に採用されている銘柄で格付けがシングルA格相当以上の格付(S&P、ムーディーズ、日本格付投資情報センター、日本格付研究所のうちいずれかから取得)の公社債に投資を行い、同指数を年率で1%程度上回る投資成果を目指します。NOMURA-BPI 総合は、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

2) マクロ分析に基づく市場予測から判断するトップダウン・アプローチでアクティブ運用を行います。付加価値の源泉に関しては、デュレーション・コントロールで50%、イーールド・カーブの形状予測で25%、債券の種別配分で15%、個別債券の割高割安入替で10%を目処としますが、市況動向等によっては見直されることがあります。

3) デュレーションの調整は、原則として NOMURA-BPI 総合のデュレーション \pm 1年の範囲で行います。ただし、市況動向等によりデュレーションの調整範囲は見直されることがあります。

3. 投資制限

1) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

・ドイチェ・外国株式マザー

1. 基本方針

この投資信託は、主に外国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

- 1) 主にモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数(以下、「MSCI コクサイ指数」という。)に採用されている国の株式に積極的に投資を行い、同指数を年率で3%程度上回る投資成果を目指します。MSCI コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く22カ国(平成15年12月末現在)を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(MSCI)が開発した株価指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行われますので変動することがあります。
 - 2) 市況動向などによっては、MSCI コクサイ指数に採用されていない国の株式に信託財産の最大10%まで組入れることがあります。
 - 3) 国別配分に関しては、グローバルな景気サイクル、金融政策、企業収益などをベースとするトップダウンにより決定します。
 - 4) 業種別配分に関しては、グローバルおよび地域レベルでの投資テーマに合った業種を中心にセミ・トップダウンにより決定します。
 - 5) 銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズおよびバリュエーションを考慮したボトムアップにより決定します。
 - 6) 付加価値の源泉に関しては、国別配分で20%程度、業種別配分および個別銘柄選択で80%程度の目処としますが、市況動向等によっては見直されることがあります。
3. 投資制限
- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
 - 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

・ドイチェ・外国債券マザー

1. 基本方針
この投資信託は、主に外国の公社債に投資し、安定収益の獲得を目指して運用を行います。
2. 運用方法
 - 1) 主にシティグループ世界国債インデックス(除く日本)(以下「WGBI」という。)に採用されている銘柄で格付けがシングルA格相当以上の格付(S&P、ムーディーズのうちいずれかから取得)の国債に投資を行い、同インデックスを年率で3%程度上回る投資成果を目指します。WGBIとは、世界各国の日本を除く21カ国(平成15年12月末現在)を投資対象国として、投資家が各国の市場で売買可能な国債の総合投資利回りを指数化したものです。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行われますので変動することがあります。
 - 2) マクロ分析に基づく市場予測から判断するトップダウン・アプローチでアクティブ運用を行います。付加価値の源泉に関しては、国別配分で50%、デュレーション・コントロールで30%、イールド・カーブの形状予測・債券の種別配分・個別債券の割高割安入替で20%を目処としますが、市況動向等により見直されることがあります。
 - 3) デュレーションの調整は、原則としてWGBIのデュレーション \pm 1年の範囲で行います。ただし、市況動向等によりデュレーションの調整範囲は見直されることがあります。
3. 投資制限
 - 1) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(参考情報) マザーファンドに投資するファンドおよび信託報酬率

有価証券届出書提出日現在、当ファンド以外で「ドイツ・日本株式マザー」、「ドイツ・日本債券マザー」、「ドイツ・外国株式マザー」、「ドイツ・外国債券マザー」に投資しているファンドおよびその信託報酬率は以下のとおりです。

ファンド名	信託報酬率
ドイツ・ライフ・プラン30	年率 1.2915% (税抜 1.23%)
ドイツ・ライフ・プラン50	年率 1.7115% (税抜 1.63%)
ドイツ・ライフ・プラン30VA	年率 0.7665% (税抜 0.73%)
ドイツ・ライフ・プラン50VA	年率 0.9240% (税抜 0.88%)
ドイツ・ライフ・プラン70VA	年率 1.0815% (税抜 1.03%)
ドイツ・グローバル・バランス<安定型>	年率 1.2915% (税抜 1.23%)
ドイツ・グローバル・バランス<成長型>	年率 1.5015% (税抜 1.43%)
ドイツ・グローバル・バランス<積極型>	年率 1.7115% (税抜 1.63%)
ドイツ・グローバル・バランス<安定型>VA	年率 0.7665% (税抜 0.73%)
ドイツ・グローバル・バランス<成長型>VA	年率 0.9240% (税抜 0.88%)
ドイツ・グローバル・バランス<積極型>VA	年率 1.0815% (税抜 1.03%)
ドイツ・日本債券ファンド	年率 0.6300% (税抜 0.60%)

今後も「ドイツ・日本株式マザー」、「ドイツ・日本債券マザー」、「ドイツ・外国株式マザー」、「ドイツ・外国債券マザー」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

2. 投資リスク

(1) ファンドの主なリスク要因および留意点

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて株式及び公社債など値動きのある証券（また、外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は全て受益者に帰属する事となります。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。なお、以下の記載は、ファンドに関するすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅していないことにつき、ご注意ください。

株価変動リスク

保有する株式の価格変動により、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式の価格は、国内及び国際的な政治・経済情勢などの影響をうけ、大きく変動します。

債券の価格変動リスク

保有する債券の価格変動により、当ファンドの基準価額は変動します。一般に金利が低下した場合、債券の価格は上昇傾向となりますが、逆に金利が上昇した場合には、債券価格は下落傾向となります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因のひとつとなります。

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化により大きく変動します。また、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

為替変動リスク

外国通貨建証券は、現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の下落度合によっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

各資産への投資配分に関するリスク

各資産への投資配分（各々のマザー受益証券への投資配分）は、「基本アセット・ミックス」を中立的配分とし、一定の変更限度内で調整を行ないますが、相対的に収益率の劣る資産への投資配分を増やす事により中立的な投資配分をした場合より基準価額のパフォーマンスが劣る場合があります。

一部解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

一部解約代金の支払い資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

また、マザーファンドに投資を行っている他のベビーファンドにおける一部解約による資金の流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。

法令・税制・会計等の変更可能性に関するリスク

法令・税制・会計等は今度変更される可能性もあります。

その他

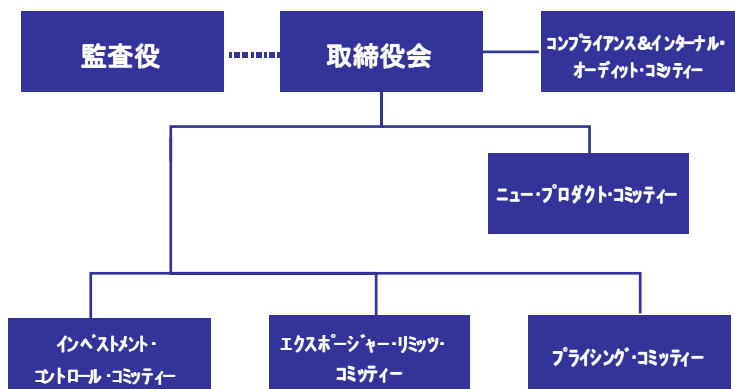
- 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、追加設定・解約の申込みを中止することがあります。この場合、既にお申込みの追加設定・解約であっても取消しさせていただくこともあります。

- ・当ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークは一定の投資成果を保証するものではありません。また、株式および金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。
- ・予測不可能な事態（天変地異等）が起きた時など、急激な市況変動が起こる可能性があり、基準価額が変動する場合があります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、前記の運用方法にしたがった運用ができない場合があります。
- ・ファンドは、受益証券の総口数が10億口を下回った場合等に必要な手続等を経て繰上償還されることがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

リスク管理体制について



各コミッティー等の概要

- インベストメント・コントロール・コミッティー
 - 資産運用管理に関する内部管理の維持並びに運用状況のモニタリングを目的とします。
 - 毎月実施
- エクスポージャー・リミッツ・コミッティー
 - カウンター・パーティーのクレジット・リスクをモニタリング並びに取引限度額を設定し、取引の安全を図ることを目的とします。
 - 3ヶ月毎に実施
- プライシング・コミッティー
 - ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社が運用する有価証券等の時価評価方法を定め、顧客資産の運用評価の公正な維持管理を目的とします。
 - 3ヵ月毎に実施
- コンプライアンス&インテナル・オーデイト・コミッティー
 - ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社が営む業務に影響を与えるコンプライアンスに関する問題、リスク管理体制及び内部監査の指摘事項等を検討し、望ましい対応を勧告するとともに、指摘事項の改善状況やその他の問題解決状況のモニタリングを行います。
 - 2ヵ月毎に実施
- ニュー・プロダクト・コミッティー
 - 新商品、既存商品に関する重大な変更、および新規サービス等を検討、承認することを目的とします。
 - 適宜実施
- コンプライアンス部
 - 法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
 - 違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。

- す。
- ▶ ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が営む業務に適用される諸規則・受託者責任に関する基準等についての方針、手続き及びガイドラインの策定を行います。
 - ◇ 取引の妥当性のチェック
 - ◇ 利益相反取引のチェック
 - 本店監査部
 - ▶ 本店監査部が定期的に内部監査を実施し、内部ルールの遵守状況や管理体制をチェックします。
 - ビジネス・リスク・マネジメント・ユニット
 - ▶ リスク管理のための方針を策定、内部管理体制が有効に機能しているかどうかのモニタリングを行います。
 - ▶ 資産運用は、運用部による内部管理のほかに、ビジネス・リスク・マネジメント・ユニットが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目を常時チェックします。
 - ◇ 運用ガイドラインのモニター

3. ご投資の手引き

(1) お申込み取扱い場所等

お申込み取扱い場所

お申込みは、販売会社の本・支店等において取扱います。

なお、販売会社によっては、一部の支店等でお申込みの取扱いを行わない場合があります。また、販売会社と販売会社以外の証券会社または登録金融機関が取次契約を締結することにより、当該証券会社または当該登録金融機関がファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

販売会社の詳細については、下記の照会先にお問合わせください。

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03-5156-5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

一般コース及び自動けいぞく投資コース

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。受益証券の取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出のものとしします。申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとしします。

受付時間

お買付及び解約の申込みの取扱いは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、午後3時（年末年始などの本邦証券取引所が半休日の場合は午前11時）までに、申込みが行なわれかつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

(2) お買付

お申込み単位

お申込み単位は、販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。詳細については、後記「3. ご投資の手引き（6）ファンドに関する情報の照会先等」の照会先にお問合せ下さい。

1万口以上1万口単位

1円以上1円単位

1万円以上1円単位

10万円以上1円単位

上記にかかわらず、収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みの場合は、1口単位で取得することができます。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとしします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとしします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

取得価額

取得申込受付日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下

「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

お申込みの際に申込手数料が課されます。詳しくは「4.手数料及び税金」をご参照下さい。

お申込み代金の払込み

ファンドの受益証券の取得申込者は、取得申込受付日から起算して5営業日目までにお支払いいただくものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

お申込みにあたっての留意点

a. 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消し等

- ・追加信託は、原則として毎営業日に行なうものとしますが、信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込の受付を制限または停止することができます。
- ・証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。

b. 申込証拠金はありません。また、お申込み代金に利息はつきません。

(3) ご換金（解約請求）

解約単位

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に1万口単位（自動けいぞく投資契約にかかる受益証券については1口の整数倍）をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

解約価額

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約代金のお支払い

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の営業所にて支払われます。

解約にあたっての留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記による一部解約の実行請求の受付を中止することができます。

これにより、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の解約価額とします。

換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

(4) 分配金

分配方針

年1回の毎決算時(11月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費削除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金のお支払い

収益分配金は、決算日から起算して 5 営業日目から受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社において行います。

なお、自動けいぞく投資コースの場合は、課税後に、決算日の基準価額で無手数料で再投資されます。

(5) 受益証券の保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。なお、「自動けいぞく投資契約」に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、受益証券の引出しを請求することはできません。

受益証券は原則として無記名式ですが、「一般コース」を選択した受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券はすべて無記名式とし、記名式の受益証券とすることはできません。無記名式の受益証券は、それを所持している人が受益者として扱われます。

- 1) 記名式の受益証券の所持人は、委託会社が定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。
- 2) 前記 1) の規定による名義書換の手続きは、当ファンドの毎計算期間の末日の翌営業日から 15 日間停止します。

受益証券を喪失、毀損・汚損した受益者に対する受益証券の再交付の手続は以下の通りです。

- 1) 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続により再交付を申請したときは、委託会社は無記名式の受益証券を再交付します。
- 2) 記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続により再交付を申請したときは、委託会社は、記名式の受益証券を再交付します。
- 3) 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続により再交付を申請したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記 1)、2) の規定を準用するものとします。
- 4) 受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

(6) ファンドに関する情報の照会先等

基準価額及び解約価額

a. 委託会社

ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

電話番号 03 - 5156 - 5247 (受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

b. 販売会社

販売会社の本支店の窓口で問い合わせることができます。

c. 日本経済新聞

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：LP70）。

申込手数料及びお申込み単位について

上記「a. 委託会社」および「b. 販売会社」にてご照会下さい。

運用報告書等

委託会社は、ファンドの計算期間終了後及び償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。また、当ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了毎に、半期報告書の提出が計算期間の最初の6ヵ月終了毎になされます。

受益者へのお知らせ

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4. 手数料及び税金

(1) 申込手数料

申込み手数料は、2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の基準価額に乗じて得た額とします。詳細については、前記「3. ご投資の手引き（6）ファンドに関する情報の照会先等」の照会先にお問合せ下さい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。当ファンドは、償還乗換え¹および償還前乗換え²等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、各販売会社にお問い合わせください。

1「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払を行った販売会社でファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

2「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った当該販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドに係る受益証券の取得申込を行う場合をいいます。

(2) 換金(解約)手数料

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から信託財産留保額^{*1}（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額（以下「解約価額^{*2}」）といたします。

*1)「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%を乗じて得た額）をいし、信託財産に繰り入れられます。

*2) 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)

(3) 信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.7115%（税抜1.63%）を乗じて得た額とします。

その支払先および配分は、委託会社が年率0.8190%（税抜0.78%）、販売会社が年率0.7875%（税抜0.75%）および受託会社が年率0.1050%（税抜0.10%）です。

前記の信託報酬額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

当ファンドへ投資助言を行うドイチェ信託銀行株式会社への投資顧問報酬（年率0.28%以内）は、委託会社の信託報酬の中に含まれています。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されません。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されません。

(4) その他の手数料等

(a) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(b) 委託会社は、前記(a)に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産の

ために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けとる際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

(c) 前記(b)において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

(d) 前記(b)において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支弁します。

なお、本書提出日現在、前記(b)により定める上限は、信託財産の純資産総額に年0.10%の率を乗じて得た金額とします。

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容は変更される事があります。

個別元本方式について

a. 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記「c. 収益分配金の課税について」を参照下さい。）

b. 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、() 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、() 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

また、一部解約または償還により損失が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等の譲渡益との損益通算が可能になります。

税率は平成20年4月1日から20%（所得税 15%および地方税 5%）となる予定です。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税 7%）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不参入制度は適用されません。

税率は平成20年4月1日から15%（所得税 15%）となる予定です。

5. ファンドの形態、法定手続き、受益者の権利等

(1) 内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型無記名式受益証券（以下「受益証券」といいます。）

ただし、受益者の請求により無記名式から記名式への変更、また記名式から無記名式への変更をすることができます。

受益証券の当初元本は1口当たり1円です。

格付けは取得していません。

日本以外の地域での発行はありません。

(2) ファンドの沿革

平成10年11月26日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成12年12月1日 ファンド名称の変更（「BTライフ・プラン70」より「ドイチェ・ライフ・プラン70」へ変更）

(3) 申込期間

委託会社は平成16年2月13日に有価証券届出書を関東財務局に提出しており、これに基づくお申込み期間は次のとおりです。

平成16年2月14日から平成17年2月13日まで

なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

委託会社の本店以外に有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所はありません。

(4) 発行価額の総額及び発行数

上記申込期間における発行価額の総額及び発行数は以下のとおりです。

発行価額の総額は2,000億円を上限とします。

受益証券1口当りの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額です。

発行数は2,000億円相当口を上限とします。

(5) 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(6) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(7) 信託期間

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日(平成10年11月26日)から無期限とします。

ただし、下記「(9)信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(8) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は、当該日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(9) 信託の終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより 10 億口を下回ることとなった場合および信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記 の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前記 の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 の信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記 から までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が、監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、以下の(10)の に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(10) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記 の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前記 の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 の信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(11) 委託会社の営業の譲渡及び承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(12) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- (a) 受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- (b) 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、毎計算期間終了日（計算期間終了が休業日の場合には翌営業日）から起算して 5 営業日目）から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社において行います。
- (c) 前記(b)の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了後の翌日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付を行います。ただし、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記(b)の規定に準じて受益者に支払います。
- (d) 受益者が収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に関する請求権

- (a) 受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- (b) 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して 5 営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社において行います。
- (c) 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

受益証券の一部解約請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社を通じて、1 万口単位（自動けいぞく投資契約に係る受益証券については 1 口の整数倍）をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、5 営業日目から受益者に支払われます。

記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の支払の請求の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の支払の請求の場合には受益証券に、記名し届出印を押印するものとします。委託会社は、押印された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払をしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

反対者の買取請求権

前記 (9) および(10) に規定する信託契約の解約または信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第 30 条の 2 の規定に基づき、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産

をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の
手続に関する事項は、前期 (9)および(10) に規定する公告または書面に付記します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧
または謄写を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払いに関する受託会社の免責
受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については
支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付
します。受託会社は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付し
た後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(13) 内国投資信託受益証券事務の概要

名義書換について

記名式受益証券の所持人は、委託会社の定める手続に従い、販売会社経由で委託会社に名義
書換を請求することができます。

名義書換手数料は、徴収しません。

名義書換の手続きは、各計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

受益者名簿について

作成しません。

受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

受益者に対する特典

該当するものではありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の
定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはでき
ません。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者から自己の有する受益証券に
ついて返還請求があった場合、販売会社は「自動けいぞく投資契約」に基づき、当該受益者
から一部解約の実行の請求があったものとして取り扱います。

6. 目論見書及び要約目論見書の記載事項等

目論見書の表紙および裏表紙に、(i)委託会社の名称、本店の所在地およびロゴマーク、() 申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、()ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。

目論見書に、当ファンドの信託約款および用語の解説を添付することがあります。

届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。

要約目論見書を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条1項1号口に規定する書類として、以下の記載にしたがい、本件届出の効力発生後にその効力発生日を記載して使用することがあります。

(1) 当要約目論見書は、チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール(ハガキ・封書用)として使用されるほか、新聞、雑誌および書籍等に記載されることがあります。

(2) 当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラストおよびキャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、社名ロゴマーク、あいさつ文を付加して使用されることがあります。

(3) 投資対象の資産別構成比をグラフにして示すことがあります。(データは適時更新されません。)

(4) ファンドの運用実績に関する下記の情報を、日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、過去の運用実績であり、今後の運用成果を示唆するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。

a) 基準価額(収益分配金修正後のものを含みます。以下同じ。)、純資産総額、収益分配金実績およびこれらの推移

b) 累積投資額(ファンド設定時に10,000円または100万円を投資したと仮定した場合の、収益分配金を再投資した実績評価額。ただし、申込手数料および収益分配金に係る税金は考慮していません。)の推移

c) ファンドの直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、5年、設定来などの各期間別の騰落率および各期間別の累積リターン(累積投資額の騰落率)。なお、各期間別や月中等の始値、高値、安値、終値の全てまたは一部を併せて記載する場合があります。

d) ファンドの投資対象の資産別構成比、市場別構成比、業種別構成比、組入銘柄名(全部または一部)および当該銘柄の属する業種名、組入比率、組入銘柄数、外貨建資産に対する為替予約の状況

(5) 上記(4)に関連して、ファンドのベンチマークに係る情報ならびにそれらとの差異を併せて記載することがあります。

(6) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

(7) ファンドに関連する情報として、運用担当者に関する情報(写真を含む)ならびにファンドの運用実績および運用実績に関するコメントを記載することがあります。また、ファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、国別、資産の種類別、市場別、業種別、銘柄ごとの組入比率、組入額および組入銘柄数(組入上位の資産、業種および銘柄など)の一部を日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。なお、これらの情報および説明は適宜、更新されます。

以下の趣旨の事項の全部または一部を目論見書の表紙裏または要約目論見書に記載することがあります。

(1) 投資信託は、預金保険の対象とはなりません。

(2) 投資信託は、保険契約ではありませんので、保険契約者保護機構の対象にはなりません。

- (3) 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
- (4) 投資信託は、保険契約における保険金額と異なり、受取金額の保証はありません。
- (5) 投資信託は、値動きのある証券に投資しますので購入された方は投資した資金の減少を含むリスクを負うことになります。
- (6) 投資信託の購入者は、投資した資産の減少を含むリスク（元本割れリスク）を負います。
- (7) 投資信託の設定・運用は、販売会社ではなく、当該投資信託委託会社が行います。
- (8) 証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。
- (9) この投資信託は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入れた株式や債券の発行者の経営・財務状態の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

7. 委託会社の概要等

(1) 委託会社の概要

- ・ 名称 : ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
- ・ 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 ティム・ハドソン
- ・ 本店の所在の場所 : 東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号山王パークタワー
- ・ 資本の額 : 金 1,248 百万円(平成 15 年 12 月末現在)
- ・ 事業の内容 : ・ 証券投資信託における委託会社としての業務
・ 有価証券に係る投資顧問業務
・ 上記に付随する業務または付帯する業務
- ・ 沿革
 - 昭和 60 年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント株式会社設立
 - 昭和 62 年 投資顧問業登録、投資一任業認可
 - 平成 2 年 ドイツ銀投資顧問株式会社と合併、社名をディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント株式会社に改称
 - 平成 7 年 投信業務兼営のため、社名をディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
 - 平成 7 年 証券投資信託委託会社免許取得
 - 平成 8 年 社名をドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
 - 平成 11 年 バンカース・トラスト投信投資顧問株式会社と合併、社名をドイチェ・アセット・マネジメント株式会社に改称
 - 平成 14 年 チューリッヒ・スカダー投資顧問株式会社と合併
- ・ 大株主の状況
 - 平成 15 年 12 月末現在の大株主の状況
 - 名 称 : ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
 - 住 所 : シンガポール 038985 サンテックタワーファイブ #12-08 テマセックブルーバード 5
 - 所有株式 : 24,960 株
 - 所有比率 : 100%

(2) 委託会社と関係法人との契約の更改等

受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書

当初の契約の有効期間は、1 年間とします。ただし、期間満了 3 ヶ月前までに、委託会社および販売会社いずれからでも、何らの意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を 3 ヶ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

投資顧問契約

- 1) 投資顧問契約の期間は、1 年間とし、以下の規定に従って終了しない限り、更に 1 年間自動的に更新されるものとし、
- 2) 30 日以上書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。
- 3) 終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで助言を続けるものとし、

(3) ドイツ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツ・アセット・マネジメント・グループは、世界70ヶ国以上に支店を構えグローバルな金融サービスを提供するドイツ銀行グループの一員です。

また、世界20都市にわたり運用及び営業拠点を有しており、グループの運用資産総額は平成15年6月末時点で約82兆円(11-0 = 137.16円で換算)です。



2003年4月末現在

8 . 運用状況

(1) 投資状況

(平成 15 年 12 月 30 日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券 (ドイチェ・日本株式マザー)	日本	821,025,714	32.07
親投資信託受益証券 (ドイチェ・日本債券マザー)	日本	614,329,413	23.99
親投資信託受益証券 (ドイチェ・外国株式マザー)	日本	852,641,754	33.30
親投資信託受益証券 (ドイチェ・外国債券マザー)	日本	196,922,160	7.69
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	75,001,012	2.92
合計 (純資産総額)	-	2,559,920,053	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報) マザーファンドの投資状況

・「ドイチェ・日本株式マザー」の投資状況

(平成 15 年 12 月 30 日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株 式	日本	17,322,261,000	99.67
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	55,716,875	0.32
合 計 (純資産総額)	-	17,377,977,875	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

・「ドイチェ・日本債券マザー」の投資状況

(平成 15 年 12 月 30 日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国 債 証 券	日本	23,042,427,200	68.18
社 債 券	日本	2,580,803,000	7.63
特 殊 債 券	日本	7,265,438,000	21.49
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	907,006,745	2.68
合 計 (純資産総額)	-	33,795,674,945	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

・「ドイツ・外国株式マザー」の投資状況

(平成15年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	アメリカ	5,670,543,359	57.21
	カナダ	182,974,126	1.84
	ドイツ	290,068,330	2.92
	イタリア	119,890,051	1.20
	フランス	537,048,507	5.41
	オーストラリア	251,363,918	2.53
	イギリス	923,705,311	9.31
	スイス	815,620,102	8.22
	バミューダ	207,103,716	2.08
	オランダ	131,974,067	1.33
	スペイン	246,967,237	2.49
	フィンランド	130,599,188	1.31
	小 計	9,507,857,912	95.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	403,550,267	4.07
合計(純資産総額)	-	9,911,408,179	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

・「ドイツ・外国債券マザー」の投資状況

(平成15年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国 債 証 券	アメリカ	2,560,897,487	26.23
	カナダ	269,484,075	2.76
	ドイツ	3,403,289,328	34.86
	イタリア	644,455,076	6.60
	フランス	1,174,723,778	12.03
	イギリス	190,194,646	1.94
	オランダ	115,016,400	1.17
	スペイン	147,220,992	1.50
	ベルギー	312,182,728	3.19
	ギリシャ	144,832,140	1.48
	小 計	8,962,296,650	91.82
特 殊 債 券	アメリカ	73,192,822	0.74
	国際機関	135,986,832	1.39
	小 計	209,179,654	2.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	589,025,554	6.03
合計(純資産総額)	-	9,760,501,858	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成15年12月末日及び同日1年以内における各月末ならびに直近計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円) (分配落)	純資産総額(百万円) (分配付)	1口当たり純資産額(円) (分配落)	1口当たり純資産額(円) (分配付)
第1期 (平成11年11月15日)	974	1,057	1.0072	1.0922
第2期 (平成12年11月15日)	1,832	1,832	0.9663	0.9663
第3期 (平成13年11月15日)	2,684	2,684	0.8622	0.8622
第4期 (平成14年11月15日)	2,243	2,243	0.7389	0.7389
第5期 (平成15年11月17日)	2,437	2,437	0.7743	0.7743
平成14年12月末日	2,247	-	0.7304	-
平成15年1月末日	2,216	-	0.7151	-
平成15年2月末日	2,196	-	0.7058	-
平成15年3月末日	2,212	-	0.7097	-
平成15年4月末日	2,269	-	0.7252	-
平成15年5月末日	2,330	-	0.7434	-
平成15年6月末日	2,381	-	0.7621	-
平成15年7月末日	2,442	-	0.7754	-
平成15年8月末日	2,463	-	0.7828	-
平成15年9月末日	2,447	-	0.7757	-
平成15年10月末日	2,496	-	0.7910	-
平成15年11月末日	2,496	-	0.7900	-
平成15年12月末日	2,559	-	0.8123	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

分配の推移

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第1期	平成11年11月15日	0.0850
第2期	平成12年11月15日	0.0000
第3期	平成13年11月15日	0.0000
第4期	平成14年11月15日	0.0000
第5期	平成15年11月17日	0.0000

収益率の推移

計算期間	収益率 (%)
第 1 期 (平成10年11月26日～平成11年11月15日)	9.2
第 2 期 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	4.1
第 3 期 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	10.8
第 4 期 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	14.3
第 5 期 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	4.8

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して算出しています。

(注2) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

(3) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び一部解約の実績は次のとおりです。

計算期間	設定数量 (口)	一部解約数量 (口)
第 1 期 (平成10年11月26日～平成11年11月15日)	973,224,823	5,292,429
第 2 期 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	1,025,781,963	97,639,054
第 3 期 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	1,343,867,742	126,539,373
第 4 期 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	954,611,399	1,032,322,473
第 5 期 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	558,558,317	445,781,488

(注) 設定数量には当初募集期間中の設定数量を含みます。

9 . ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成14年3月28日付内閣府令第17号及び平成15年3月28日付内閣府令第18号により改正されておりますが、第4期計算期間(平成13年11月16日から平成14年11月15日まで)については、両改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しており、第5期計算期間(平成14年11月16日から平成15年11月17日まで)については両改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第4期計算期間(平成13年11月16日から平成14年11月15日まで)の財務諸表については、新日本監査法人による監査を受けており、第5期計算期間(平成14年11月16日から平成15年11月17日まで)の財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受けております。

それらの監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

監査報告書


平成15年1月17日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長 ティム・ハドソン 殿

新日本監査法人


代表社員
関与社員

公認会計士

林 秀行 

代表社員
関与社員

公認会計士

高橋 勉 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン 70」（以下「ファンド」という。）の平成13年11月16日から平成14年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、直前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表がドイチェ・ライフ・プラン 70の平成14年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成16年1月16日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員
関与社員

公認会計士

林 秀行 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチェ・ライフ・プラン70」の平成14年11月16日から平成15年11月17日までの第5期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ドイチェ・ライフ・プラン70」の平成15年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

ドイチェ・ライフ・プラン70

(1)貸借対照表

(単位：円)

科目	期別	第4期	第5期
		[平成14年11月15日現在]	[平成15年11月17日現在]
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コ－ル・ロ－ン		78,271,890	101,199,230
親投資信託受益証券		2,187,818,971	2,368,517,631
未収利息		4	5
流動資産合計		2,266,090,865	2,469,716,866
資産合計		2,266,090,865	2,469,716,866
負債の部			
流動負債			
未払解約金		2,301,495	9,282,119
未払受託者報酬		1,195,010	1,304,912
未払委託者報酬		18,283,676	19,965,074
その他未払費用		1,138,044	1,242,710
流動負債合計		22,918,225	31,794,815
負債合計		22,918,225	31,794,815
純資産の部			
元本			
元本		3,035,692,598	3,148,469,427
剰余金又は欠損金			
期末欠損金		792,519,958	710,547,376
(分配準備積立金)		(5,619,282)	(36,201,298)
(当期損失)		(342,404,316)	-
剰余金又は欠損金合計		792,519,958	710,547,376
純資産合計		2,243,172,640	2,437,922,051
負債・純資産合計		2,266,090,865	2,469,716,866

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第4期 〔自平成13年11月16日〕 〔至平成14年11月15日〕	第5期 〔自平成14年11月16日〕 〔至平成15年11月17日〕
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受 取 利 息		1,578	1,503
有 価 証 券 売 買 等 損 益		297,177,835	153,198,660
営 業 収 益 合 計		297,176,257	153,200,163
営業費用			
受 託 者 報 酬		2,621,560	2,472,809
委 託 者 報 酬		40,109,892	37,833,892
そ の 他 費 用		2,496,607	2,354,939
営 業 費 用 合 計		45,228,059	42,661,640
営業利益又は営業損失(△)		342,404,316	110,538,523
経常利益又は経常損失(△)		342,404,316	110,538,523
当期純利益又は当期損失(△)		342,404,316	110,538,523
一部解約に伴う当期利益又は純利益分配額		4,206,908	4,094,142
期首欠損金		429,033,420	792,519,958
欠損金減少額		141,897,760	116,831,811
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(141,897,760)	(116,831,811)
欠損金増加額		158,773,074	141,303,610
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(158,773,074)	(141,303,610)
分配金		-	-
期末欠損金		792,519,958	710,547,376

重要な会計方針

第4期 〔自平成13年11月16日 至平成14年11月15日〕	第5期 〔自平成14年11月16日 至平成15年11月17日〕
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 同左 2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 同左

追加情報

第4期 〔自平成13年11月16日 至平成14年11月15日〕	第5期 〔自平成14年11月16日 至平成15年11月17日〕
	従来の「欠損金」の部については、投資信託財産計算規則の改正により、当期から「剰余金」の部として表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

	第4期 〔平成14年11月15日現在〕	第5期 〔平成15年11月17日現在〕
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額、期中一部解約元本額		
期首元本額	3,113,403,672円	3,035,692,598円
期中追加設定元本額	954,611,399円	558,558,317円
期中一部解約元本額	1,032,322,473円	445,781,488円
2. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定する額	-	元本の欠損 710,547,376円

(損益及び剰余金計算書関係)

	第4期 〔自平成13年11月16日 至平成14年11月15日〕	第5期 〔自平成14年11月16日 至平成15年11月17日〕
1. 分配金の計算方法		平成14年11月16日から平成15年11月17日まで当該期末における分配金はございません。
2. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)	2,621,560円	2,472,809円

(有価証券関係)

第4期(平成14年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,187,818,971	298,864,945
合 計	2,187,818,971	298,864,945

第5期（平成15年11月17日現在）
 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,368,517,631	121,556,060
合 計	2,368,517,631	121,556,060

（デリバティブ取引関係）
 第4期（平成14年11月15日現在）
 該当事項はありません。

第5期（平成15年11月17日現在）
 該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第4期 〔平成14年11月15日現在〕	第5期 〔平成15年11月17日現在〕
1口当たり純資産額	0.7389円	0.7743円
（1万口当たり純資産額）	（7,389円）	（7,743円）

(3) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口 数	評 価 額	備 考
親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	964,824,033	749,957,720	-
親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	527,720,426	580,439,696	-
親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	1,096,678,488	850,035,496	-
親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	165,859,541	188,084,719	-
計		2,755,082,488	2,368,517,631	-

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(2) ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

(平成15年12月30日現在)

資産総額	2,570,244,852 円
負債総額	10,324,799 円
純資産総額 (-)	2,559,920,053 円
発行済数量	3,151,391,040 口
1 単位当たり純資産額 (/)	0.8123 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

(平成15年12月30日現在)

区分	種類	銘柄名称	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資 信託	ド仔・ 日本株式ガ-	953,129,457	0.7774	740,962,840	0.8614	821,025,714	32.07
日本	親投資 信託	ド仔・ 日本債券ガ-	558,684,443	1.0998	614,441,151	1.0996	614,329,413	23.99
日本	親投資 信託	ド仔・ 外国株式ガ-	1,050,698,404	0.7751	814,396,333	0.8115	852,641,754	33.30
日本	親投資 信託	ド仔・ 外国債券ガ-	168,395,896	1.1348	191,095,246	1.1694	196,922,160	7.69

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

10. 信託約款

追加型証券投資信託 ドイチェ・ライフ・プラン 70 約 款

追加型証券投資信託 ドイチェ・ライフ・プラン 70

運用の基本方針

約款 19 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主にわが国の株式・公社債および外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式および債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の 70%未滿の範囲で、かつ外国株式と外国債券などの外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の 50%を超えない範囲で運用を行います。

各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。付加価値の源泉に関しては、資産配分で 1/3 程度、ポートフォリオ運用で 2/3 程度を目処とします。

各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。

1. 各々の親投資信託受益証券への中立的な投資配分(基本アセット・ミックス)を以下の要領で決定します。
 - i) 3年~5年の中長期的観点で、一定の収益目標を定めます。
 - ii) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
 - iii) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
 - iv) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化すると判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。
2. この基本アセット・ミックスを中立的配分として、一定の変更限度内で四半期毎に資産配分(各々の親投資信託受益証券への投資配分)の変更を行います。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の変更を決定します。
3. また、各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、月次で資産配分の調整を行います。

各親投資信託受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。

実質組入れ外貨建資産については、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるかと判断した場

合は、為替ヘッジを行います。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れおよび資金の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

収益分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 ドイチェ・ライフ・プラン70 約款

〔委託者および受託者〕

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的および金額〕

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行った時は、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から無期限とします。

〔募集の方法〕

第4条 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。

〔受益権の分割および再分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

〔当初の受益者〕

第6条 この信託契約締結当初の受益者および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申

込者とし、前条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとし、

〔追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法〕

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第30条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔追加日時異なる受益権の内容〕

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第9条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。

別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は第2項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔受益証券の申込単位、価額および手数料〕

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口単位をもって売却することができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。

前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めるものとします。

第2項の規定にかかわらず、受益者が第49条の第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

〔受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義変更手続〕

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止します。

〔記名式受益証券譲渡の対抗要件〕

第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対

抗することができません。

〔無記名式の受益証券の再交付〕

第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

〔記名式の受益証券の再交付〕

第15条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

〔毀損した場合等の再交付〕

第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

〔受益証券の再交付の費用〕

第17条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

〔運用の指図範囲〕

第18条 委託者は、信託金を、主として第1号から第4号までのドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託の受益証券および第5号から第19号までの有価証券に投資することを指図します。

1. ドイチェ・日本株式マザー受益証券
2. ドイチェ・日本債券マザー受益証券
3. ドイチェ・外国株式マザー受益証券
4. ドイチェ・外国債券マザー受益証券
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第5号から第11号までの証券の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書および第12号ならびに第17号の証券および証書のうち第5号の性質を有するものおよび第14号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第6号から第9号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第6号から第9号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の70以上となった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔運用の基本方針〕

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔投資する株式等の範囲〕

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

〔同一銘柄の株式等への投資制限〕

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔信用取引の指図範囲〕

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔外貨建有価証券への投資制限〕

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託に属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第33条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第34条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第35条 (削除)

〔信託財産の表示および記載の省略〕

第36条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

〔一部解約の請求および有価証券売却等の指図〕

第37条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔資金の借入れ〕

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

〔損益の帰属〕

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔信託の計算期間〕

第42条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期は平成10年11月26日から平成11年11月15日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第44条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支弁します。

〔信託報酬等の総額および支弁の方法〕

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の

純資産総額に年 10,000 分の 163 の率を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

〔収益分配〕

第 46 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 47 条 （削除）

〔収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第 48 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 49 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 49 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔収益分配金、償還金および一部解約金の支払い〕

第 49 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。ただし、第 51 条第 3 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金は、原則として、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

〔収益分配金および償還金の時効〕

第 50 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求し

ないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

〔信託の一部解約〕

第51条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益証券については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行を請求するときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の規定により、信託契約を終了させる場合には、第52条の規定にしたがいます。

〔信託契約の解約〕

第52条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

〔委託者の認可取消等に伴う取扱い〕

第54条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

〔委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第55条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業

を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任に伴う取扱い〕

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔公告〕

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第1条 第49条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成10年11月26日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

11. 用語の解説

基準価額	ファンドの「基準価額」は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日*における受益権口数で除した額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。
ベンチマーク	投資信託等の運用成果を見る際に比較の基準とするもので、投資する資産の一部または全部の銘柄の値動きを指数化した指標(インデックス)が使用されます。
基本アセット・ミックス	当ファンドにおける、「基本アセット・ミックス」とは、各資産毎(日本株式、日本債券・外国株式・外国債券)の期待収益率等をもとに決定された、投資配分比率のことをいいます。この基本アセット・ミックスを中立的配分とし、一定の範囲内で投資配分の変更が行われます。
ボトム・アップ・アプローチ	個別銘柄に対する調査・分析に基づいて投資銘柄を選別する運用手法をいいます。
トップ・ダウン・アプローチ	経済情勢や産業動向などマクロ的な投資環境の予測・分析などにより、投資の資産配分や業種配分を決定する運用手法です。
イールドカーブ	満期が異なる債券の利回りがどのような関係になっているか(金利の期間構造)を表す曲線のことです。 横軸に債券の残存年数、縦軸に利回りを取り、各債券の利回りを結んだ曲線で表されます。
デュレーション	債券の平均残存期間のことで、金利の一定の変化に対する債券価格の変動の割合を表しています。 一般的に満期までの期間が長いほどデュレーションが大きくなり、金利の変化に対する債券価格の変動の割合が大きくなります。
信託財産留保額	解約者と引続き受益証券を保有する受益者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。当ファンドの信託財産留保額は0.3%です。
解約価額	基準価額から信託財産留保額を差し引いた額をいいます。
個別元本	受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

(参考情報)

マザーファンドの状況

当ファンドは「ドイチェ・日本株式マザー」、「ドイチェ・日本債券マザー」、「ドイチェ・外国株式マザー」及び「ドイチェ・外国債券マザー」に対する受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

尚、当ファンドの各計算期間末日における各マザーファンドの状況は次の通りです。

1. 「ドイチェ・日本株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	〔平成14年11月15日現在〕	〔平成15年11月17日現在〕
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		224,293,120	338,605,710
株式		14,035,369,400	15,782,200,600
未収入金		1,588,047,953	316,426,726
未収配当金		44,796,109	47,282,588
未収利息		12	18
流動資産合計		15,892,506,594	16,484,515,642
資産合計		15,892,506,594	16,484,515,642
負債の部			
流動負債			
未払金		1,153,764,125	13,509,641
流動負債合計		1,153,764,125	13,509,641
負債合計		1,153,764,125	13,509,641
純資産の部			
元本			
元本		21,239,751,158	21,190,400,342
剰余金又は欠損金			
欠損金		6,501,008,689	4,719,394,341
剰余金又は欠損金合計		6,501,008,689	4,719,394,341
純資産合計		14,738,742,469	16,471,006,001
負債・純資産合計		15,892,506,594	16,484,515,642

重要な会計方針

〔自 平成13年11月16日〕 〔至 平成14年11月15日〕	〔自 平成14年11月16日〕 〔至 平成15年11月17日〕
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段)で評価しております。計算期間の末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によるものが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>3. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成14年11月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 受取配当金の計上基準 同左</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左</p> <p>3. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成15年11月17日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>

追加情報

〔自 平成13年11月16日〕 〔至 平成14年11月15日〕	〔自 平成14年11月16日〕 〔至 平成15年11月17日〕
	<p>従来の「欠損金」の部については、投資信託財産計算規則の改正により、当期から「剰余金」の部として表示しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

	[平成14年11月15日現在]	[平成15年11月17日現在]
本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当マザーファンドの元本額	13,607,919,266円	21,239,751,158円
期中追加設定元本額	10,384,318,951円	11,445,690,424円
期中解約元本額	2,752,487,059円	11,495,041,240円
元本の内訳*		
ドイチェ・ライフ・プラン30	7,211,295,546円	6,522,611,385円
ドイチェ・ライフ・プラン50	8,486,089,617円	8,564,852,185円
ドイチェ・ライフ・プラン70	923,326,626円	964,824,033円
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	-	15,842,943円
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	-	20,867,509円
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	-	5,440,385円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	1,992,550,658円	1,478,721,817円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	1,633,659,618円	1,672,627,767円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	850,550,710円	739,610,110円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	82,845,875円	562,797,129円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	53,565,431円	463,869,722円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	5,867,077円	178,335,357円

(注) *は当該マザーファンド信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本

(有価証券関係)

(平成14年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	14,035,369,400	2,492,809,611
合 計	14,035,369,400	2,492,809,611

(平成15年11月17日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	15,782,200,600	2,164,575,641
合 計	15,782,200,600	2,164,575,641

(デリバティブ取引関係)
(平成14年11月15日現在)
該当事項はありません。

(平成15年11月17日現在)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[平成14年11月15日現在]	[平成15年11月17日現在]
1口当たり純資産額	0.6939円	0.7773円
(1万口当たり純資産額)	(6,939円)	(7,773円)

(2) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	大林組	357,000	410	146,370,000	
		住友林業	106,000	810	85,860,000	
		大和ハウス工業	88,000	1,000	88,000,000	
		日清食品	78,300	2,610	204,363,000	
		王子製紙	506,000	593	300,058,000	
		旭化成	685,000	500	342,500,000	
		日本触媒	295,000	740	218,300,000	
		J S R	279,000	2,195	612,405,000	
		日立化成工業	51,800	1,660	85,988,000	
		日東電工	108,800	5,300	576,640,000	
		ブリヂストン	187,000	1,402	262,174,000	
		ジェイ エフ イー ホールディングス	120,500	2,410	290,405,000	
		住友電気工業	133,000	848	112,784,000	
		アマダ	231,000	468	108,108,000	
		森精機製作所	105,700	680	71,876,000	
		S M C	20,700	12,040	249,228,000	
		小松製作所	68,000	590	40,120,000	
		日立建機	72,000	1,340	96,480,000	
		日本電産	9,000	10,240	92,160,000	
		オムロン	33,900	2,090	70,851,000	
		シャープ	133,000	1,627	216,391,000	
		ユニデン	48,000	1,851	88,848,000	
		アドバンテスト	11,000	7,520	82,720,000	
		シチズン電子	24,700	8,500	209,950,000	
		ユー・エム・シー・ジャパン	510	131,000	66,810,000	
		ファナック	36,100	6,410	231,401,000	
キヤノン	131,000	4,910	643,210,000			
リコー	325,000	1,958	636,350,000			
デンソー	36,900	1,991	73,467,900			
日産自動車	556,800	1,269	706,579,200			
トヨタ自動車	273,300	3,350	915,555,000			
N O K	48,000	3,500	168,000,000			
H O Y A	10,000	9,450	94,500,000			

大日本印刷	151,000	1,388	209,588,000
東京瓦斯	1,446,000	386	558,156,000
東日本旅客鉄道	237	503,000	119,211,000
西日本旅客鉄道	522	401,000	209,322,000
商船三井	500,000	408	204,000,000
上組	237,000	703	166,611,000
ヤフー	35	1,330,000	46,550,000
ヤフー(新)	37	1,320,000	48,840,000
KDDI	1,241	544,000	675,104,000
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,124	239,000	507,636,000
コナミ	56,000	2,720	152,320,000
三井物産	213,000	764	162,732,000
三菱商事	554,000	1,026	568,404,000
高島屋	203,000	722	146,566,000
伊勢丹	39,800	1,124	44,735,200
丸井	124,500	1,269	157,990,500
ヤマダ電機	41,000	2,865	117,465,000
ニトリ	10,150	6,860	69,629,000
ファーストリテイリング	16,100	6,170	99,337,000
三菱東京フィナンシャル・グループ	737	701,000	516,637,000
UFJホールディングス	612	367,000	224,604,000
住友信託銀行	414,000	501	207,414,000
みずほフィナンシャルグループ	2,265	214,000	484,710,000
大和証券グループ本社	215,000	644	138,460,000
日興コーディアルグループ	245,000	494	121,030,000
野村ホールディングス	241,000	1,642	395,722,000
イオンクレジットサービス	18,100	4,550	82,355,000
三菱地所	392,000	946	370,832,000
住友不動産	106,000	764	80,984,000
ゴールドクレスト	21,300	4,610	98,193,000
イオンモール	27,900	3,380	94,302,000
ラウンドワン	277	195,000	54,015,000
ラウンドワン(新)	301	194,000	58,394,000
ユー・エス・エス	34,670	6,740	233,675,800
ニチイ学館	27,200	5,600	152,320,000
ニチイ学館(新)	2,840	5,600	15,904,000
銘柄数 :	69		15,782,200,600
組入時価比率 :	95.8%		100.0%
			15,782,200,600

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2. 「ドイチェ・日本債券マザー」の状況
 以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	〔平成14年11月15日現在〕	〔平成15年11月17日現在〕
		金 額	金 額
資 産 の 部			
流動資産			
コ ー ル ・ ロ ー ン		661,027,470	324,157,451
国 債 証 券		30,484,660,800	23,450,238,800
特 殊 債 券		3,223,817,000	2,585,132,000
社 債 券		5,024,016,000	7,373,348,000
未 収 利 息		198,704,050	119,187,346
前 払 費 用		8,843,283	29,535,552
流動資産合計		39,601,068,603	33,881,599,149
資産合計		39,601,068,603	33,881,599,149
負 債 の 部			
流動負債			
未 払 金		209,384,000	-
流動負債合計		209,384,000	-
負債合計		209,384,000	-
純 資 産 の 部			
元 本			
元 本		35,790,985,688	30,805,118,628
剰余金			
剰 余 金		3,600,698,915	3,076,480,521
剰余金合計		3,600,698,915	3,076,480,521
純資産合計		39,391,684,603	33,881,599,149
負債・純資産合計		39,601,068,603	33,881,599,149

重要な会計方針

〔 自 平成13年11月16日 至 平成14年11月15日 〕	〔 自 平成14年11月16日 至 平成15年11月17日 〕
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券、特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段)で評価しております。 計算期間の末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>3. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成14年11月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券、特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 同左</p> <p>3. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成15年11月17日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

	〔平成14年11月15日現在〕	〔平成15年11月17日現在〕
本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当マザーファンドの元本額	33,350,033,411円	35,790,985,688円
期中追加設定元本額	7,773,984,371円	7,632,565,941円
期中解約元本額	5,333,032,094円	12,618,433,001円
元本の内訳*		
ドイチェ・ライフ・プラン30	17,496,172,376円	14,286,241,278円
ドイチェ・ライフ・プラン50	10,243,091,904円	7,312,798,882円
ドイチェ・ライフ・プラン70	531,105,235円	527,720,426円
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	-	34,332,805円
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	-	17,750,047円
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	-	2,998,502円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	4,795,579,054円	3,208,397,101円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	1,969,446,108円	1,429,366,693円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	487,096,917円	406,744,003円
ドイチェ・日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	-	1,859,696,620円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	201,017,942円	1,222,939,436円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	64,140,533円	398,177,166円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	3,335,619円	97,955,669円

(注) *は当該マザーファンド信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本

(有価証券関係)

(平成14年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	30,484,660,800	164,259,800
特殊債券	3,223,817,000	37,273,000
社債券	5,024,016,000	39,993,000
合 計	38,732,493,800	241,525,800

(平成15年11月17日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	23,450,238,800	438,336,000
特殊債券	2,585,132,000	33,969,000
社債券	7,373,348,000	42,367,000
合 計	33,408,718,800	514,672,000

(デリバティブ取引関係)

(平成14年11月15日現在)

該当事項はありません。

(平成15年11月17日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[平成14年11月15日現在]	[平成15年11月17日現在]
1口当たり純資産額	1.1006円	1.0999円
(1万口当たり純資産額)	(11,006円)	(10,999円)

(2) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考		
国債証券	日本円	第178回 利付国債(10年)		500,000,000	529,220,000			
		第182回 利付国債(10年)		700,000,000	737,541,000			
		第184回 利付国債(10年)		1,100,000,000	1,163,756,000			
		第185回 利付国債(10年)		1,300,000,000	1,388,985,000			
		第188回 利付国債(10年)		820,000,000	888,412,600			
		第190回 利付国債(10年)		1,000,000,000	1,080,550,000			
		第193回 利付国債(10年)		1,560,000,000	1,678,528,800			
		第195回 利付国債(10年)		1,200,000,000	1,287,672,000			
		第197回 利付国債(10年)		1,400,000,000	1,517,978,000			
		第202回 利付国債(10年)		1,200,000,000	1,284,888,000			
		第203回 利付国債(10年)		800,000,000	847,712,000			
		第207回 利付国債(10年)		1,000,000,000	1,016,810,000			
		第218回 利付国債(10年)		600,000,000	641,832,000			
		第225回 利付国債(10年)		1,300,000,000	1,387,009,000			
		第228回 利付国債(10年)		300,000,000	310,881,000			
		第234回 利付国債(10年)		1,400,000,000	1,434,944,000			
		第235回 利付国債(10年)		700,000,000	715,848,000			
		第237回 利付国債(10年)		900,000,000	925,695,000			
		第240回 利付国債(10年)		800,000,000	808,424,000			
		第244回 利付国債(10年)		1,260,000,000	1,234,800,000			
		第22回 利付国債(20年)		240,000,000	326,385,600			
		第32回 利付国債(20年)		700,000,000	877,611,000			
		第35回 利付国債(20年)		700,000,000	851,781,000			
		第59回 利付国債(20年)		520,000,000	512,974,800			
		計		銘柄数: 組入時価比率:	24 69.2%	22,000,000,000	23,450,238,800 70.2%	
		小計					23,450,238,800	
特殊債券	日本円	政府保証 第776回公営企業債券		1,000,000,000	1,049,680,000			
		政府保証 第781回公営企業債券		300,000,000	316,623,000			
		第603号みずほコーポレート銀行		700,000,000	707,609,000			
		第131回しんきん中金		500,000,000	511,220,000			
		計		銘柄数: 組入時価比率:	4 7.6%	2,500,000,000	2,585,132,000 7.7%	
小計					2,585,132,000			
普通社債	日本円	第6回ハウスホールド・ファイナンス・ユープ		200,000,000	201,094,000			
		第9回 シティグループ		300,000,000	295,446,000			
		第19回大日本インキ化学工業株式会社		500,000,000	518,285,000			
		第25回大日本インキ化学工業株式会社		100,000,000	96,519,000			
		第3回 日本電気硝子株式会社		100,000,000	102,586,000			
		第40回新日本製鐵株式会社無担保社債		500,000,000	506,520,000			
第13回 ダイキン工業		200,000,000	199,036,000					

	第33回 三菱電機		200,000,000	202,158,000
	第15回三洋電機株式会社		100,000,000	100,915,000
	第12回富士重工業		300,000,000	290,502,000
	第42回三井物産		100,000,000	96,351,000
	第8回住友商事株式会社無担保社債		100,000,000	102,884,000
	第10回住友商事株式会社無担保社債		400,000,000	411,104,000
	第51回 三菱商事		500,000,000	494,600,000
	第9回イオン株式会社無担保社債		100,000,000	104,252,000
	第18回 株式会社三井住友銀行		300,000,000	300,756,000
	第3回 ホンダファイナンス		400,000,000	398,708,000
	第3回トヨタファイナンス		400,000,000	402,376,000
	第8回トヨタファイナンス		300,000,000	301,410,000
	第3回イオンクレジットサービス		400,000,000	410,124,000
	第17回アコム株式会社無担保社債		500,000,000	522,695,000
	第11回プロミス株式会社無担保社債		100,000,000	105,101,000
	第26回 プロミス		200,000,000	204,002,000
	第2回 野村ホールディング		500,000,000	495,780,000
	第45回日本電信電話株式会社		200,000,000	202,806,000
	第8回株式会社エヌ・ティ・ティ・コム無担保社債		300,000,000	307,338,000
計	銘柄数：	26	7,300,000,000	7,373,348,000
	組入時価比率：	21.8%		22.1%
小計				7,373,348,000
合計				33,408,718,800

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

3. 「ドイチェ・外国株式マザー」の状況
 以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	〔平成14年11月15日現在〕	〔平成15年11月17日現在〕
		金 額	金 額
資 産 の 部			
流動資産			
預 金		4,225,889	5,717,725
コ ー ル ・ ロ ー ン		280,480,894	44,545,948
株 式		12,081,439,953	10,371,366,282
未 収 配 当 金		20,207,545	17,267,000
未 収 利 息		15	2
流動資産合計		12,386,354,296	10,438,896,957
資産合計		12,386,354,296	10,438,896,957
負 債 の 部			
負債合計		-	-
純 資 産 の 部			
元 本			
元 本		16,761,320,731	13,467,516,928
剰余金又は欠損金			
欠 損 金		4,374,966,435	3,028,619,971
剰余金又は欠損金合計		4,374,966,435	3,028,619,971
純 資 産 合 計		12,386,354,296	10,438,896,957
負債・純資産合計		12,386,354,296	10,438,896,957

重要な会計方針

<p>自 平成13年11月16日 至 平成14年11月15日</p>	<p>自 平成14年11月16日 至 平成15年11月17日</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段)で評価しております。計算期間の末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、わが国における計算期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>3. 費用・収益の計上基準 (1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>3. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成14年11月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p> <p>2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>3. 費用・収益の計上基準 (1) 受取配当金の計上基準 同左</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左</p> <p>3. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成15年11月17日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>

追加情報

〔自 平成13年11月16日〕 〔至 平成14年11月15日〕	〔自 平成14年11月16日〕 〔至 平成15年11月17日〕
	従来の「欠損金」の部については、投資信託財産計算規則の改正により、当期から「剰余金」の部として表示しております。

(貸借対照表関係)

	〔平成14年11月15日現在〕	〔平成15年11月17日現在〕
本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当マザーファンドの元本額	11,418,972,144円	16,761,320,731円
期中追加設定元本額	10,032,082,830円	7,868,743,440円
期中解約元本額	4,689,734,243円	11,162,547,243円
元本の内訳*		
ドイチェ・ライフ・プラン30	3,201,036,147円	3,363,181,959円
ドイチェ・ライフ・プラン50	8,967,945,254円	5,526,689,552円
ドイチェ・ライフ・プラン70	979,395,974円	1,096,678,488円
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	-	7,921,446円
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	-	13,190,083円
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	-	6,132,682円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	878,023,262円	752,638,162円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	1,731,312,788円	1,074,980,629円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	903,499,205円	840,294,391円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	36,293,283円	286,481,624円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	57,465,584円	297,428,820円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	6,349,234円	201,899,092円

(注) *は当該マザーファンド信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本

(有価証券関係)

(平成14年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	12,081,439,953	1,570,500,835
合 計	12,081,439,953	1,570,500,835

(平成15年11月17日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	10,371,366,282	987,513,346
合 計	10,371,366,282	987,513,346

(デリバティブ取引関係)
(平成14年11月15日現在)
該当事項はありません。

(平成15年11月17日現在)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	〔平成14年11月15日現在〕	〔平成15年11月17日現在〕
1口当たり純資産額	0.7390円	0.7751円
(1万口当たり純資産額)	(7,390円)	(7,751円)

(2) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	アメリカドル	ABBOTT LABORATORIES	17,900	44.20	791,180.00	
		AMGEN INC	20,500	58.40	1,197,200.00	
		ANADARCO PETROLEUM CORP	11,100	44.76	496,836.00	
		ANHEUSER BUSCH COS INC. COM.	27,840	52.40	1,458,816.00	
		AVON PRODUCTS INC.	22,900	68.32	1,564,528.00	
		BANK OF AMERICA CORP	28,200	74.72	2,107,104.00	
		CAREMARK RX INC	41,500	26.90	1,116,350.00	
		CATERPILLAR, INC	5,060	72.61	367,406.60	
		CISCO SYSTEMS INC	98,760	22.29	2,201,360.40	
		CITIGROUP INC	73,680	46.43	3,420,962.40	
		COMCAST CORP CL-A	28,000	31.74	888,720.00	
		CONOCOPHILLIPS	25,900	57.32	1,484,588.00	
		DELL INC	5,570	35.27	196,453.90	
		DEVON ENERGY CORPORATION	18,700	50.25	939,675.00	
		DOW CHEMICAL COMPANY	21,940	37.34	819,239.60	
		ELECTRONIC ARTS INC.	4,000	100.08	400,320.00	
		EMC CORPORATION / MASS COM	158,100	13.74	2,172,294.00	
		EXELON CORPORATION	22,900	62.50	1,431,250.00	
		EXXON MOBIL CORP	18,400	36.00	662,400.00	
		FIFTH THIRD BANCORP	6,000	58.02	348,120.00	
		GANNETT INC. COM.	6,710	85.80	575,718.00	
		GENERAL ELECTRIC CO.	70,530	27.88	1,966,376.40	
		GLOBALSANTAFE CORP	25,800	22.20	572,760.00	
		HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP	6,500	54.97	357,305.00	
		HOME DEPOT INC	54,500	36.19	1,972,355.00	
		INTEL CORP	55,300	32.79	1,813,287.00	
		INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP.	12,660	90.25	1,142,565.00	
		JOHNSON & JOHNSON	3,580	52.12	186,589.60	
		KOHL'S CORP	17,800	51.80	922,040.00	
		LEHMAN BROTHERS HOLDINGS INC	10,600	72.75	771,150.00	
		MARSH & MCLENNAN COMPANIES	23,980	44.65	1,070,707.00	
		MEDTRONIC INC.	4,350	45.55	198,142.50	
		MELLON FINANCIAL CORP	11,500	28.38	326,370.00	
		MICROSOFT CORPORATION	91,560	25.46	2,331,117.60	
		OFFICE DEPOT INC.	78,300	14.99	1,173,717.00	
		PARKER HANNIFIN CORP.	16,690	54.15	903,763.50	
		PFIZER INC	14,200	34.08	483,936.00	
		PROCTER & GAMBLE CO	12,760	95.71	1,221,259.60	
		PRUDENTIAL FINANCIAL INC	22,140	36.90	816,966.00	
		ST JUDE MEDICAL INC	27,100	59.88	1,622,748.00	
		STAPLES INC	80,160	25.46	2,040,873.60	
		TARGET CORP	46,290	38.64	1,788,645.60	
		TEXAS INSTRUMENTS, INC.	24,800	28.83	714,984.00	
		TIME WARNER INC	107,600	15.78	1,697,928.00	
		TYCO INTERNATIONAL LTD	72,000	21.85	1,573,200.00	
		U.S. BANCORP	66,900	27.65	1,849,785.00	
		UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION	23,620	85.90	2,028,958.00	
		VERIZON COMMUNICATIONS	41,730	32.61	1,360,815.30	
		VIACOM INC CLASS B	23,510	37.75	887,502.50	
		WAL-MART STORES INC.	3,100	55.00	170,500.00	
		WELLS FARGO & COMPANY	7,000	56.54	395,780.00	
		WYETH	21,600	41.15	888,840.00	
		YUM! BRANDS INC	34,800	34.48	1,199,904.00	
計		銘柄数 :	53		61,091,393.10	
					(6,640,634,429)	
		組入時価比率 :	63.6%		64.0%	
カナダドル		CANADA NATL RAILWAY CO	27,100	77.10	2,089,410.00	
計		銘柄数 :	1		2,089,410.00	
					(174,632,887)	
		組入時価比率 :	1.7%		1.7%	
ユーロ		ANTENA 3 TELEVISION	533	28.75	15,323.75	
		AUTOROUTES DU SUD DE LA FRANCE	30,354	26.21	795,578.34	
		BANCO POPULAR ESPANOL	7,181	43.57	312,876.17	
		BNP PARIBAS	18,663	46.73	872,121.99	
		E.ON AG	28,396	46.58	1,322,685.68	

	ENI SPA	72,411	13.97	1,012,016.13
	GROUPE DANONE	7,879	129.20	1,017,966.80
	NOKIA OYJ	46,055	15.23	701,417.65
	PHILIPS ELECTRONICS S.A.P AG	42,571	24.05	1,023,832.55
	SCHNEIDER ELECRIC SA	6,808	132.00	898,656.00
	SIEMENS AG	14,472	52.10	753,991.20
	STORA ENSO OYJ-R	2,997	63.30	189,710.10
	TELEFONICA S.A	64,500	11.80	761,100.00
	TOTAL SA	157,834	10.89	1,718,812.26
	UNICREDITO ITALIANO SPA	13,551	136.30	1,847,001.30
計	銘柄数 :	112,878	4.23	478,264.08
		16		13,721,354.00
				(1,764,566,124)
	組入時価比率 :	16.9%		17.0%
イギリスポンド	ASTRAZENECA PLC	35,867	28.45	1,020,416.15
	BP PLC	26,292	4.19	110,229.21
	HSBC HOLDINGS PLC	129,514	9.05	1,172,101.70
	IMPERIAL TOBACCO GROUP	83,061	10.26	852,621.16
	RIO TINTO-REGISTERED SHARES	31,235	14.48	452,282.80
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC	54,508	15.85	863,951.80
	STANDARD CHARTERED PLC	13,525	9.32	126,053.00
	VODAFONE GROUP PLC	251,670	1.27	320,250.07
計	銘柄数 :	8		4,917,905.89
				(904,697,967)
	組入時価比率 :	8.7%		8.7%
スイスフラン	ABB LTD	187,916	8.23	1,546,548.68
	CREDIT SUISSE GROUP-REG	42,718	44.20	1,888,135.60
	NESTLE SA-REGISTERED	6,674	297.50	1,985,515.00
	ROCHE HOLDING AG GENUSSSCHEIN	15,683	120.25	1,885,880.75
計	銘柄数 :	4		7,306,080.03
				(601,874,872)
	組入時価比率 :	5.8%		5.8%
オーストラリア ドル	BHP BILLITON LIMITED	217,714	11.29	2,457,991.06
	WESTPAC BANKING CORP. LTD.	74,071	15.93	1,179,951.03
計	銘柄数 :	2		3,637,942.09
				(284,960,003)
	組入時価比率 :	2.7%		2.8%
合計				10,371,366,282
				(10,371,366,282)

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 53 銘柄	63.6%	64.0%
カナダドル	株式 1 銘柄	1.7%	1.7%
ユーロ	株式 16 銘柄	16.9%	17.0%
イギリスポンド	株式 8 銘柄	8.7%	8.7%
スイスフラン	株式 4 銘柄	5.8%	5.8%
オーストラリアドル	株式 2 銘柄	2.7%	2.8%

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

4. 「ドイチェ・外国債券マザー」の状況
 以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	〔平成14年11月15日現在〕	〔平成15年11月17日現在〕
		金 額	金 額
資 産 の 部			
流動資産			
預 金		44,833	8,073
コ ー ル ・ ロ ー ン		205,227,906	133,265,037
国 債 証 券		8,671,440,386	9,197,695,194
特 殊 債 券		396,555,615	204,679,291
社 債 券		84,362,661	-
派 生 商 品 評 価 勘 定		1,160,353	1,633,632
未 収 入 金		302,270,903	24,754,730
未 収 利 息		133,571,237	157,059,348
前 払 費 用		56,515,356	31,904,688
流動資産合計		9,851,149,250	9,750,999,993
資産合計		9,851,149,250	9,750,999,993
負 債 の 部			
流動負債			
派 生 商 品 評 価 勘 定		1,466,093	1,978,344
未 払 金		411,755,871	28,391,831
流動負債合計		413,221,964	30,370,175
負債合計		413,221,964	30,370,175
純 資 産 の 部			
元 本			
元 本		8,761,253,492	8,571,766,210
剰余金			
剰 余 金		676,673,794	1,148,863,608
剰余金合計		676,673,794	1,148,863,608
純資産合計		9,437,927,286	9,720,629,818
負債・純資産合計		9,851,149,250	9,750,999,993

重要な会計方針

自 平成13年11月16日 至 平成14年11月15日	自 平成14年11月16日 至 平成15年11月17日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券、特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段)で評価しております。 計算期間の末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によるものが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、わが国における計算期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>4. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>5. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成14年11月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券及び特殊債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価額提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p> <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>4. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左</p> <p>5. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成15年11月17日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、11月16日から翌年11月15日までとなっております。</p>

(貸借対照表関係)

	〔平成14年11月15日現在〕	〔平成15年11月17日現在〕
本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期首における当マザーファンドの元本額	9,943,309,281円	8,761,253,492円
期中追加設定元本額	3,129,011,468円	4,736,277,384円
期中解約元本額	4,311,067,257円	4,925,764,666円
元本の内訳*		
ドイチェ・ライフ・プラン30	4,044,692,616円	3,375,282,799円
ドイチェ・ライフ・プラン50	2,611,240,363円	3,049,756,971円
ドイチェ・ライフ・プラン70	221,699,389円	165,859,541円
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	-	7,976,347円
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	-	7,370,675円
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	-	939,641円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	1,114,571,985円	760,326,910円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	505,465,399円	595,223,117円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	197,893,775円	125,092,453円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	47,323,583円	289,531,293円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	16,960,612円	164,314,688円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	1,405,770円	30,091,775円

(注)*は当該マザーファンド信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本

(有価証券関係)

(平成14年11月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	8,671,440,386	113,626,082
特殊債券	396,555,615	15,582,700
社債証券	84,362,661	4,145,991
合 計	9,152,358,662	133,354,773

(平成15年11月17日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	9,197,695,194	138,004,164
特殊債券	204,679,291	1,138,895
合 計	9,402,374,485	136,865,269

(デリバティブ取引関係)
取引の状況に関する事項

〔自平成13年11月16日 至平成14年11月15日〕	〔自平成14年11月16日 至平成15年11月17日〕
<p>1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替変動リスクの低減を図る目的で利用しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 為替予約取引等に係るリスクは、為替相場の変動リスクであります。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。</p> <p>4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 同左</p> <p>4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

取引の時価等に関する事項

(平成14年11月15日現在)

通貨関連

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	72,848,224	-	72,978,240	130,016
	カナダドル	46,267,890	-	46,433,200	165,310
	ユーロ	332,059,993	-	331,679,380	380,613
	イギリスポンド	370,332,200	-	369,577,600	754,600
	スウェーデンクローネ	92,480,500	-	92,400,000	80,500
	オーストラリアドル	46,731,300	-	46,984,000	252,700
	売建				
アメリカドル	93,544,620	-	93,795,000	250,380	
ユーロ	769,415,931	-	768,803,604	612,327	
合計		1,823,680,658		1,822,651,024	305,740

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(平成15年11月17日現在)

通貨関連

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	13,725,054	-	13,652,100	72,954
	カナダドル	28,256,380	-	28,203,000	53,380
	イギリスポンド	454,350,030	-	452,758,350	1,591,680
	スイスフラン	90,636,700	-	90,552,000	84,700
	スウェーデンクローネ	96,366,830	-	96,191,200	175,630
	オーストラリアドル	49,011,432	-	49,118,280	106,848
	売建 ユーロ	688,902,144	-	687,375,360	1,526,784
合計	1,421,248,570		1,417,850,290	344,712	

(注)時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(1口当たり情報)

	〔平成14年11月15日現在〕	〔平成15年11月17日現在〕
1口当たり純資産額	1.0772円	1.1340円
(1万口当たり純資産額)	(10,772円)	(11,340円)

(2) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考	
国債証券	アメリカドル	US T 6.25% 05/15/30		517,000.00	598,265.93		
		US T 7% 07/15/06		3,900,000.00	4,383,843.75		
		US T 2% 11/30/04		1,850,000.00	1,863,513.67		
		US T 3.5% 11/15/06		1,345,000.00	1,389,553.12		
		US T 5% 02/15/11		1,130,000.00	1,216,162.50		
		US T 5.5% 05/15/09		1,587,000.00	1,764,545.62		
		US T 6% 08/15/09		520,000.00	590,037.50		
		US T 6.125% 11/15/27		470,000.00	531,540.62		
		US T 6.375% 08/15/27		357,000.00	415,960.78		
		US T 6.5% 05/15/05		3,090,000.00	3,318,128.92		
		US T 6.5% 11/15/26		1,150,000.00	1,357,000.00		
		US T 7.125% 02/15/23		1,580,000.00	1,977,468.75		
		US T 7.25% 05/15/16		1,240,000.00	1,549,418.75		
		US T 7.875% 11/15/04		1,310,000.00	1,395,047.66		
		US T 9% 11/15/18		1,345,000.00	1,944,575.78		
	計	銘柄数 :	15	21,391,000.00	24,295,063.35	(2,640,873,386)	
		組入時価比率 :	27.2%		28.1%		
	カナダドル	CAN 6% 06/01/11		1,747,000.00	1,896,263.68		
		CAN 7% 12/01/06		760,000.00	833,195.60		
		CAN 8% 06/01/23		495,000.00	655,810.65		
	計	銘柄数 :	3	3,002,000.00	3,385,269.93	(282,940,860)	
		組入時価比率 :	2.9%		3.0%		
	ユーロ	BGB 4.25% 09/28/13		310,000.00	305,815.00		
		BGB 5% 09/28/12		500,000.00	524,650.00		
		BKO 4% 06/25/04		2,440,000.00	2,465,864.00		
		BTAN 3.5% 07/12/04		1,000,000.00	1,008,400.00		
		BTPS 4% 03/01/05		3,345,000.00	3,411,231.00		
		BTPS 6% 11/01/07		495,000.00	541,381.50		
		BTPS 7.75% 11/01/06		700,000.00	791,210.00		
		BTPS5.5%11/01/10		1,360,000.00	1,475,872.00		
		DBR 3.75% 01/04/09		2,130,000.00	2,137,881.00		
		DBR 4.125% 07/04/08		195,000.00	199,426.50		
		DBR 4.5% 07/04/09		1,475,000.00	1,526,920.00		
DBR 4.75% 07/04/08			1,000,000.00	1,049,700.00			
DBR 4.75% 07/04/28			560,000.00	539,336.00			
DBR 5.25% 01/04/11			1,900,000.00	2,037,180.00			
DBR 5.25% 07/04/10			1,240,000.00	1,329,962.00			
DBR 5.375% 01/04/10			1,060,000.00	1,143,952.00			
DBR 6% 06/20/16			3,000,000.00	3,411,000.00			
DBR 6% 07/04/07			760,000.00	827,868.00			
DBR 6.25% 01/04/24			800,000.00	933,600.00			
DBR 6.25% 01/04/30			97,500.00	114,611.25			
DBR 6.5% 07/04/27		3,310,000.00	3,989,543.00				
DBR 6.5% 10/14/05		2,290,000.00	2,448,697.00				

		DBR 6.75% 07/15/04		1,400,000.00	1,441,020.00
		DBR5.25% 01/04/08		1,000,000.00	1,066,900.00
		FRTR 4% 04/25/09		235,000.00	237,373.50
		FRTR 4% 04/25/13		900,000.00	874,620.00
		FRTR 4.75% 10/25/12		1,997,500.00	2,059,822.00
		FRTR 6% 10/25/25		1,950,000.00	2,214,810.00
		FRTR 8.5% 04/25/23		760,000.00	1,102,000.00
		FRTR 8.5% 10/25/19		300,000.00	425,760.00
		GGB 5.25% 05/18/12		795,000.00	843,876.60
		GGB 6.5% 10/22/19		197,000.00	230,568.80
		NETHER 5.25% 07/15/08		800,000.00	856,160.00
		OBL 5% 08/19/05		2,000,000.00	2,079,300.00
		OBL 5% 02/17/06		300,000.00	313,875.00
		OBL 4.5% 08/18/06		300,000.00	311,550.00
		SPGB 6% 01/31/08		1,000,000.00	1,097,100.00
	計	銘柄数 :	37	43,902,000.00	47,368,836.15
		組入時価比率 :			(6,091,632,328)
			62.7%		64.8%
	イギリスポンド	UKT 6.25% 11/25/10		443,000.00	476,668.00
		UKT 8.5% 07/16/07		384,000.00	431,232.00
		UKT 9% 07/12/11		66,000.00	82,797.00
	計	銘柄数 :	3	893,000.00	990,697.00
		組入時価比率 :			(182,248,620)
			1.9%		1.9%
	小計				9,197,695,194
					(9,197,695,194)
特殊債券	アメリカドル	IBRD 4.375% 09/28/06		650,000.00	683,930.00
	計	銘柄数 :	1	650,000.00	683,930.00
		組入時価比率 :			(74,343,191)
			0.8%		0.8%
	ユーロ	EIB 3.5% 10/15/05		1,000,000.00	1,013,500.00
	計	銘柄数 :	1	1,000,000.00	1,013,500.00
		組入時価比率 :			(130,336,100)
			1.3%		1.4%
	小計				204,679,291
					(204,679,291)
	合計				9,402,374,485
					(9,402,374,485)

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 15 銘柄	27.2%	28.1%
	特殊債券 1 銘柄	0.8%	0.8%
カナダドル	国債証券 3 銘柄	2.9%	3.0%
ユーロ	国債証券 37 銘柄	62.7%	64.8%
	特殊債券 1 銘柄	1.3%	1.4%
イギリスポンド	国債証券 3 銘柄	1.9%	1.9%

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(平成15年11月17日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカドル	13,725,054	-	13,652,100
	カナダドル	28,256,380	-	28,203,000
	イギリスポンド	454,350,030	-	452,758,350
	スイスフラン	90,636,700	-	90,552,000
	スウェーデンクローネ	96,366,830	-	96,191,200
	オーストラリアドル	49,011,432	-	49,118,280
売建				
ユーロ	688,902,144	-	687,375,360	
	合計	1,421,248,570		1,417,850,290

(注)時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

マザーファンドの現況

1. 「ドイチェ・日本株式マザー」の現況

(1) 純資産額計算書

(平成15年12月30日現在)

資産総額	17,377,977,875 円
負債総額	- 円
純資産総額 (-)	17,377,977,875 円
発行済数量	20,174,256,299 円
1 単位当たり純資産額 (/)	0.8614 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

(平成15年12月30日現在)

順位	国名	種類	銘柄名	業種	数量 (額面)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	292,200	3,332.58	973,779,876	3,620.00	1,057,764,000	6.08
2	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,509	221,910.20	556,772,716	325,000.00	815,425,000	4.69
3	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,210	544,246.51	658,538,289	614,000.00	742,940,000	4.27
4	日本	株式	リコー	電気機器	317,000	1,957.93	620,663,810	2,115.00	670,455,000	3.85
5	日本	株式	JSR	化学	272,000	2,196.18	597,360,960	2,395.00	651,440,000	3.74
6	日本	株式	キヤノン	電気機器	128,000	4,910.71	628,570,880	4,990.00	638,720,000	3.67
7	日本	株式	日東電工	化学	106,000	5,301.56	561,965,360	5,700.00	604,200,000	3.47
8	日本	株式	三菱東京フィナンシャル・グループ	銀行業	718	701,521.82	503,692,673	836,000.00	600,248,000	3.45
9	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	475,700	1,268.39	603,373,123	1,224.00	582,256,800	3.35
10	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	1,410,000	385.86	544,062,600	382.00	538,620,000	3.09
11	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	2,070	239,017.98	494,767,239	243,000.00	503,010,000	2.89
12	日本	株式	三菱商事	卸売業	441,000	1,025.90	452,421,900	1,136.00	500,976,000	2.88
13	日本	株式	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	235,000	1,642.36	385,954,600	1,825.00	428,875,000	2.46
14	日本	株式	三菱地所	不動産業	383,000	946.44	362,486,520	1,016.00	389,128,000	2.23
15	日本	株式	旭化成	化学	668,000	500.15	334,100,200	582.00	388,776,000	2.23
16	日本	株式	ジェイエフイーホールディングス	鉄鋼	132,400	2,408.45	318,878,780	2,925.00	387,270,000	2.22
17	日本	株式	商船三井	海運業	718,000	426.64	306,327,520	523.00	375,514,000	2.16
18	日本	株式	王子製紙	パルプ・紙	493,000	593.29	292,491,970	692.00	341,156,000	1.96
19	日本	株式	SMC	機械	25,000	12,325.89	308,147,250	13,340.00	333,500,000	1.91
20	日本	株式	UFJホールディングス	銀行業	596	367,289.53	218,904,565	515,000.00	306,940,000	1.76
21	日本	株式	日立化成工業	化学	149,000	1,687.69	251,466,324	1,800.00	268,200,000	1.54
22	日本	株式	大林組	建設業	546,000	426.67	232,961,820	479.00	261,534,000	1.50
23	日本	株式	ユー・エス・エス	サービス業	33,790	6,743.12	227,850,362	7,580.00	256,128,200	1.47
24	日本	株式	住友信託銀行	銀行業	404,000	501.54	202,622,160	630.00	254,520,000	1.46
25	日本	株式	シチズン電子	電気機器	24,100	8,506.88	205,015,808	9,750.00	234,975,000	1.35
26	日本	株式	日本触媒	化学	287,000	740.30	212,466,100	813.00	233,331,000	1.34
27	日本	株式	ファナック	電気機器	35,100	6,410.02	224,991,702	6,420.00	225,342,000	1.29
28	日本	株式	大日本印刷	その他製品	148,000	1,388.46	205,492,080	1,505.00	222,740,000	1.28
29	日本	株式	シャープ	電気機器	130,000	1,627.31	211,550,300	1,691.00	219,830,000	1.26
30	日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	509	401,064.82	204,141,998	421,000.00	214,289,000	1.23

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率をいいます。

<種類および業種別投資比率>

(平成15年12月30日現在)

種類	業種	投資比率 (%)
株 式	建設業	2.60
	食料品	1.17
	パルプ・紙	1.96
	化学	12.34
	ゴム製品	0.24
	ガラス・土石製品	0.50
	鉄鋼	2.22
	非鉄金属	0.71
	機械	4.87
	電気機器	13.73
	輸送用機器	10.92
	精密機器	0.99
	その他製品	1.28
	電気・ガス業	3.09
	陸運業	1.90
	海運業	2.16
	倉庫・運輸関連業	1.00
	情報・通信業	8.15
	卸売業	3.91
	小売業	3.87
	銀行業	11.37
	証券、商品先物取引業	2.90
	その他金融業	0.46
	不動産業	3.92
サービス業	3.30	
	合 計	99.67

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率をいいます。

- (3) 投資不動産物件
該当事項はありません。
- (4) その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

2. 「ドイチェ・日本債券マザー」の現況

(1) 純資産額計算書

(平成15年12月30日現在)

資産総額	34,353,620,945 円
負債総額	557,946,000 円
純資産総額 (-)	33,795,674,945 円
発行済数量	30,734,644,413 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.0996 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

(平成15年12月30日現在)

順位	国名	種類	銘柄名	数量 (額面)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	時価 単価 (円)	時価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第193回 利付国債(10年)	1,560,000,000	107.59	1,678,528,800	107.41	1,675,736,400	2.6	2007/3/20	4.95
2	日本	国債証券	第197回 利付国債(10年)	1,400,000,000	108.42	1,517,978,000	108.26	1,515,654,000	2.6	2007/9/20	4.48
3	日本	国債証券	第59回 利付国債(20年)	1,500,000,000	98.69	1,480,376,400	98.23	1,473,585,000	1.7	2022/12/20	4.36
4	日本	国債証券	第185回 利付国債(10年)	1,300,000,000	106.84	1,388,985,000	106.55	1,385,189,000	3.1	2006/3/20	4.09
5	日本	国債証券	第195回 利付国債(10年)	1,200,000,000	107.30	1,287,672,000	107.16	1,286,028,000	2.4	2007/6/20	3.80
6	日本	国債証券	第184回 利付国債(10年)	1,100,000,000	105.79	1,163,756,000	105.49	1,160,412,000	2.9	2005/12/20	3.43
7	日本	国債証券	第190回 利付国債(10年)	1,000,000,000	108.05	1,080,550,000	107.85	1,078,560,000	2.9	2006/12/20	3.19
8	日本	国債証券	第225回 利付国債(10年)	1,000,000,000	106.69	1,066,915,000	106.22	1,062,280,000	1.9	2010/12/20	3.14
9	日本	特殊債券	政府保証 第776 回公営企業債券	1,000,000,000	104.96	1,049,680,000	104.78	1,047,820,000	1.6	2009/5/21	3.10
10	日本	国債証券	第234回 利付国債(10年)	1,000,000,000	102.49	1,024,900,000	102.16	1,021,660,000	1.4	2011/9/20	3.02
11	日本	国債証券	第250回 利付国債(10年)	1,100,000,000	92.95	1,022,551,000	92.79	1,020,778,000	0.5	2013/6/20	3.02
12	日本	国債証券	第207回 利付国債(10年)	1,000,000,000	101.68	1,016,810,000	101.59	1,015,900,000	0.9	2008/12/22	3.00
13	日本	国債証券	第244回 利付国債(10年)	1,000,000,000	98.00	980,000,000	97.75	977,510,000	1.0	2012/12/20	2.89
14	日本	国債証券	第202回 利付国債(10年)	900,000,000	107.07	963,630,000	106.92	962,361,000	2.1	2008/3/20	2.84
15	日本	国債証券	第237回 利付国債(10年)	900,000,000	102.85	925,695,000	102.54	922,905,000	1.5	2012/3/20	2.73
16	日本	国債証券	第32回 利付国債(20年)	700,000,000	125.37	877,611,000	124.87	874,139,000	3.7	2016/3/21	2.58
17	日本	国債証券	第203回 利付国債(10年)	800,000,000	105.96	847,712,000	105.81	846,552,000	1.8	2008/6/20	2.50
18	日本	国債証券	第240回 利付国債(10年)	800,000,000	101.05	808,424,000	100.72	805,824,000	1.3	2012/6/20	2.38
19	日本	国債証券	第182回 利付国債(10年)	700,000,000	105.36	737,541,000	105.03	735,224,000	3.0	2005/9/20	2.17

20	日本	国債証券	第235回 利付国債(10年)	700,000,000	102.26	715,848,000	101.96	713,783,000	1.4	2011/12/20	2.11
21	日本	特殊債券	い第603号 みずほ コーポレート銀行	700,000,000	101.08	707,609,000	100.93	706,566,000	1.3	2004/10/27	2.09
22	日本	国債証券	第35回 利付国債(20年)	500,000,000	121.68	608,400,000	121.23	606,155,000	3.3	2017/3/20	1.79
23	日本	国債証券	第188回 利付国債(10年)	500,000,000	108.34	541,700,000	108.08	540,445,000	3.2	2006/9/20	1.59
24	日本	社債券	第17回 アコム	500,000,000	104.53	522,695,000	103.99	519,970,000	2.09	2007/5/10	1.53
25	日本	国債証券	第131回 しんきん 中金	500,000,000	102.24	511,220,000	102.14	510,730,000	1.35	2005/10/27	1.51
26	日本	社債券	第51回 三菱商事	500,000,000	98.92	494,600,000	99.00	495,000,000	0.35	2008/3/28	1.46
27	日本	特殊債券	第2回 野村ホールデ ィング	500,000,000	99.15	495,780,000	98.87	494,365,000	0.91	2010/3/3	1.46
28	日本	社債券	第19回 富士通	400,000,000	104.70	418,816,000	104.76	419,068,000	2.15	2008/10/1	1.24
29	日本	社債券	第10回 住友商事	400,000,000	102.77	411,104,000	102.75	411,008,000	1.45	2006/6/15	1.21
30	日本	社債券	第3回イオンクレジ ットサービス	400,000,000	102.53	410,124,000	102.31	409,256,000	1.47	2009/7/16	1.21

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成15年12月30日現在)

種 類	投資比率 (%)
国債証券	68.18
特殊債券	7.63
社債券	21.49
合 計	97.31

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率をいいます。

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3. 「ドイチェ・外国株式マザー」の現況

(1) 純資産額計算書

(平成15年12月30日現在)

資産総額	9,911,408,179 円
負債総額	- 円
純資産総額 (-)	9,911,408,179 円
発行済数量	12,213,049,863 口
1 単位当たり純資産額 (/)	0.8115 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

(平成15年12月30日現在)

順位	国名	種類	銘柄名	業種	数量 (額面)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	各種金融	65,280	4,974.04	324,705,716	5,181.87	338,273,002	3.41
2	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	153,914	1,710.62	263,289,905	1,670.71	257,146,474	2.59
3	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	12,451	18,228.76	226,966,315	19,285.30	240,121,369	2.42
4	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー製 品・機器	90,060	2,387.92	215,056,768	2,613.97	235,414,318	2.37
5	スイス	株式	NESTLE SA-REGISTERED	食品・飲料・タバ コ	8,874	25,550.59	226,736,006	26,224.19	232,713,550	2.34
6	スペイン	株式	TELEFONICA S.A	電気通信サービス	145,634	1,456.42	212,105,522	1,575.45	229,440,133	2.31
7	スイス	株式	CREDIT SUISSE GROUP-REG	銀行	58,718	3,774.22	221,615,119	3,856.50	226,445,967	2.28
8	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテ クノロジー	43,867	5,362.49	235,236,358	5,124.28	224,787,106	2.26
9	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテ クノロジー	20,683	10,283.22	212,687,967	10,733.92	222,009,770	2.23
10	アメリカ	株式	U.S. BANCORP	銀行	66,900	2,962.14	198,167,467	3,171.04	212,143,111	2.14
11	バミューダ	株式	TYCO INTERNATIONAL LTD	資本財	72,000	2,340.79	168,536,916	2,876.44	207,103,716	2.08
12	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	23,600	8,004.75	188,912,184	8,602.53	203,019,920	2.04
13	アメリカ	株式	STAPLES INC	小売	70,160	2,727.52	191,363,490	2,889.29	202,713,014	2.04
14	アメリカ	株式	AMGEN INC	医薬品・バイオテ クノロジー	30,500	6,286.07	191,725,204	6,620.63	201,929,337	2.03
15	アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION	資本財	19,720	9,202.46	181,472,649	10,235.20	201,838,147	2.03
16	アメリカ	株式	EMC CORPORATION / MASS COM	テクノロジー製 品・機器	143,100	1,471.96	210,638,363	1,378.76	197,300,999	1.99
17	アメリカ	株式	TIME WARNER INC	メディア	101,100	1,690.51	170,910,702	1,926.19	194,738,557	1.96
18	アメリカ	株式	INTEL CORP	テクノロジー製 品・機器	55,300	3,512.79	194,257,436	3,446.37	190,584,377	1.92
19	カナダ	株式	CANADA NATL RAILWAY CO	運輸	27,100	6,311.40	171,039,102	6,751.81	182,974,126	1.84
20	アメリカ	株式	TARGET CORP	小売	43,290	4,139.50	179,199,093	4,140.57	179,245,470	1.80
21	アメリカ	株式	ST JUDE MEDICAL INC	ヘルスケア機器・ サービス	27,100	6,414.94	173,844,993	6,508.14	176,370,797	1.77
22	アメリカ	株式	ANHEUSER BUSCH COS INC. COM.	食品・飲料・タバ コ	30,240	5,612.54	169,723,230	5,613.61	169,755,626	1.71

23	アメリカ	株式	COMCAST CORP CL-A	メディア	48,000	3,410.47	163,702,781	3,476.36	166,865,688	1.68
24	アメリカ	株式	AVON PRODUCTS INC.	家庭用品・パーソナル用品	22,900	7,319.12	167,607,884	7,268.77	166,454,844	1.67
25	アメリカ	株式	EXELON CORPORATION	公益事業	22,900	6,695.62	153,329,812	7,052.36	161,499,224	1.62
26	アメリカ	株式	LEHMAN BROTHERS HOLDINGS INC	各種金融	19,300	7,750.85	149,591,511	8,179.37	157,861,947	1.59
27	オーストラリア	株式	BHP BILLITON LIMITED	素材	162,614	899.24	146,230,395	968.54	157,498,814	1.58
28	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO.	資本財	47,230	2,986.78	141,065,827	3,302.81	155,992,089	1.57
29	ドイツ	株式	E.ON AG	公益事業	22,396	6,229.60	139,518,327	6,921.04	155,003,723	1.56
30	アメリカ	株式	CONOCOPHILLIPS	エネルギー	21,900	6,140.69	134,481,146	6,948.45	152,171,094	1.53

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率をいいます。

<種類および業種別投資比率>

(平成15年12月30日現在)

種類	業 種	投資比率 (%)
株 式	エネルギー	7.10
	素材	4.38
	資本財	9.46
	運輸	1.84
	耐久消費財・アパレル	1.33
	ホテル・レストラン・レジャー	1.18
	メディア	5.10
	小売	4.90
	食品・飲料・タバコ	6.45
	家庭用品・パーソナル用品	2.82
	ヘルスケア機器・サービス	3.17
	医薬品・バイオテクノロジー	9.01
	銀行	14.87
	各種金融	5.40
	保険	1.04
	ソフトウェア・サービス	2.86
	テクノロジー製品・機器	7.96
電気通信サービス	3.78	
公益事業	3.19	
	合 計	95.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率をいいます。

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

4. 「ドイチェ・外国債券マザー」の現況

(1) 純資産額計算書

(平成15年12月30日現在)

資産総額	9,793,949,836 円
負債総額	33,447,978 円
純資産総額 (-)	9,760,501,858 円
発行済数量	8,346,537,347 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.1694 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

(平成15年12月30日現在)

順位	国名	種類	銘柄名	数量 (額面)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ドイツ	国債 証券	DBR 6.5% 07/04/27	3,010,000	16,119.68	485,202,434	16,443.33	494,944,323	6.5	2027/7/4	5.07
2	アメリカ	国債 証券	UST 7% 07/15/06	3,900,000	12,042.08	469,641,180	11,999.39	467,976,482	7.0	2006/7/15	4.79
3	ドイツ	国債 証券	DBR 6% 06/20/16	3,000,000	15,206.23	456,187,140	15,400.16	462,004,830	6.0	2016/6/20	4.73
4	イタリア	国債 証券	BTPS 4% 03/01/05	3,045,000	13,638.80	415,301,618	13,589.32	413,794,836	4.0	2005/3/1	4.23
5	アメリカ	国債 証券	UST 6.5% 05/15/05	3,090,000	11,503.92	355,471,151	11,453.70	353,919,439	6.5	2005/5/15	3.62
6	ドイツ	国債 証券	BKO 4% 06/25/04	2,440,000	13,515.76	329,784,651	13,493.02	329,229,897	4.0	2004/6/25	3.37
7	ドイツ	国債 証券	DBR 6.5% 10/14/05	2,290,000	14,300.81	327,488,736	14,290.78	327,259,038	6.5	2005/10/14	3.35
8	フランス	国債 証券	FRTR 6% 10/25/25	1,950,000	15,190.18	296,208,689	15,274.44	297,851,685	6.0	2025/10/25	3.05
9	アメリカ	国債 証券	UST 7.875% 11/15/04	2,510,000	11,389.23	285,869,794	11,331.50	284,420,858	7.875	2004/11/15	2.91
10	ドイツ	国債 証券	OBL 5% 08/19/05	2,000,000	13,904.27	278,085,582	13,910.69	278,213,972	5.0	2005/8/19	2.85
11	フランス	国債 証券	FRTR 4.75% 10/25/12	1,997,500	13,791.26	275,480,594	13,955.76	278,766,485	4.75	2012/10/25	2.85
12	ベルギー	国債 証券	BGB 4.25% 09/28/13	1,810,000	13,244.43	239,724,269	13,335.21	241,367,398	4.25	2013/9/28	2.47
13	フランス	国債 証券	FRTR 4% 04/25/13	1,700,000	13,033.35	221,567,058	13,173.39	223,947,630	4.0	2013/4/25	2.29
14	アメリカ	国債 証券	UST 7.125% 02/15/23	1,580,000	13,407.98	211,846,227	13,446.48	212,454,524	7.125	2023/2/15	2.17
15	アメリカ	国債 証券	UST 9% 11/15/18	1,345,000	15,488.65	208,322,403	15,498.69	208,457,486	9.0	2018/11/15	2.13
16	ドイツ	国債 証券	DBR 4.5% 07/04/09	1,475,000	13,844.76	204,210,280	13,962.45	205,946,226	4.5	2009/7/4	2.11
17	アメリカ	国債 証券	UST 2% 11/30/04	1,850,000	10,791.25	199,638,219	10,787.90	199,576,285	2.0	2004/11/30	2.04
18	ドイツ	国債 証券	DBR 6.75 07/15/04	1,400,000	13,765.85	192,722,014	13,697.11	191,759,621	6.75	2004/7/15	1.96

19	アメリカ	国債証券	UST 5.5% 05/15/09	1,587,000	11,911.51	189,035,772	11,921.56	189,195,161	5.5	2009/5/15	1.93
20	アメリカ	国債証券	UST 7.25% 05/15/16	1,240,000	13,386.22	165,989,230	13,401.29	166,176,038	7.25	2016/5/15	1.70
21	カナダ	国債証券	CAN 6% 06/01/11	1,747,000	8,885.41	155,228,144	8,993.46	157,115,869	6.0	2011/6/1	1.60
22	ドイツ	国債証券	DBR 5.375% 01/04/10	1,060,000	14,433.22	152,992,140	14,540.21	154,126,255	5.375	2010/1/4	1.57
23	フランス	国債証券	FRTR 8.5% 04/25/23	760,000	19,392.30	147,381,480	19,722.63	149,892,047	8.5	2023/4/25	1.53
24	アメリカ	国債証券	UST 3.5% 11/15/06	1,345,000	11,067.86	148,862,825	11,069.54	148,885,340	3.5	2006/11/15	1.52
25	スペイン	国債証券	SPGB 6% 01/31/08	1,000,000	14,672.61	146,726,154	14,722.09	147,220,992	6.0	2008/1/31	1.50
26	ドイツ	国債証券	DBR 5.25% 01/04/08	1,000,000	14,268.72	142,687,206	14,342.94	143,429,463	5.25	2008/1/4	1.46
27	ドイツ	国債証券	DBR 4.75% 07/04/08	1,000,000	14,038.68	140,386,878	14,113.58	141,135,822	4.75	2008/7/4	1.44
28	国際機関	特殊債券	EIB 3.5% 10/15/05	1,000,000	13,554.54	135,545,490	13,598.68	135,986,832	3.5	2005/10/15	1.39
29	フランス	国債証券	BTAN 3.5% 07/12/04	1,000,000	13,486.34	134,863,416	13,471.63	134,716,302	3.5	2004/7/12	1.38
30	アメリカ	国債証券	UST 5% 02/15/11	1,130,000	11,529.86	130,287,488	11,523.17	130,211,828	5.0	2011/2/15	1.33

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成15年12月30日現在)

種類	投資比率 (%)
国債証券	91.82
特殊債券	2.14
合計	93.96

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率をいいます。

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

マザーファンドの信託約款

親投資信託 ドイチェ・日本株式マザー 約 款

親投資信託 ドイチェ・日本株式マザー

運用の基本方針

約款 11 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主にわが国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主にわが国の上場株式および店頭登録株式に積極的に投資を行い、東証株価指数(配当込)を年率で 3%程度上回る投資成果を目指します。

付加価値を高めるために、トップ・ダウンおよびボトムアップの両方を活用した運用を行います。業種配分に関しては、マクロ経済・産業分析等によるトップダウン・アプローチで決定します。銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズ分析、定性分析、バリュエーション分析等によるボトムアップ・アプローチで決定します。付加価値の源泉に関しては、業種配分で 1/3 程度、銘柄選択で 2/3 程度を目処としますが、市況動向等により見直されることがあります。

業種および銘柄の分散化を図り、過度なリスクを避けます。組入銘柄数は、原則として、40～80 銘柄程度とします。

原則として、株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、投資環境の悪化等により下落リスクが高まったと判断した場合または解約に備えての株式の売却により、一時的に株式組入率を引き下げることがあります。

上記の運用を補完する目的で、わが国の企業が発行する外貨建の転換社債および新株引受権証券への投資のため、または外国の証券取引所におけるわが国の株価指数先物取引等を行うために、外貨建資産を保有することがあります。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。

親投資信託 ドイチェ・日本株式マザー 約款

〔委託者および受託者〕

第 1 条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的、金額および追加信託の限度額〕

第2条 委託者は、金64万円を受益者のために利殖目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条、第42条、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託契約の解約の日までとします。

〔受益者〕

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である住友信託銀行株式会社とします。

〔受益権の分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については64万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

〔追加信託金の計算方法〕

第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第22条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔信託日時の異なる受益権の内容〕

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第9条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔運用の指図範囲〕

第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第1号から第7号までの証券の性質を有する

もの

9. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
13. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
16. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第8号ならびに第14号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第10号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号ならびに第14号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔運用の基本方針〕

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔投資する株式等の範囲〕

第12条 委託者が受託者に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

〔信用取引の指図範囲〕

第13条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第14条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内

とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔外貨建有価証券への投資制限〕

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第24条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第25条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第26条 (削除)

〔信託財産の表示および記載の省略〕

第27条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

〔有価証券売却等の指図〕

第28条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第29条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔損益の帰属〕

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔信託の計算期間〕

第32条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、

第1計算期間は、平成10年11月26日から平成11年11月15日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

〔信託報酬〕

第35条 委託者および受託者は、この信託に関し、信託報酬を収受しません。

〔利益の留保〕

第36条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

〔追加信託金および一部解約金の計理処理〕

第37条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、一部解約にあっては解約差金として処理します。

〔一部解約〕

第38条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

〔信託契約の解約〕

第39条 委託者は、第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

〔償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第40条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔償還金の支払いの時期〕

第41条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第 42 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 46 条の規定にしたがいます。

〔委託者の認可取消等に伴う取扱い〕

第 43 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 46 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

〔委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第 44 条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任に伴う取扱い〕

第 45 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 46 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第 46 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第 47 条 第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 39 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔公告〕

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 10 年 11 月 26 日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

親投資信託
ドイチェ・日本債券マザー
約 款

親投資信託 ドイチェ・日本債券マザー
運用の基本方針

約款 11 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主にわが国の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に NOMURA-BPI 総合に採用されている銘柄で格付けがシングル A 格相当以上の格付（S&P、ムーディーズ、日本格付投資情報センター、日本格付研究所のうちいずれかから取得）の公社債に投資を行い、同指数を年率で 1% 程度上回る投資成果を目指します。NOMURA-BPI 総合は、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

マクロ分析に基づく市場予測から判断するトップダウン・アプローチでアクティブ運用を行います。付加価値の源泉に関しては、デュレーション・コントロールで 50%、イールド・カーブの形状予測で 25%、債券の種別配分で 15%、個別債券の割高割安入替で 10% を目処としますが、市況動向等によっては見直されることがあります。

デュレーションの調整は、原則として NOMURA-BPI 総合のデュレーション ±1 年の範囲で行います。ただし、市況動向等によりデュレーションの調整範囲は見直されることがあります。

上記の運用を補完する目的で、外国の証券取引所におけるわが国の有価証券先物取引等を行うために、外貨建資産を保有することがあります。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。

親投資信託 ドイチェ・日本債券マザー 約款

〔委託者および受託者〕

第 1 条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

〔信託事務の委託〕

第 1 条の 2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第

1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的、金額および追加信託の限度額〕

第2条 委託者は、金129万円を受益者のために利殖目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第36条、第39条、第40条第1項および第42条第2項の規定による信託契約の解約の日までとします。

〔受益者〕

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である住友信託銀行株式会社とします。

〔受益権の分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については129万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

〔追加信託金の計算方法〕

第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第13条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第20条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔信託日時異なる受益権の内容〕

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第9条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔運用の指図範囲〕

第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. クローズド・エンド型以外の投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で

定めるものをいいます。)

10. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

12. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)

13. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号の証券および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔運用の基本方針〕

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第12条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第13条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第14条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引お

よびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔外貨建有価証券への投資制限〕

第 18 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第 19 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第 21 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第 22 条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第 23 条 (削除)

〔信託財産の表示および記載の省略〕

第 24 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

〔有価証券売却等の指図〕

第 25 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第 26 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔損益の帰属〕

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔信託の計算期間〕

第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 16 日から翌年 11 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 10 年 11 月 26 日から平成 11 年 11 月 15 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

〔信託報酬〕

第 32 条 委託者および受託者は、この信託に関し、信託報酬を収受しません。

〔利益の留保〕

第 33 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

〔追加信託金および一部解約金の計理処理〕

第 34 条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、一部解約にあつては解約差金として処理します。

〔一部解約〕

第 35 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を

乗じた額とします。

〔信託契約の解約〕

第 36 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはのやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

〔償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔償還金の支払いの時期〕

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第 39 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 43 条の規定にしたがいます。

〔委託者の認可取消等に伴う取扱い〕

第 40 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

〔委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第 41 条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を継承させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を継承させることがあります。

〔受託者の辞任に伴う取扱い〕

第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨お

よびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第44条 第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔公告〕

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成10年11月26日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

親投資信託
ドイチェ・外国株式マザー
約 款

親投資信託 ドイチェ・外国株式マザー

運用の基本方針

約款 11 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主に外国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主にモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数(以下、「MSCI コクサイ指数」という。)に採用されている国の株式に積極的に投資を行い、同指数を年率で3%程度上回る投資成果を目指します。MSCI コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く21カ国(1998年10月末現在)を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(MSCI)が開発した株価指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行われますので変動することがあります。

市況動向などによっては、MSCI コクサイ指数に採用されていない国の株式に信託財産の最大10%まで組入れることがあります。

国別配分に関しては、グローバルな景気サイクル、金融政策、企業収益などをベースとするトップダウンにより決定します。

業種別配分に関しては、グローバルおよび地域レベルでの投資テーマに合った業種を中心にセミ・トップダウンにより決定します。

銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズおよびバリュエーションを考慮したボトムアップにより決定します。

付加価値の源泉に関しては、国別配分で20%程度、業種別配分および個別銘柄選択で80%程度の目処としますが、市況動向等によっては見直されることがあります。

原則として、株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、投資環境の悪化等により下落リスクが高まったと判断した場合または解約に備えての株式の売却により、一時的に株式組入率を引き下げることがあります。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

親投資信託 ドイチェ・外国株式マザー 約款

〔委託者および受託者〕

第1条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託

者とします。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的、金額および追加信託の限度額〕

第2条 委託者は、金66万円を受益者のために利殖目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意の上、第2項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条、第41条、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託契約の解約の日までとします。

〔受益者〕

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である住友信託銀行株式会社とします。

〔受益権の分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については66万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

〔追加信託金の計算方法〕

第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。第21条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔信託日時の異なる受益権の内容〕

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第9条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔運用の指図範囲〕

第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。）および新株予約権証券

8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第1号から第7号までの証券の性質を有するもの
9. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
13. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
16. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第8号ならびに第14号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第10号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号ならびに第14号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔運用の基本方針〕

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔投資する株式等の範囲〕

第12条 委託者が受託者に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

〔信用取引の指図範囲〕

第13条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第14条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公

社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第23条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第24条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第25条 (削除)

〔信託財産の表示および記載の省略〕

第26条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

〔有価証券売却等の指図〕

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔損益の帰属〕

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔信託の計算期間〕

第31条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成10年11月26日から平成11年11月15日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)

が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

〔信託報酬〕

第 34 条 委託者および受託者は、この信託に関し、信託報酬を収受しません。

〔利益の留保〕

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

〔追加信託金および一部解約金の計理処理〕

第 36 条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、一部解約にあっては解約差金として処理します。

〔一部解約〕

第 37 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

〔信託契約の解約〕

第 38 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

〔償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第 39 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔償還金の支払いの時期〕

第 40 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契

約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

〔委託者の認可取消等に伴う取扱い〕

第42条 委託者が監督官庁より免許の認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

〔委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第43条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任に伴う取扱い〕

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第46条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔公告〕

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成10年11月26日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

親投資信託
ドイチェ・外国債券マザー
約 款

親投資信託 ドイチェ・外国債券マザー
運用の基本方針

約款 11 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主に外国の公社債に投資し、安定収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主にソロモン・スミス・バーニー世界国債インデックス(除く日本)(以下「WGBI」という。)に採用されている銘柄で格付けがシングル A 格相当以上の格付(S&P、ムーディーズのうちいずれかから取得)の国債に投資を行い、同インデックスを年率で 3%程度上回る投資成果を目指します。WGBI とは、世界各国の日本を除く 17 カ国(1998 年 8 月末現在)を投資対象国として、投資家が各国の市場で売買可能な国債の総合投資利回りを指数化したものです。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行われますので変動することがあります。

マクロ分析に基づく市場予測から判断するトップダウン・アプローチでアクティブ運用を行います。付加価値の源泉に関しては、国別配分で 50%、デュレーション・コントロールで 30%、イールド・カーブの形状予測・債券の種別配分・個別債券の割高割安入替で 20%を目処としますが、市況動向等により見直されることがあります。

デュレーションの調整は、原則として WGBI のデュレーション \pm 1 年の範囲で行います。ただし、市況動向等によりデュレーションの調整範囲は見直されることがあります。

ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、公社債の空売りおよび公社債の借入れを行うことがあります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

親投資信託 ドイチェ・外国債券マザー 約款

〔委託者および受託者〕

第 1 条 この信託は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

〔信託事務の委託〕

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

〔信託の目的、金額および追加信託の限度額〕

第2条 委託者は、金30万円を受益者のために利殖目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

〔信託期間〕

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による信託契約の解約の日までとします。

〔受益者〕

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である住友信託銀行株式会社とします。

〔受益権の分割〕

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については30万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

〔追加信託金の計算方法〕

第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第13条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第19条に規定する予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

〔信託日時の異なる受益権の内容〕

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

〔受益証券の発行および種類〕

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

〔受益証券の発行についての受託者の認証〕

第9条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

〔運用の指図範囲〕

第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. クローズド・エンド型以外の投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
13. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号の証券および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔運用の基本方針〕

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

〔公社債の空売りの指図範囲〕

第12条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

〔公社債の借入れ〕

第13条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

〔先物取引等の運用指図〕

第14条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

〔スワップ取引の運用指図〕

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図〕

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

〔有価証券の貸付の指図および範囲〕

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

〔特別の場合の外貨建有価証券への投資制限〕

第 18 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

〔外国為替予約の指図および範囲〕

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図するものとします。

〔保管業務の委任〕

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

〔有価証券の保管〕

第 20 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

〔混蔵寄託〕

第 21 条 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託されるものとします。

第 22 条 (削除)

〔信託財産の表示および記載の省略〕

第 23 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

〔有価証券売却等の指図〕

第 24 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

〔再投資の指図〕

第 25 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

〔損益の帰属〕

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

〔受託者による資金立替え〕

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

〔信託の計算期間〕

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 16 日から翌年 11 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 10 年 11 月 26 日から平成 11 年 11 月 15 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

〔信託財産に関する報告〕

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

〔信託事務の諸費用〕

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

〔信託報酬〕

第 31 条 委託者および受託者は、この信託に関し、信託報酬を収受しません。

〔利益の留保〕

第 32 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

〔追加信託金および一部解約金の計理処理〕

第 33 条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、一部解約にあっては解約差金として処理します。

〔一部解約〕

第 34 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

〔信託契約の解約〕

第 35 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であ

ると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

〔償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責〕

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

〔償還金の支払いの時期〕

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

〔信託契約に関する監督官庁の命令〕

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

〔委託者の認可取消等に伴う取扱い〕

第39条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

〔委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い〕

第40条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

〔受託者の辞任に伴う取扱い〕

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

〔信託約款の変更〕

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受

益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔反対者の買取請求権〕

第44条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

〔公告〕

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

〔信託約款に関する疑義の取扱い〕

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成10年11月26日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社